医政発0610第20号 平成28年6月10日

一般社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長 (公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0 6 1 0 第 1 8 号 平成 2 8 年 6 月 1 0 日

都道府県知事 各 保健所設置市長 殿 特別区長

厚生労働省医政局長 (公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会においてとりまとめられた「大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォース等を踏まえた特定機能病院の承認要件の見直しについて」等を踏まえ、医療法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第110号。以下「改正省令」という。)により、下記1の通り、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)の一部を改正することとしました。また、下記2の通り、関連の通知についても一部を改正することとしました。

改正省令については、本日公布され、同日から施行されることとなりますので、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項 の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 改正省令の概要

- (1) 特定機能病院の承認要件の見直しについて
 - ① 高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院における医療安全の確保を図るため、特定機能病院の管理者の責務に以下の事項等を追加すること。(規則第9条の23第1項関係)

- ア 医療安全管理責任者を配置し、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者を統括させること。
- イ 専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療安全管理部門を設置し、 事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要なものと して管理者が認める事象が発生した場合における診療録その他の診療 に関する記録の確認、患者又はその家族への説明、当該事象の発生の原 因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び当該確認の結果に基づ く従業者への必要な指導、医療に係る安全の確保に資する診療の状況の 把握及び従業者の医療の安全に関する意識の向上の状況の確認等の業 務を行わせること。
- ウ 高難度新規医療技術(当該病院で実施したことのない医療技術(軽微な術式の変更等を除く。)であつてその実施により患者の死亡その他の重大な影響が想定されるものをいう。)又は未承認新規医薬品(当該病院で使用したことのない医薬品又は高度管理医療機器であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の承認又は認証を受けていないものをいう。)(以下「高難度新規医療技術等」という。)を用いた医療を提供するに当たり、当該高難度新規医療技術等の提供の適否等を決定する部門の設置、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、高難度新規医療技術等を用いた医療を提供する場合に従業者が遵守すべき事項等を定めた規程の作成等の措置を講ずること。
- エ 監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由を記載した書類を 厚生労働大臣に提出すること及び当該委員名簿及び委員の選定理由の 公表を行うことを当該病院の開設者に求めること。

なお、監査委員会については、委員の数は3人以上とし、委員長及び 委員の半数を超える数は、当該病院と利害関係のない者から選任するこ と、利害関係のない者には、医療に係る安全管理又は法律に関する識見 を有する者その他の学識経験を有する者及び医療を受ける者その他の 医療従事者以外の者を含むものとすること等の要件を満たすものであ ること。

オ 入院患者が死亡した場合又はそれ以外の場合であって通常の経過では必要がない処置又は治療が必要になったものとして特定機能病院の管理者が定める水準以上の事象が発生したときには、従業者に速やかに医療安全管理部門にその事実及び事実の発生前の状況を報告させること。

- カ 他の特定機能病院の管理者と連携し、年に一回以上他の特定機能病院 に職員を立ち入らせ、必要に応じ、医療に係る安全管理の改善のための 技術的助言を行わせること及び当該立入りを受け、当該技術的助言を受けること。
- ② 特定機能病院の開設者の提出すべき申請書及び業務報告書の内容に以下の事項を追加すること。(規則第6条の3第1項及び第9条の2の2第1項関係)
 - ア 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験
 - イ 監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由並びに当該委員名簿及び 委員の選定理由の公表の状況
- ③ その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を設けること。
- (2) 臨床研究中核病院の承認要件の見直しについて
 - ① 国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う臨床研究中核病院における医療安全の確保を図るため、臨床研究中核病院の管理者の責務に、専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療安全管理部門を設置し、事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要なものとして管理者が認める事象が発生した場合における診療録その他の診療に関する記録の確認、患者又はその家族への説明、当該事象の発生の原因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び当該確認の結果に基づく従業者への必要な指導等の業務を行わせることを追加すること。(規則第9条の25第1項第4号関係)。
 - ② その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を設けること。
- (3) 病院の管理者が講ずべき医療安全の確保のための措置の見直しについて
 - ① 特定機能病院以外の病院における高難度新規医療技術等を用いた医療の安全を確保するため、これらを用いた医療を提供するに当たっては、特定機能病院の管理者が講ずべき措置に準じ、必要な措置を講ずるよう努めることを、病院の管理者が講ずべき医療安全の確保のための措置に追加すること。(規則第1条の11第2項第4号関係)
 - ② その他所要の改正を行うこと。
- (4) 病院等の管理者が患者等を入院させ、又は入所させるに当たって遵守すべき事項の見直しについて

病院、診療所又は助産所の管理者が、患者、妊婦、産婦又は褥婦を入院 させ、又は入所させるに当って遵守すべき事項のうち、精神疾患を有する 者の入院に関する規定を改正し、精神疾患を有する者が、身体疾患の治療 を行うために精神病室以外の病室に入院できることを明確化すること。

(規則第10条関係)

2 関連通知の改正

- (1) 特定機能病院の承認要件の見直しについて 別紙1の通り、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」 (平成5年2月15日付け健政発第98号)を改正すること。なお、同通知 の様式については別紙1に付す通り変更すること。
- (2) 臨床研究中核病院の承認要件の見直しについて 別紙2の通り、「医療法の一部改正(臨床研究中核病院関係)の施行等 について」(平成27年3月31日付け医政発0331第69号)を改正すること。 と。なお、同通知の様式については別紙2に付す通り変更すること。
- (3) 病院等の管理者の医療安全確保のための措置の見直しについて 別紙3の通り、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法 等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日付 け医政発第0330010号)を改正すること。

別紙1

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(新旧) (平成5年2月15日健政発第98号: 厚生省健康政策局長通知)

【新旧対照表】

(下線部分は改正・新設部分)

改正後

第一 特定機能病院に関する事項

- 1 (略)
- 2 承認手続等
- (1) 特定機能病院の承認を受けようとする者は、医療法施行規則の一部を改正する省令(平成二八年厚生労働省令第一一〇号。以下「平成二八年改正省令」という。)による改正後の医療法施行規則(昭和二三年厚生省令第五〇号)第六条の三第一項の規定により、同項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出するものであること。その際の承認申請書及び添付書類の標準様式は様式第1~第8のとおりであること。
- (2) (略)
- (3) 平成二八年改正省令による改正後の 医療法施行規則第六条の三第一項第七 号に規定する「管理者の医療に係る安 全管理の業務の経験」とは、下記のい ずれかの業務に従事した経験を有する ものであること。
 - ① <u>医療安全管理責任者、医薬品安全</u> 管理責任者、医療機器安全管理責任 者の業務
 - ② <u>医療安全管理委員会の構成員とし</u> ての業務
 - ③ 医療安全管理部門における業務
 - ④ その他上記に準じる業務
- (4) 平成二八年改正省令による改正後

改正前

第一 特定機能病院に関する事項

- 1 (略)
- 2 承認手続等
 - (1) 特定機能病院の承認を受けようとする者は、改正省令による改正後の医療法施行規則(昭和二三年厚生省令第五〇号。以下「新省令」という。)第六条の三第一項の規定により、同項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出するものであること。その際の承認申請書及び添付書類の標準様式は様式第1~第8のとおりであること。
 - (2) (略)

(新設)

(3) 医療法施行規則の一部を改正する

の医療法施行規則<u>第六条の三第一項</u>第一一号に規定する「紹介率の前年度の平均値」及び<u>同項第一二号</u>に規定する「逆紹介率の前年度の平均値」とは、それぞれ平成二六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二〇第六号イ及び第七号イに規定するそれぞれの要素について、申請を行う年度の前年度の総数をあてはめて算出する値を意味するものであること。

- (5) 改正省令による改正後の医療法施 行規則(以下「新省令」という。)第 六条の三第二項第六号に規定する書 類については、平成二八改正省令によ る改正後の医療法施行規則第九条の 二二の規定により、診療に関する諸記 録が閲覧に供することができる書類 とされていないため、当面、添付を省 略する取り扱いとするものであるこ と。
- (6) 平成二八年改正省令による改正後 の医療法施行規則第六条の三第二項 第一一号に規定する「第一条の一一第 一項各号に掲げる体制を確保してい ること及び第九条の二三第一項第一 号から第十五号までに掲げる事項を 行っていることを証する書類」には、 医療に係る安全管理のための指針の 整備状況、医療安全管理委員会の設置 及び業務実施状況、平成二八年改正省 令による改正後の医療法施行規則第 一条の一一第一項第三号に規定する 医療に係る安全管理のための職員研 修の実施状況、医療機関内における事 故報告等の医療に係る安全の確保を

省令(平成二六年厚生労働省令第四五号。以下「平成二六年改正省令」という。)による改正後の医療法施行規則第六条の三第一項第一〇号に規定する「紹介率の前年度の平均値」及び同項第一一号に規定する「逆紹介率の前年度の平均値」とは、それぞれ平成二六年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二〇第六号イ及で第七号イに規定するそれぞれの要素について、申請を行う年度の前年度の総数をあてはめて算出する値を意味するものであること。

- (4) 新省令第六条の三第二項第六号に 規定する書類については、新省令第九 条の二二の規定により、診療に関する 諸記録が閲覧に供することができる 書類とされていないため、当面、添付 を省略する取り扱いとするものであ ること。
- 医療法施行規則の一部を改正する (5) 省令(平成二〇年厚生労働省令第五〇 号。以下「平成二〇年改正省令」とい う。)による改正後の医療法施行規則 第六条の三第二項第一〇号に規定す る「第一条の一一第一項各号及び第九 条の二三第一項第一号に掲げる体制 を確保していることを証する書類」に は、専任の医療に係る安全管理を行う 者及び専任の院内感染対策を行う者 の配置状況、医療に係る安全管理を行 う部門の設置状況、当該病院内に患者 からの安全管理に係る相談に適切に 応じる体制の確保状況、医療に係る安 全管理のための指針の整備状況、医療

目的とした改善のための方策の状況、 医療安全管理責任者及び専任の院内 感染対策を行う者の配置状況、医薬品 安全管理責任者の業務実施状況、医療 法第一条の四第二項に規定する説明 に関する責任者及び診療録その他の 診療に関する記録の管理に関する責 任者の配置状況、医療安全管理部門の 業務実施状況、医療安全管理部門にお ける専従の医師、薬剤師及び看護師の 配置状況、平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第一条の一 一第二項第四号に規定する高難度新 規医療技術(以下「高難度新規医療技 術」という。) の実施の適否等を決定 する部門の設置状況、平成二八年改正 省令による改正後の医療法施行規則 第一条の一一第二項第四号に規定す る未承認新規医薬品等(以下「未承認 新規医薬品等」という。)の使用の適 否等を決定する部門の設置状況、監査 委員会の設置状況、入院患者が死亡し た場合等の医療安全管理部門への報 告状況及び当該報告に係る医療安全 管理委員会の業務の状況、他の特定機 能病院の管理者と連携した従業者の 相互立入り及び技術的助言の実施状 況、当該病院内に患者からの安全管理 に係る相談に適切に応じる体制の確 保状況、医療安全管理の適正な実施に 疑義が生じた場合等の情報提供を受 け付けるための窓口の設置状況、平成 二八年改正省令による改正後の医療 法施行規則第九条の二三第一項第一 四号及び第一五号に規定する医療に 係る安全管理のための職員研修の実 施状況に関する書類を含むものであ ること。

<u>に係る安全管理のための委員会の開催状況</u>、医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況、医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の状況に関する書類を含むものであること。

(7)~(10) (略)

3 (略)

4 業務報告書

- (1) 特定機能病院の開設者は、<u>平成二八年改正省令による改正後の医療法施行規則</u>第九条の二の二第一項各号に掲げる事項を記載した業務報告書を毎年一〇月五日までに地方厚生(支)局長に提出しなければならないものであること。その際の標準様式は様式第2から第7まで及び第10のとおりであること。
- (2) (略)
- (3)平成二八年改正省令による改正後 の医療法施行規則第九条の二の二第 一項第一二号に規定する「第一条の一 一第一項各号に掲げる体制の確保及 び第九条の二三第一項第一号から第 一五号までに掲げる事項の状況」に は、医療に係る安全管理のための指針 の整備状況、医療安全管理委員会の設 置及び業務実施状況、平成二八年改正 省令による改正後の医療法施行規則 第一条の一一第一項第三号に規定す る医療に係る安全管理のための職員 研修の実施状況、医療機関内における 事故報告等の医療に係る安全の確保 を目的とした改善のための方策の状 況、医療安全管理責任者及び専任の院 内感染対策を行う者の配置状況、医薬 品安全管理責任者の業務実施状況、医 療法第一条の四第二項に規定する説 明に関する責任者及び診療録その他 ·の診療に関する記録の管理に関する 責任者の配置状況、医療安全管理部門 の業務実施状況、医療安全管理部門に おける専従の医師、薬剤師及び看護師 の配置状況、高難度新規医療技術の実

(6)~(9) (略)

3 (略)

4 業務報告書

- (1) 特定機能病院の開設者は、<u>新省令</u>第 九条の二の二第一項各号に掲げる事 項を記載した業務報告書を毎年一〇 月五日までに地方厚生(支)局長に提 出しなければならないものであるこ と。その際の標準様式は様式第2から 第7まで及び第10のとおりであるこ と。
- (2) (略)
- (3)平成二〇年改正省令による改正後 の医療法施行規則第九条の二の二第 一項第一〇号に規定する「第一条の一 一第一項各号及び第九条の二三第一 項第一号に掲げる体制を確保の状況」 には、専任の医療に係る安全管理を行 う者及び専任の院内感染対策を行う 者の配置状況、医療に係る安全管理を 行う部門の設置状況、当該病院内に患 者からの安全管理に係る相談に適切 に応じる体制の確保状況、医療に係る 安全管理のための指針の整備状況、医 療に係る安全管理のための委員会の 開催状況、医療に係る安全管理のため の職員研修の実施状況、医療機関内に おける事故報告等の医療に係る安全 の確保を目的とした改善のための方 策の状況に関する事項を含むもので あること。

施の適否等を決定する部門の設置状 況、未承認新規医薬品等の使用の適否 等を決定する部門の設置状況、監査委 員会の設置状況、入院患者が死亡した 場合等の医療安全管理部門への報告 状況及び当該報告に係る医療安全管 理委員会の業務の状況、他の特定機能 病院の管理者と連携した従業者の相 互立入り及び技術的助言の実施状況、 当該病院内に患者からの安全管理に 係る相談に適切に応じる体制の確保 状況、医療安全管理の適正な実施に疑 義が生じた場合等の情報提供を受け 付けるための窓口の設置状況、平成二 八年改正省令による改正後の医療法 施行規則第九条の二三第一項第一四 号及び第一五号に規定する医療に係 る安全管理のための職員研修の実施 状況に関する書類を含むものである こと。

(4) <u>平成二八年改正省令による改正後の医療法施行規則</u>第九条の二の二第一項各号に掲げる事項のうち、第六号に掲げる事項及び第五号に掲げる事項のうち閲覧の実績については、業務報告書を提出する年度の前年度の年間実績を報告するものであること。

(4)新省令第九条の二の二第一項各号 に掲げる事項のうち、第六号に掲げる 事項及び第五号に掲げる事項のうち 閲覧の実績については、業務報告書を 提出する年度の前年度の年間実績を 報告するものであること。ただし、平 成二六年度中の業務報告における紹 介率(平成二六年改正省令による改正 後の医療法施行規則第九条の二〇第 一項第六号イに規定する紹介率をい う。) 及び逆紹介率(同項第七号イに規 定する逆紹介率をいう。)の実績につ いては、平成二六年四月以降の任意の 数か月間(最低一か月間)の平均値を 用いても差し支えないものであるこ と。また、当該実績が当該紹介率又は 逆紹介率を満たしていない場合には、 平成二五年度の年間実績における平

- (5) <u>平成二八年改正省令による改正後の医療法施行規則</u>第九条の二の二第一項各号に掲げる事項のうち、<u>第四号、第七号、第八号及び第一一号</u>に掲げる事項並びに第五号に掲げる事項のうち閲覧方法については、業務報告書を提出する年度の一〇月一日現在の状況を報告するものであること。
- (6) <u>平成二八年改正省令による改正後の医療法施行規則</u>第九条の二の二第一項各号に掲げる事項のうち、<u>第九号及び第一〇号</u>に掲げる事項については、業務報告書を提出する年度の前年度の一日当たり平均値を報告するものであること。
- (7) 平成二八年改正省令による改正後 の医療法施行規則第九条の二の二第 一項各号に掲げる事項のうち、第六 号、第九号及び第一〇号に掲げる事項 並びに第五号に掲げる事項のうち閲 覧の実績については、特定機能病院の 承認後初めて行う業務報告書の提出 に当たっては、各年度の四月一日から 一〇月五日までの間に承認を受けた 病院の場合は報告を省略する取り扱 いとし、各年度の一〇月六日から三月 三一日までの間に承認を受けた病院 の場合は報告書を提出する年度の前 年度の承認後の期間の実績を報告す る取り扱いとするものであること。ま た、各年度の四月一日から一〇月五日 までの間に承認を受けた病院が承認 後二度目に行う業務報告書の提出に 当たっては、前記の事項については、 報告書を提出する年度の前年度の承

- 成二六年改正省令による改正前の紹介率についても報告すること。
- (5) 新省令第九条の二の二第一項各号に掲げる事項のうち、第四号及び第七号に掲げる事項並びに第五号に掲げる事項のうち閲覧方法については、業務報告書を提出する年度の一〇月一日現在の状況を報告するものであること。
- (6) 新省令第九条の二の二第一項各号に掲げる事項のうち、第八号及び第九号に掲げる事項については、業務報告書を提出する年度の前年度の一日当たり平均値を報告するものであること。
- (7) 新省令第九条の二の二第一項各号 に掲げる事項のうち、第六号、第八号 及び第九号に掲げる事項並びに第五 号に掲げる事項のうち閲覧の実績に ついては、特定機能病院の承認後初め て行う業務報告書の提出に当たって は、各年度の四月一日から一〇月五日 までの間に承認を受けた病院の場合 は報告を省略する取り扱いとし、各年 度の一〇月六日から三月三一日まで の間に承認を受けた病院の場合は報 告書を提出する年度の前年度の承認 後の期間の実績を報告する取り扱い とするものであること。また、各年度 の四月一日から一〇月五日までの間 に承認を受けた病院が承認後二度目 に行う業務報告書の提出に当たって は、前記の事項については、報告書を 提出する年度の前年度の承認後の期 間の実績を報告する取り扱いとする

認後の期間の実績を報告する取り扱 いとするものであること。

(8)~(10) (略)

- (11) 平成二八年改正省令の施行の際現 に医療法第四条の二第一項の規定に よる承認を受けている特定機能病院 の開設者に対する平成二八年改正省 令による改正後の医療法施行規則第 九条の二の二第一項第八号の規定の 適用については、平成三〇年四月一 日以後に任命した管理者に関するも のに限り、同項に規定する報告書に 記載しなければならないものとする こと。
- (12) 平成二八年改正省令の施行の際現 に医療法第四条の二第一項の規定に よる承認を受けている特定機能病院 の管理者であって平成二八年改正省 令による改正後の医療法施行規則第 九条の二三第一項第一号、第三号か ら第五号まで、第一〇号及び第一三 号に規定する措置を講じていないも のについては、それぞれ当該措置を 講ずるための計画を記載した書類を 提出した場合に限り、平成二八年九 月三〇日までの間(当該計画に基づ き当該措置を講ずることとなった場 合には、措置を講じたときまでの間) は、なお従前の例によること。その 際の作成様式は、様式第8のとおり であること。
- (13) 平成二八年改正省令の施行の際現 に医療法第四条の二第一項の規定に よる承認を受けている特定機能病院 の管理者であって平成二八年改正省 令による改正後の医療法施行規則第 九条の二三第一項第六号(同号ホに係 る部分に限る。)、第七号から第九号ま

ものであること。

(8)~(10) (略) (新設)

(新設)

で、第一一号及び第一四号に規定する 措置を講じていないものについては、 それぞれ当該措置を講ずるための計 画を記載した書類を提出した場合に 限り、平成二九年三月三一日までの間 (当該計画に基づき当該措置を講ず ることとなった場合には、措置を講じ たときまでの間)は、なお従前の例に よること。その際の作成様式は、様式 第8のとおりであること。

- (14) 平成二八年改正省令の施行の際現 に医療法第四条の二第一項の規定に よる承認を受けている特定機能病院 の管理者であって平成二八年改正省 令による改正後の医療法施行規則第 九条の二三第一項第一五号に規定す る措置を講じていないものについて は、当該措置を講ずるための計画を記 載した書類を提出した場合に限り、平 成三〇年三月三一日までの間(当該計 画に基づき当該措置を講ずることと なった場合には、措置を講じたときま での間)は、なお従前の例によること。 その際の作成様式は、様式第8のとお りであること。
- (15) 平成二八年改正省令の施行の際現 に医療法第四条の二第一項の規定に よる承認を受けている特定機能病院 の管理者であって平成二八年改正省 令による改正後の医療法施行規則第 九条の二三第一項第六号に規定する 措置(専従の医師、薬剤師及び看護師 の配置に係るものに限る。)を講ずる ことができないことがやむを得ない 事情があるものについては、当該措置 を講ずるための計画を提出した場合 に限り、平成三〇年三月三一日までの 間(当該計画に基づき当該措置を講ず

(新設)

ることとなった場合には、措置を講じたときまでの間)は、同号の規定(専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係る部分に限る。)は適用しないこと。この場合において、同号に規定する医療安全管理部門に、専従の医師、薬剤師及び看護師を配置するよう努めるとともに専任の医療に係る安全管理を行う者を配置すること。なお、その際の作成様式は、様式第8のとおりであること。

<u>専任の医療に係る安全管理を行う</u> 者は、次に掲げる基準を満たす必要が あること。

- (ア)医師、歯科医師、薬剤師又は看護師のうちのいずれかの資格を有していること。
- (イ) 医療安全に関する必要な知 識を有していること。
- (ウ) 当該病院の医療安全管理部 門に所属していること。
- (エ) <u>当該病院の医療安全管理委員会の構成員に含まれていること。</u>
- (オ) 医療安全対策の推進に関す る業務に専ら従事しているこ と。

なお、平成二八年改正省令附則第四条第一項及び第二項の規定の適用を受ける特定機能病院の開設者又は管理者は、適用を受ける間については、同条第二項各号に掲げる措置の状況についても、業務報告書に記載するなど、平成二八年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二三第一項第一号から第一五号までに掲げる事項と同様に取り扱うこと

5 管理者の業務遂行方法

- (1) 新省令第九条の二〇第一号イ及び 同条第二号イに規定する「特定機能病 院以外の病院では通常提供すること が難しい診療」とは、
 - ① 先進医療(<u>厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養及び選定療養</u>(平成一八年厚生労働省告示第四九五号)第一条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)
 - ② 指定難病(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二六年法律 第五〇号)第五条第一項に規定する 指定難病をいう。以下同じ。) に係る特定医療(同項に規定する特定医療療という。)

を主に想定したものであること。この場合において、①の先進医療の提供は必須とし、厚生労働大臣の承認を受けた①の先進医療の数が一件の場合には、併せて②の指定難病に係る特定医療を年間五〇〇人以上の患者に対して行うものであること。

また、既に特定機能病院に係る承認を受けている病院について、その提供する先進医療が、<u>診療報酬の算定方法</u> (平成二〇年厚生労働省告示第五九号) に規定する医療技術に採り入れられたことにより、前記の要件に適合しなくなった場合には、おおむね三年以内を目途に、適合するようにすべきものであること。

なお、以上このことは一般に「高度 の医療」を①又は②に限定する趣旨で はなく、また、これらの医療の提供機 能、開発及び評価機能並びに研修機能 を特定機能病院に限定する趣旨ではな いこと。

管理者の業務遂行方法

- (1) 新省令第九条の二〇第一号イ及び 同条第二号イに規定する「特定機能病 院以外の病院では通常提供すること が難しい診療」とは、
 - ① 先進医療(<u>厚生労働大臣が定める</u> <u>評価療養及び選定療養</u>(平成一八年 厚生労働省告示第四九五号)第一条 第一号に規定するものをいう。以下 同じ。)
 - ② 特定疾患治療研究事業(昭和四八年四月一七日衛発第二四二号厚生 省公衆衛生局長通知に規定するものをいう。)の対象とされている疾患についての診療

を主に想定したものであること。この場合において、①の先進医療の提供は必須とし、厚生労働大臣の承認を受けた①の先進医療の数が一件の場合には、併せて②の特定疾患治療研究事業に係る診療を年間五〇〇人以上の患者に対して行うものであること。

また、既に特定機能病院に係る承認を受けている病院について、その提供する先進医療が、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成六年厚生省告示第五四号)に規定する医療技術に採り入れられたことにより、前記の要件に適合しなくなった場合には、おおむね三年以内を目途に、適合するようにすべきものであること。

なお、以上このことは一般に「高度 の医療」を①又は②に限定する趣旨で はなく、また、これらの医療の提供機 能、開発及び評価機能並びに研修機能 を特定機能病院に限定する趣旨ではな いこと。

- (2) (略)
- (3) 平成二八年改正省令による改正後の 医療法施行規則第九条の二〇第一項第 一号ハに規定する「第一条の一一第一 項各号に掲げる体制を確保」するに当 たっては、「良質な医療を提供する体制 の確立を図るための医療法等の一部を 改正する法律の一部の施行について」 (平成一九年三月三〇日医政発第〇三 三〇〇一〇号:厚生労働省医政局長通 知)(最終改正:平成二八年六月一〇日) の第二に掲げる事項を満たすこと。

また、平成二八年改正省令による改正後の医療法施行規則第九条の二〇第一項第一号ハに規定する「第九条の二三第一項第一号から第一五号までに掲げる事項を行うこと」とは、具体的には以下のものを指すこと。

(削除)

- (2) (略)
- (3) 新省令第九条の二〇第一号ハに掲げる「第九条の二三及び第一一条各号に掲げる体制を確保すること」とは、具体的には以下のものを指すこと。(左記オからクについては、医療法施行規則の一部を改正する省令の一部の施行について(平成一四年八月三〇日医政発第〇八三〇〇〇一号)の該当個所を再掲したものである。)

- ア 「専任の医療に係る安全管理を 行う者」は、当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。
 - <u>(ア)</u> <u>医師、歯科医師、薬剤師又</u> <u>は看護師のうちのいずれか</u> の資格を有していること。
 - (イ) 医療安全に関する必要な 知識を有していること。
 - (ウ) 当該病院の医療安全に関する管理を行う部門に所属していること。
 - (エ) 当該病院の医療に係る安 全管理のための委員会の構 成員に含まれていること。

- ア 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一号に規定する「医 療安全管理責任者」は、次に掲げ る要件を満たす必要があること。 (ア) 医療安全、医薬品安全及び 医療機器安全について必要な 知識を有するもの。
 - (イ) 当該病院の副院長(管理者 を補佐する者のうち副院長と 同等のものを含む。)のうち管 理者が指名するもの。
 - (ウ) 当該病院の常勤職員であ り、医師又は歯科医師の資格 を有していること。
- イ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第二号に規定する「専 任の院内感染対策を行う者」は、 当該病院における院内感染対策 を行う部門の業務に関する企画 立案及び評価、病院内における職 員の院内感染対策に関する意識 の向上や指導等の業務を行うも のであり、次に該当するものであ ること。
 - (ア) 医師、歯科医師、薬剤師 又は看護師のうちのいずれ かの資格を有しているこ と。
 - (イ) 院内感染対策に関する必要な知識を有していること。
- <u>ウ</u> 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の

(オ)医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していること。

(新設)

- イ 「専任の院内感染対策を行う者」 は、当該病院における院内感染対 策を行う部門の業務に関する企 画立案及び評価、病院内における 職員の院内感染対策に関する意 識の向上や指導等の業務を行う ものであり、次に該当するもので あること。
 - (ア) 医師、歯科医師、薬剤師 又は看護師のうちのいずれ かの資格を有しているこ と。
 - (イ) 院内感染対策に関する必要な知識を有していること。

二三第一項第三号イに掲げる「医 薬品の安全使用のための業務に 資する医薬品に関する情報の整 理、周知及び当該周知の状況の確 認しとは、医薬品安全管理責任者 から同号ハの規定に基づき指名 された薬剤師等が、院内の医薬品 の使用状況を月一回程度定期的 に確認し、その結果を踏まえて添 付文書情報 (禁忌等)、緊急安全 性情報、未承認医薬品の使用時又 は医薬品の適応外使用時等の医 薬品安全管理に係る情報を整理 し、必要に応じてその結果を医薬 品安全管理責任者に報告するこ とをいうこと。

また、医薬品安全管理責任者 は、報告された情報を踏まえ、必 要に応じて、当該情報に係る医薬 品の使用実績のある診療科等の みならず院内全体に医薬品の適 正使用のための注意喚起情報を 周知するとともに、必要な診療科 等に周知されたか等について確 認することを、同号ハの規定に基 づき指名された薬剤師等に対し 行わせることをいうこと。さら に、医薬品安全管理責任者は、こ れらの医薬品情報の周知状況の 確認の方法を定め、必要に応じて 手順の見直しを行うことをいう <u>こと。</u>

工 <u>平成二八年改正省令による改</u> 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第三号ロに規定する 「未承認等の医薬品の使用に関 し、当該未承認等の医薬品の使用 の状況の把握のための体系的な

仕組みの構築並びに当該仕組み により把握した未承認等の医薬 品の使用の必要性等の検討の状 況の確認、必要な指導及びこれら の結果の共有」とは、医薬品安全 管理責任者から同号ハの規定に 基づき指名された薬剤師等が医 師の処方した薬剤を調剤する場 合、以下に掲げる事項を行うこと をいうこと。

- ① 医師の処方した薬剤の使用が、未承認の医薬品の使用若しくは適応外又は禁忌等の使用方法に該当するか否かを把握すること。
- ② ①の使用に該当する場合に は、薬学的知見に基づき、必要 に応じて処方した医師等に対 して処方の必要性や論文等の 根拠に基づくリスク検討の有 無、処方の妥当性等を確認する こと。
- ③ ①②の結果を踏まえ、必要に 応じて処方した医師等に対し 処方の変更等の提案を行うと ともに、その結果を医薬品安全 管理責任者に報告すること。

さらに、医薬品安全管理責任 者は、①の把握方法を定めるとと もに、把握の状況を定期的に確認 し、必要に応じて当該把握方法の 見直しを行うこと。また、③の報 告を踏まえ、必要に応じて医師等 に対する指導等を行うとともに、 院内全体に未承認等の医薬品の 使用に関して必要な情報の共有 等を行うことを、同号ハの規定に 基づき指名された薬剤師等に対 し行わせることをいうこと。

工 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第三号ハに規定する 「イ及びロに掲げる措置を適切 に実施するための担当者の定め」 とは、平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九条 の二三第一項第三号イ及びロに 掲げる措置を適切に実施するた めの担当者を医薬品安全管理責 任者が指名することをいうこと。

仕者が指名することをいっこと。 力 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第四号に規定する「法 第一条の四第二項の説明に関す る責任者」は、同号に規定する規 程に定められた事項の遵守状況 を定期的に確認し、確認の結果、 適切でない事例が認められる場 合は、必要な指導を行うととも に、当該事例を病院の各部署に通 知し、又は研修で取り上げるなど して、適切に説明が行われるよう にすること。

主 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第五号に規定する「診 療録等の管理に関する責任者」 は、診療録等の記載内容等の確認 を定期的に行い、十分でない事例 が認められる場合は、必要な指導 を行うとともに、当該事例を病院 の各部署に通知し、又は研修で取 り上げるなどして、適切に診療録 等の管理が行われるようにする こと。

ク 平成二八年改正省令による改

(新設)

(新設)

(新設)

正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第六号に規定する「医療安全管理部門」は、医療安全管理部門」は、医療安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院における医療に係る安全管理業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。

- (ア) 「専従」とは、医療安全管 理部門の業務に専ら従事して いることをいうものとし、常 勤で雇用されている職員にお いて、その就業時間の八割以 上を当該業務に従事している 場合とすること。ただし、平 成三二年三月までの間につい ては、時限的取扱いとして、 常勤職員であって、その就業 時間の五割以上を当該業務に 従事する者を同職種で複数名 (平成三○年三月三一日まで の間は、平成二八年改正省令 附則第四条第一項に規定する 計画を提出した特定機能病院 については、一名で可とする こと。) 配置している場合は、 当該職種の専従職員を置いて いるものとみなすものである こと。
- (イ) 専従の構成員は、特定機能 病院の臨床業務の管理運営上 重要な役割を担っていること を踏まえ、臨床業務に係る十 分な知識と技能及び当該病院

- の医療安全確保を図る上で優れた識見、意欲を有する者とすると共に、当該病院は、当該医療安全業務の専従経験を将来にわたって生かせるよう、従事経験を適正に評価するよう配慮すること。
- (ウ) 構成員は、当該病院の医療 安全管理委員会に出席するこ と。
- (エ) 歯科診療に関連する医療安全に係る事案が発生した場合には、歯科医師が適切に関与できる体制を確保すること。
- ケ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第六号に掲げる「医療 安全管理部門」の業務について は、次のことに留意すること。
 - (ア) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第六号イに規 定する「医療安全管理委員会 に係る事務」とは、医療安全 管理委員会で用いられる資料 及び議事録の作成及び保存、 その他医療安全管理委員会の 庶務に関することを指すこ と。
 - (イ) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第六号ロに規 定する「事故その他の医療安 全管理部門において取り扱う ことが必要なものとして管理 者が認める事象」の基準につ いては、医療安全管理委員会 において検討し、管理者が定

- ウ 「医療に係る安全管理を行う部門」とは、専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を担う部門であって、次に掲げる業務を行うものであること。
 - (ア) 医療に係る安全管理のための委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、その他医療に係る安全管理のための委員会の庶務に関すること。
 - (イ)事故等に関する診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認を行うとともに、との確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。
 - (ウ) <u>患者や家族への説明など</u> 事故発生時の対応状況につ いて確認を行うとともに、 必要な指導を行うこと。

- めるものとすること。
- (ウ) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第六号ホに規 定する「医療に係る安全の確 保に資する診療の状況の把 握」とは、手術時の血栓予防 策実施率のモニタリング等、 医療安全管理委員会において 定める医療安全に資する診療 内容についてのモニタリング を平時から行うことをいうこ と。
- (エ) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第六号ホに規 定する「従事者の医療の安全 に関する意識の向上の状況の 確認」とは、医療安全管理委 員会において定める、全職員 の医療安全に関する研修の受 講状況等の従事者の医療安全 の認識についてのモニタリン グを平時から行うことをいう こと。
- □ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第七号に規定する高 難度新規医療技術を用いた医療 を提供する場合に講ずる措置に ついては、「医療法施行規則第九 条の二三第一項第七号ロの規定 に基づき高難度新規医療技術に ついて厚生労働大臣が定める基 準について」(平成二八年六月一 〇日医政発〇六一〇第二一号:厚 生労働省医政局長通知)を参照す ること。

- (エ)事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、必要な指導を行うこと。
- (オ) <u>医療安全に係る連絡調整</u> に関すること。
- (カ) 医療安全対策の推進に関 すること。

- サ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第八号に規定する未 承認新規医薬品等を用いた医療 を提供する場合に講ずる措置に ついては、「医療法施行規則第九 条の二三第一項第八号ロの規定 に基づき未承認新規医薬品等を 用いた医療について厚生労働大 臣が定める基準について」(平成 二八年六月一〇日医政発〇六一 〇第二四号:厚生労働省医政局長 通知)を参照すること。
- シ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第九号イに規定する 「利害関係のない者」とは、以下 の条件を満たす者を基本とする こと。
 - (ア) 過去一○年以内に当該病院 と雇用関係にないこと。
 - (イ) 委員に属する年度を含む過去三年度の期間において、年間五〇万円を超える額の寄付金・契約金等(監査委員会に係る費用を除く。)を当該病院から受領していないこと。
- 四 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第九号ロ(1)に規定 する「医療に係る安全管理に関す る識見を有する者」とは、医療機 関において医療安全に関する業 務に従事した経験を持つ者、又 は、医療安全に係る研究に従事し た経験を有する者であること。
- セ <u>平成二八年改正省令による改正</u> 後の医療法施行規則第九条の二

(新設)

(新設)

(新設)

三第一項第九号ロ(1)に規定する「法律に関する識見を有する者」とは、法律学に関する専門知識に基づいて、教育、研究又は業務を行っている者を意味するものであること。

タ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第九号ハに規定する 監査委員会の開催の際は、議事録 を作成し保存すること。

チ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第九号二(3)に規定 する「結果を公表すること」につ いては、監査委員会は当該病院の 監査で確認された事項について、 ホームページで公表することが 望ましいこと。ただし、ホームペ 一ジを有しない場合には、事務所 に備えて置くこと等により一般 の閲覧に供していることでも差 し支えないこと。

ツ 平成二八年改正省令による改正 後の医療法施行規則第九条の二 (新設)

(新設)

(新設)

- 三第一項第一○号に規定する「医療に係る安全管理に資するため」 の措置を講ずるに当たっては、次のことに留意すること。
- (ア) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第一〇号イの 報告の対象となる事項につい ては、行った医療等に起因す るか否か、また、当該事例を 予期していたか否かは問わな いこと。
- (イ) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第一〇号イ (2)に規定する「管理者が 定める水準以上の事象」とは、 管理者が定める水準以上の処 置や治療を要した事象であ り、軽微な処置や治療を必要 とした事象は含まないこと。
- (ウ) 平成二八年改正省令による 改正後の医療法施行規則第九 条の二三第一項第一〇号ロ (1)に規定する「イの規定 による報告の実施の状況の確 認」の際、必要な検証を行う ものとすること。
- テ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一一号に規定する 「他の特定機能病院の管理者と 連携し」講ずる特定機能病院従業 者の相互立入に当たり、特定機能 病院の管理者は、次のことに留意 しなければならないこと。

(ア) 他の特定機能病院に立ち入 る従業者に、医療安全管理責

<u>任者又はその代理者を含める</u> <u>こと。</u>

- (イ) 別に定める「特定機能病院 医療安全連絡会議」に、従業 者の相互立入の結果やその他 の医療安全管理に係る取組を 報告すること。
- 小 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一一号イ及びロに 規定する「技術的助言」とは、次 に掲げる事項その他の医療安全 の観点から必要な事項等に関す るものであること。
 - (ア) インシデントやアクシデン トの報告等の状況(報告、分 析、改善策の立案及び実施等
 - (イ) <u>医療安全管理委員会の業務</u> の状況
 - (ウ) 医薬品等の安全使用体制の 状況 (医薬品安全管理責任者 の業務等)
 - (エ) 高難度新規医療技術又は未 承認新規医薬品等を用いた医療の提供の適否等を決定する 部門の運用状況
 - (オ) 監査委員会の業務の結果及 び監査委員会からの指摘への 対応状況
- ナ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一二号に規定する 「患者からの安全管理に係る相 談に適切に応じる体制を確保す ること」とは、当該病院内に患者 相談窓口を常設し、患者等からの 苦情、相談に応じられる体制を確 保するものであり、次に掲げる基

(新設)

工 「患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制を確保すること」とは、当該病院内に患者相談窓口を常設し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。また、これらの苦情や相談は医療機関の安全対策等の見直しにも活用されるもので

準を満たす必要があること。また、これらの苦情や相談は医療機関の安全対策等の見直しにも活用されるものであること。

- (ア) 患者相談窓口の活動の趣 旨、設置場所、担当者及びそ の責任者、対応時間等につい て、患者等に明示されている こと。
- (イ) 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること。
- (ウ) 相談により、患者や家族等 が不利益を受けないよう適 切な配慮がなされているこ と。
- 三 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一三号に規定する 「医療安全管理の適正な実施に 疑義が生じた場合等の情報提供 を受け付けるための窓口を設置 する」際には、情報提供者が単に 情報提供したことを理由に不利 益な取扱いを受けることのない よう留意し、適切な運用を行うこ と。なお、窓口の設置については、 病院外の適切な機関に設置して も差し支えないこと。
- ヌ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一四号に規定する 職員研修では、インシデント・ア クシデント報告の流れ、医療安全 に係る具体的事例の改善策等に

あること。

- (ア) 患者相談窓口の活動の趣 旨、設置場所、担当者及びそ の責任者、対応時間等につい て、患者等に明示されている こと。
- (イ) 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること。
- (ウ) 相談により、患者や家族等 が不利益を受けないよう適切 な配慮がなされていること。

(新設)

ついて取り上げることが望ましいこと。また、研修実施後にe-learningなどを活用して、研修実施後の学習効果の測定を実施することが望ましいこと。

ネ 平成二八年改正省令による改 正後の医療法施行規則第九条の 二三第一項第一五号に規定する 「医療安全管理に係る研修」と は、病院の医療安全管理体制を確 保するために、各職種が当該業務 を適切に行うための知識及び技 術を習得することを目的として 管理者、医療安全管理責任者、医 薬品安全管理責任者及び医療機 器安全管理責任者を対象に適切 に行われるものとすること。

(削除)

- 才 「医療に係る安全管理のための 指針」とは、次に掲げる事項を文 書化したものであり、また、医療 に係る安全管理のための委員会に おいて策定及び変更するものであ ること。
 - (ア) 医療機関における安全管 理に関する基本的考え方
 - (イ) 医療に係る安全管理のた めの委員会その他医療機関 内の組織に関する基本的事 項
 - (ウ)医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針
 - (エ) 医療機関内における事故 報告等の医療に係る安全の 確保を目的とした改善のた めの方策に関する基本方針
 - (オ) 医療事故等発生時の対応 に関する基本方針

(削除)

(削除)

- (カ) <u>患者等に対する当該指針</u> の閲覧に関する基本方針
- (キ) その他医療安全の推進の ために必要な基本方針
- カ 「医療に係る安全管理のための 委員会」とは、医療機関内の安全 管理の体制の確保及び推進のため に設けるものであり、次に掲げる 基準を満たす必要があること
 - (ア)医療に係る安全管理のための委員会の管理及び運営に関する規程が定められていること。
 - (イ) 重要な検討内容について、 患者への対応状況を含め管 理者へ報告すること。
 - (ウ) 重大な問題が発生した場合は、速やかに発生の原因を 分析し、改善策の立案及び実施並びに職員への周知を図ること。
 - (エ) 医療に係る安全管理のための委員会で立案された改善 善等の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。
 - (オ) 医療に係る安全管理のための委員会は月一回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。
 - (カ) 各部門の安全管理のため の責任者等で構成されるこ と。
- キ 「医療に係る安全管理のための 職員研修」は、医療に係る安全管 理のための基本的考え方及び具体 的方策について当該医療機関の職

員に周知徹底を行うことで、個々 の職員の安全に対する意識、安全 に業務を遂行するための技能やチ ームの一員としての意識の向上等 を図るものであること。

本研修は、医療機関全体に共通する安全管理に関する内容について、年二回程度定期的に開催するほか、必要に応じて開催すること。また、研修の実施内容について記録すること。

ク 「医療機関内における事故報告 等の医療に係る安全の確保を目的 とした改善のための方策」は、医 療機関内で発生した事故の安全管 理委員会への報告等、あらかじめ 定められた手順や事例収集の範囲 等に関する規程に従い事例を収 集、分析することにより医療機関 における問題点を把握して、医療

> 立案やその実施状況を評価するも のであること。また、重大な事故 の発生時には、速やかに管理者へ

> 機関の組織としての改善策の企画

報告すること等を含むものである こと。なお、事故の場合にあって

<u>の報告は診療録や看護記録等に基</u> づき作成すること。

(略)

(削除)

(略)

114	-41	***	4	١
(様	TI	=	- 1)
1		77	- 1	

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

厚生労働大臣

殿

開設者名

(印)

○○病院の特定機能病院の名称の承認について

標記について、医療法(昭和23年法律第205号)第4条の2第1項及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第6条の3第1項の規定に基づき、次のとおり承認方申請します。

記

1 開設者の住所及び氏名

•	1713144	7 42 17717	·~ · ~ i			
	住	所	〒	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	氏·	名			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には 法人の名称を記入すること。

2	名	称
_		1.3

3 所在の場所

Ť

電話(

) -

4 診療科名

4-1 標榜する診療科名の区分

- 1 医療法施行規則第六条の四第一項の規定に基づき、十六診療科名すべてを標榜
- 2 医療法施行規則第六条の四第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定に基づき、が ん、循環器疾患等の疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院として、十以 上の診療科名を標榜
- (注) 上記のいずれかを選択し、番号に〇印を付けること。

4-2 標榜している診療科名

(1) 内科

内科	1み合わせた					有・無
רזיו⊤ כ. את]	2	<i>19/1</i> 3√11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/	4	5	6	7
ጸ	9	10	11	12	13	14

- (注) 1 「内科」欄及び「内科と組み合わせた診療科名等」欄については、標榜している診療科名に ついて記入すること。
- (注) 2 「リウマチ科」及び「アレルギー科」についても、「内科と組み合わせた診療科等」欄に記入すること。
- ,(注)3 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で 医療を提供している場合に記入すること。

(2) 外科

外科			-			有・無
外科と組	しみ合わせた	診療科名				
1	2	3	. 4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
診療実績	Ť					
	•					
		-				

- (注) 1 「外科」欄及び「外科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について記入すること。
- (注) 2 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で 医療を提供している場合に記入すること。
- (3) その他の標榜していることが求められる診療科名

1精神科	2小児科	3整形外科	4脳神経外科	5皮膚科	6泌尿器科	7産婦人科
8産科	9婦人科	10眼科	11耳鼻咽喉科	12放射線科	13放射網	泉診断科
14放射線流	台療科 1.	5麻酔科 16	5救急科			

(注) 標榜している診療科名の番号に〇印を付けること。

(4) 歯科

歯科						有・無
歯科と糺	且み合わせた	診療科名				
1	2	3	4	5	6	7
歯科の記	診療体制 一					
	•					
		-				

- (注) 1 「歯科」欄及び「歯科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について記入すること。
- (注) 2 「歯科の診療体制」欄については、医療法施行規則第六条の四第五項の規定により、標榜している診療科名として「歯科」を含まない病院については記入すること。

(5) (1) ~ (4) 以外でその他に標榜している診療科名

(0)	(~/ (~/ >//)		WIND C.	D 12 WY 1 1 H			
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	

(注) 標榜している診療科名について記入すること。

5 病床数

	71 3 7	1 7 7 7 7										
	精	神		感染症	結	核	療	養	_	般	合	計
Г			床	床		床		я	Ę	床		床

6 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その他の従業者の員数

								_			(平成	年	月	日玛	紀在)
職	Ŧ	重	常	勤	非常勤	合	計	職	種	員	数	職	種	員	数
医		師		人	人		人	看 護	補助者		人	診療エッ	クス線		人
												技師		l	
歯	科 医	師		人	人		人	理学	療法士		人	蹠 臨床権	食査技		人
											· ,	師			
薬	剤	師		人	人		人	作業	療法士]	人	籏 衛生	食査技]	大
										J		師]	
保	健	師		人	人		人	視 能	訓練士]	人	そ(の他		人
助	産	師	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	人	人		人	義肢	装具士		人	あん摩マッサ	ージ指圧師]	人
看	護	師		人	人		人	臨床	工学技師]	人	医療社会	事業従		人
												事者			
准	看 護	師		人	人		人	栄	養士		人	その他の	技術員		人
歯和	衛生	土		人	人		人	歯科	技工士		人	事 務 〕	職員]	人
管理	2栄養	士		人	人		人	診療加	女射線技師		人	その他の	つ職員		人

- (注) 1 申請前半年以内のある月の初めの日における員数を記入すること。
 - 2 栄養士の員数には、管理栄養士の員数は含めないで記入すること。
 - 3 「合計」欄には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した 員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下 2 位を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出して記入 すること。それ以外の欄には、それぞれの員数の単純合計員数を記入すること。

7 専門の医師数		(平成	年 月 日現在)
専門医名	人 数	専門医名	人 数
総合内科専門医	人	眼 科 専 門 医	人
外 科 専 門 医	人	耳鼻咽喉科専門医	人
精神科専門医	人	放射線科専門医	人
小児科専門医	人	脳神経外科専門医	人
皮膚科専門医	人	整形外科専門医	人
泌尿器科専門医	人	麻酔科専門医	人
産婦人科専門医	人	救急科専門医	人
,		合 計	人

- (注) 人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した 員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下1位を切り捨て、整数で算出して記入すること。
- 8 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

管理者名()	任命年月日 平成	年 月	日	•	
						v
•			•			
·						

9 前年度の平均の入院患者、外来患者及び調剤の数

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入院患者及び外来患者の数

	歯科	等	以外		T.	<u></u>	科	等		合		計	
1日当たり平均入院患者数				人					人				人
1日当たり平均外来患者数				人					人				人
1日当たり平均調剤数											剤		
必要医師数													人
必要歯科医師数													人
必要薬剤師数													人
必要 (准) 看護師数													入

- (注)1 「歯科等」欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を受診した患者数を、「歯科等以外」欄にはそれ以外の診療料を受診した患者数を記入すること。
 - 2 入院患者数は、年間の各科別の入院患者延数(毎日の24時現在の在院患者数の合計)を暦日で除した数を記入すること。
 - 3 外来患者数は、年間の各科別の外来患者延数をそれぞれ病院の年間の実外来診療日数で除した数を記入すること。
 - 4 調剤数は、年間の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入すること。
 - 5 必要医師数、必要歯科医師数、必要薬剤師数及び必要(准)看護師数については、医療法施行規則第二十二条の二の算定式に基づき算出すること。

10 施設の構造設備

旦政順	1			·	
床面積	主要構造	設	備	概 要	
m ²	•	病 床 数	床	心電計	有・無
		人工呼吸装置	有・無	心細動除去装置	・有・無
		その他の教急蘇生装置	有・無	ペースメーカー	有・無
[固定式の	場合] 床i	面積 m	2	病床数	床
[移動式の	場合] 台	数 台	<u> </u>		
[専用室の	場合〕床	積 m²			
[共用室の	場合] 共	用する室名			
m²		(主な設備)			
m²		(主な設備)			
m ²	·	(主な設備)		,	
m ²	i i	(主な設備)			
m ²		(主な設備)			
m ²		室数	室	収容定員	人
m ²		室数	室	蔵 書 数	冊程度
	m ² [固定式の [移動式の [専用室の 世界用室の m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ²	床面積 主要構造 m² [固定式の場合] 床i [移動式の場合] 台 [専用室の場合] 床 [共用室の場合] 珠 m² m² m² m² m² m² m² m² m²	床面積 主要構造 設備 m² 病床数 人工呼吸装置 その他の機能性 [移動式の場合] 片面積 m [専用室の場合] 床積 m² [共用室の場合] 井用する室名 m² (主な設備) 変数	床面積 主要構造 設備 m² 病床数 床 人工呼吸装置 有・無 その他の機能共選 有・無 [移動式の場合] 床面積 m² [専用室の場合] 床積 m² [共用室の場合] 井井する室名 m² (主な設備) 変数 室数	床面積 主要構造 設備 概 要 m² 病床数 床 心電計 人工呼吸装置 有・無 心細動除去装置 心細動除去装置 その砂糖粧麹 有・無 ペースメーカー [商定式の場合] 床面積 m² 病床数 [移動式の場合] 片 積 m² [共用室の場合] 床積 m² [共用室の場合] 共用する室名 m² (主な設備) 変数 室 収容定員

- (注) 1 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記入すること。
 - 2 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器を記入すること。

11 紹介率及び逆紹介率の前年度の平均値

			算	定	期	間				平成	年	月	日~平成	年	月	Ħ	
	叙	介	率					. %	逆	紹	介	率				•	%
算	A:	紹	介	患		者	の	数									人
出	B :	他の狙	対院又に	は診療	所に	紹介し	た患者の	の数									人
根	C :	枚急用	自動車	によ	って掬	と入り	れた患者	か数				•					人
拠	D:	初	診	の	患	者	の	数									人

- (注) 1 「紹介率」欄は、A、Cの和をDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。
 - 2 「逆紹介率」欄は、BをDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。
 - 3 A、B、C、Dは、それぞれの前年度の延数を記入すること。

12 監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由(注)

_						
	氏名	所属	委員長 (○を付す)	選定理由	利害関係	委員の要件 該当状況
		·			有・無	
					有・無	
					有・無	_
	•				有・無	
					有・無	
ſ				,	有・無	

- (注) 「委員の要件該当状況」の欄は、次の1~3のいずれかを記載すること。
 - 1. 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
 - 2. 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者(1.に掲げる者を除く。)
 - 3. その他

13 監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由の公表の状況

委員名簿の公表の有無	有・無
委員の選定理由の公表の有無	有・無
公表の方法	

1 承認を受けている先進医療の種類(注1)及び取扱患者数

先進医療の種類	取扱患者数
	人
	人
	人
	人
,	人
	人
	人
	人
	人
	人.
	人
	人
	人
	人
	人
	<u></u>
	<u></u>
	人
	<u></u>
	人

- (注) 1 「先進医療の種類」欄には、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示 第百二十九号)第二各号に掲げる先進医療について記入すること。
- (注)2「取扱患者数」欄には、前年度の年間実患者数を記入すること。

2 承認を受けている先進医療の種類(注1)及び取扱患者数

先進医療の種類	取扱患者数
	, 人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	人
	Λ
	人
	人
	<u> </u>
	人
	人
	人
	人

- (注) 1 「先進医療の種類」欄には、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示 第百二十九号) 第三各号に掲げる先進医療について記入すること。
- (注)2「取扱患者数」欄には、前年度の年間実患者数を記入すること。

3 その他の高度の医療

医療技術名	取扱患者数	人
当該医療技術の概要	-	
医療技術名	取扱患者数	人
当該医療技術の概要	1	
	•	
·		
医療技術名	取扱患者数	人
当該医療技術の概要		
		`
医療技術名	取扱患者数	人
当該医療技術の概要	<u> </u>	
	٠	
		:
医療技術名	取扱患者数	人
当該医療技術の概要	•	
医療技術名	取扱患者数	人
当該医療技術の概要		
医療技術名	取扱患者数	
当該医療技術の概要	以议心有数	
当政区派以前が成安		'
,		
医療技術名	取扱患者数	
当該医療技術の概要	4人以心''日 —	
		ļ
		j

⁽注) 1 当該医療機関において高度の医療と判断するものが他にあれば、前年度の実績を記入すること。

⁽注) 2 医療法施行規則第六条の四第四項の規定に基づき、がん、循環器疾患等の疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院として十以上の診療科名を標榜する病院については、他の医療機関での実施状況を含め、当該医療技術が極めて先駆的であることについて記入すること(当該医療が先進医療の場合についても記入すること)。

	難病についての診療 疾 島 名	患者数	Γ .	疾 愚 名	患者数
1	疾 患 名 球脊髄性筋萎縮症	- AP 14 14 1	56	ベーチェット病	
2	筋萎縮性側索硬化症		57	特発性拡張型心筋症	
3	脊髄性筋萎縮症		58	肥大型心筋症	
4	脊髄性筋萎縮症 原発性側索硬化症		59	均古形心体存	
5	│ 推行性核上性麻疽 │		60	再生不良性貧血 自己免疫性溶血性貧血 発作性夜間ヘモプロビン尿症	
6	パーキンソン病		61	自己免疫性溶血性貧血	
7	大脳皮質基底核変性症		62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
8	ハンチントン病		63	特条件而小板減少性紫斑病	
9	神経有棘赤血球症		64	特発性血小板減少性紫斑病 血栓性血小板減少性紫斑病	
10	シャルコー・マリー・トゥース病		65	原発性免疫不全症候群	
11	重症筋無力症		66	IzA 腎症	
12	先天性筋無力症候群		67.	IgA 腎症 多発性囊胞腎	
13	多発性硬化症/視神経脊髓炎		68	黄色靭帯骨化症	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	多発性硬化症/視神経脊髓炎 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運				
14	助ニューロパチー		69	後縱靱帯骨化症	
15	封入体筋炎		70	広範脊柱管狭窄症	
16	クロウ・深瀬症候群		71	特発性大腿骨頭壞死症	
17	多系統萎縮症		72	下垂体性ADH分泌異常症	
18	学 <u>強小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)</u>		73	下垂体性TSH分泌亢進症	
19	ライソゾーム病		74	下垂体性PRL分泌亢進症	
20	可収 白皙 ジストロフィー		75	エストリングを表現 カッド・アング 毎 カッド・アング 毎	
21	ミトコンドリア病もやもや病		76	クッシング病 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	<u> </u>
22	よわまわぬ		77		
23	プリオン病	•	78	下垂体前葉機能低下症	
24			79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	
25	亜急性硬化性全脳炎 進行性多巣性白質脳症	,	80	甲状腺ホルモン不応症	
26	HTLV-1関連脊髄症		81	サイス ボイン で ご イン か か か か か か か か か か か か か か か か か か	
27	特発性基底核石灰化症		82	先天性副腎皮質酵素欠損症 先天性副腎低形成症	
28	サルビ番形 3 日 人 1 年 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1		83	アジントン会	
29	立川小小韓		84	アジソン病 サルコイドーシス	
30	ウルリッヒ病 遠位型ミオパチー		85	特発性間質性肺炎	
31	ベスレムミオパチー		86	肺動脈性肺高血圧症	
32	自己貪食空胞性ミオパチー		87		
33	シュワルツ・ヤンペル症候群		88	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	
34	神経線維腫症		89	リンパ脈管筋腫症	
35	下柱		90	細膜を多数性法	
36	表皮水疱症		91	網膜色素変性症 パッド・キアリ症候群	
37	表及水形症 膿疱性乾癬(汎発型)		92	サンド・イノソ北京大併 株然が関脳に古光寺	
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群		93	特発性門脈圧亢進症 原発性胆汁性肝硬変	
39	中毒性表皮壊死症		94	原発性硬化性胆管炎	
40	高安動脈炎		95	自己免疫性肝炎	
41	巨細胞性動脈炎		96	クローン病	
42	結節性多発動脈炎		97	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
43	短加生罗光则派炎 顕微鏡的多発血管炎		98	潰瘍性大陽炎 好酸球性消化管疾患	
44	多発血管炎性肉芽腫症		99		
			100	慢性特殊性偽性腸閉塞症 日土際性症状禁止傷無難至今症	
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症			巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	<u> </u>
46	悪性関節リウマチ		101	陽管神経節細胞僅少症	
47	バージャー病		102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
48	原発性抗リン脂質抗体症候群		103	CFC症候群	
49	全身性エリテマトーデス		104	コステリ症候群	
50	皮膚筋炎/多発性筋炎		105	チャージ症候群	
51	全身性強皮症		106	クリオピリン関連周期熱症候群	
52	混合性結合組織病		107	全身型若年性特発性関節炎	
53	シェーグレン症候群		108	TNF受容体関連周期性症候群	
54	成人スチル病		109	非典型溶血性尿毒症症候群	
55	再発性多発軟骨炎		110	ブラウ症候群	

4 指定	難病についての診療			·	
	疾患名	患者数		疾 - 愚 名 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	患者数
111	先天性ミオパチー		161	家族性良性慢性天疱瘡	
112	マリネスコ・シェーグレン症候群		162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	
113	筋ジストロフィー		163	特発性後天性全身性無汗症	
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群		164	眼皮膚白皮症	
115	遺伝性周期性四肢麻痺		165	眼皮膚白皮症 肥厚性皮膚骨膜症	
116	アトピー性脊髄炎		166	弹性線維性仮性黄色腫	
117	脊髓空洞症		167	マルファン症候群	
118	脊髓髄膜瘤		168	エーラス・ダンロス症候群	
119	アイザックス症候群		169	メンケス病	
120	清存性ジストーア		170	オクシピタル・ホーン症候群	
121	遺伝性ジストニア 神経フェリチン症		171	ウィルソン病	
122	脳表へモジデリン沈着症		172	低ホスファターゼ症	
	一元頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		l		
123	· 白質脳症	ı	173	VATER症候群	
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優 性脳動脈症		174	那須・ハコラ病	
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性び まん性白質脳症		175	ウィーバー症候群	
126	ペリー症候群		176	コフィン・ローリー症候群	
127	前頭側頭葉変性症		177	有馬症候群	- ····
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎		178	モワット・ウィルソン症候群	
129	ビッカースタッフ脳幹脳炎 痙攣重積型(二相性)急性脳症		179	ウィリアムズ症候群	
130	先天性無痛無汗症	-	180	ATR一X症候群	
131	アレキサンダー病		181	クルーソン症候群	-
132	先天性核上性球麻痺		182	アペール症候群	
133	メビウス症候群		183	ファイファー症候群	
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		184	アントレー・ピクスラー症候群	
135	アイカルディ症候群		185	アントレー・ビクスラー症候群 コフィン・シリス症候群	·
136	片側巨脳症	_	186	ロスムンド・トムソン症候群	
137	限局性皮質異形成		187	歌舞伎症候群	
138	神経細胞移動異常症		188	多脾症候群	
139	先天性大脳白質形成不全症		189	無脾症候群	-
140	ドラベ症候群		190	網耳腎症候群	
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉でんかん		191	ウェルナー症候群	
142	ミオクロニー欠神てんかん		192	コケイン症候群	
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		193	プラダー・ウィリ症候群	
144			194		,
145	レノックス・ガスト一症候群		195	ソトス症候群	
146	ウエスト症候群 大田原症候群		195	ヌーナン症候群	
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		196	ヤング・シンプソン症候群	
147	早期ミオクロニー脳症		198	1p36欠失症候群	
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん			4p欠失症候群	
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		199	5p欠失症候群	<u> </u>
150	環状20番染色体症候群		200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	
151	ラスムッセン脳炎		201	アンジェルマン症候群	ļ
152	PCDH19関連症候群		202	スミス・マギニス症候群	
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎		203	22q11.2欠失症候群	
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん 性脳症		204	エマヌエル症候群	
155_	ランドウ・クレフナー症候群		205	脆弱X症候群関連疾患	
156	レット症候群		206	脆弱X症候群	
157	スタージ・ウェーバー症候群		207	総動脈幹遺残症	
158	結節性硬化症		208	修正大血管転位症	
159	色素性乾皮症		209	完全大血管転位症	
160	先天性魚鱗癬		210	単心室症	
	CALL THE TOTAL CONTRACT OF THE TOTAL CONTRACT ON THE TOTAL CONTRACT OF THE TOTAL CONTRAC				

. , , , ,	難病についての診療				
	疾 患 名	患者数		疾患名	患者数
211	左心低形成症候群		259	レシチンコレステロールアシルトランスフェ ラーゼ欠損症	
212	三尖弁閉鎖症		260	シトステロール血症	
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		261	タンジール病	i
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		262	原発性高カイロミクロン血症	
215	ファロー四後症		263	脳腱黄色腫症	· · ·
216	而大血管右室起始症		264	無βリポタンパク血症	
217	両大血管右室起始症 エプスタイン病		265	脂肪萎縮症	· · · · · ·
218	アルポート症候群		266	家族性地中海熱	
219	ギャロウェイ・モワト症候群		267	高IgD症候群	
220	急速進行性糸球体腎炎		268	中條・西村症候群	
221	抗糸球体基底膜腎炎		269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アク ネ症候群	
222	一次性ネフローゼ症候群		270	慢性再発性多発性骨髓炎	
223	一次性膜性增殖性糸球体腎炎		271	強直性脊椎炎	
224	紫斑病性腎炎		272	進行性骨化性線維異形成症	
225	先天性腎性尿崩症		273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)		274	骨形成不全症	
227	オスラー病		275	タナトフォリック骨異形成症	
228	閉塞性細気管支炎		276	軟骨無形成症	
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)		277	リンパ管腫症/ゴーハム病	
230	肺胞低換気症候群		278	巨大リンパ管奇形(頚部顛面病変)	
231	α1ーアンチトリプシン欠乏症	,	279	巨大静脈奇形(頚部口腔咽頭びまん性病 変)	
232	カーニー複合		280	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)	
233	ウォルフラム症候群		281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロ		282	先天性赤血球形成異常性貧血	
235	フィーを除く。) 副甲状腺機能低下症		283	後天性赤芽球療 ダイアモンド・ブラックファン貧血	
236	偽性副甲状腺機能低下症		284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症		285	ファンコニ貧血	
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症		286	遺伝性鉄芽球性貧血	
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症		287	エプスタイン症候群	
240	フェニルケトン尿症		288	自己免疫性出血病XIII	
241	高チロシン血症1型		289	クロンカイト・カナダ症候群	
242	高チロシン血症2型		290	非特異性多発性小腸潰瘍症	
243	高チロシン血症3型 メープルシロップ尿症		291 292	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸 総排泄腔外反症	
244 245	プロピオン酸血症		293	総排泄腔遺残	
246	メチルマロン酸血症		294	総ケルビュス 先天性横隔膜ヘルニア	
247	イソ吉草酸血症		295	乳幼児肝巨大血管腫	
248	グルコーストランスポーター1欠損症		296	胆道閉鎖症	
249	グルタル酸血症1型		297	アラジール症候群	
250	グルタル酸血症2型		298	遺伝性膵炎	
251	尿素サイクル異常症		299	囊胞性線維症	
252	リジン尿性蛋白不耐症		300	IgG4関連疾患	
253	先天性葉酸吸収不全		301	黄斑ジストロフィー	
254	ポルフィリン症		302	レーベル遺伝性視神経症	
255	複合カルボキシラーゼ欠損症		303	アッシャー症候群	
256	筋型糖原病	-	304	若年発症型両側性感音難聴	
257	肝型糖原病		305	遅発性内リンパ水腫	
258	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランス		306	好酸球性副鼻腔炎	
	フェラーゼ欠損症	1	300	灯 数小 工则 异位 火	

⁽注)「患者数」欄には、前年度の年間実患者数を記入すること。

5 届出が受理されている診療報酬制度における施設基準等(基本診療科)

施設基準の種類	施設基準の種類
•	
•	•
•	•
•	
•	
•	•
•	•
•	•
•	
•	
•	
•	
•	•
•	•
•	•
•	•
•	
•	•
•	•
•	
•	•
•	•
•	•
•	•
	•
•	

6 届出が受理されている診療報酬制度における施設基準等(特掲診療科)

施設基準の種類	施設基準の種類
•	
•	•
	•
•	•
	•
•	•
•	•
	•
•	•
•	
•	•
	•
•	•
•	•
•	•
•	•
	•
•	•
	•
	•
	•
•	•
•	.•
•	•
•	•
•	

(様式第2)

高度の医療の提供の実績

7 診療報酬の算定方法に先進医療から採り入れられた医療技術

	施	設	基	準	等	の	種	類					施	設	基	準	等	の	種	類		
											•									,		
• .											•					,						
•							·				•		-									
•											•											
•																						
	,										•											
•							•				•											
•											٠	i.					•					
•										,	٠											
•																						
•						•					٠						,					
•											٠											
											٠											
•								ì			•	 							···········			

8 病理・臨床検査部門の概要

臨床検査及び病理診断を実施する部門の状況	1. 臨床検査部門と病理診断部門は別々である。						
協体検査及び物理診断を実施する部門の状化	2. 臨床検査部門と病理診断部門は同一部門にまとめられている。						
臨床部門が病理診断部門或いは臨床検査部門と開催 した症例検討会の開催頻度							
剖検の状況	剖検症例数 例 / 剖検率 %						

⁽注) 1 特定機能病院の名称の承認申請の場合には、必ずしも記入しなくともよいこと。 (注) 2 「施設基準等の種類」欄には、特定機能病院の名称の承認申請又は業務報告を行う3年前の4月以降に、診療報酬の算定 方法(平成二〇年厚生労働省告示第五九号)に先進医療(当該病院において提供していたものに限る。)から採り入れられた医療技術について記入すること。

(様式第3)

高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有することを証する書類

1 研究費補助等の実績

研究課題名	研究者氏名	所属部門	金 額	補助元又は委託 元
				補
·		·		委
			,	補
				委
		,		補
				委
				補
				委
			•	補
				委
				補
				委
		1		補
				委
•				補
,				委
,				補
			<u>-</u> .	委
				補
]			委

(注) 1 国、地方公共団体又は公益法人から補助金の交付又は委託を受け、当該医療機関に所属する医師等が申請の前年度に行った研究のうち、高度の医療技術の開発及び評価に資するものと判断される主なものを記入すること。

2 「研究者氏名」欄は、1つの研究について研究者が複数いる場合には、主たる研究者の氏名を記入するこ

^{3 「}補助元又は委託元」欄は、補助の場合は「補」に、委託の場合は「委」に、〇印をつけた上で、補助元又は委託元を記入すること。

(様式第3)

高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有することを証する書類

2 論文発表等の実績

(1)高度の医療技術の開発及び評価を行うことの評価対象となる論文

番号	発表者氏名	発表者の所属	題名	· 雑誌名
1				
2				,
3				
4				
<i>.</i> 5		i .		
6			,	·
7			•	
8				
9				`
~	·			
70				
~				

計

- (注) 1 当該特定機能病院に所属する医師等が申請の前年度に発表した英語論文のうち、高度の医療技術の開発および評価に資するものと判断されるものを七十件以上記入すること。七十件以上発表を行っている場合には、七十件のみを記載するのではなく、合理的な範囲で可能な限り記載すること。
 - 2 報告の対象とするのは、筆頭著者の所属先が当該特定機能病院である論文であり、査読のある学術雑誌 に掲載されたものに限るものであること。ただし、実態上、当該特定機能病院を附属している大学の講座等と 当該特定機能病院の診療科が同一の組織として活動を行っている場合においては、筆頭著者の所属先が 大学の当該講座等であっても、論文の数の算定対象に含めるものであること(筆頭著者が当該特定機能病 院に所属している場合に限る)。
 - 3 「発表者の所属」については、論文に記載されている所属先をすべて記載すること。
 - 4 「雑誌名」欄には、「雑誌名」「巻数・号数」「該当ページ」「出版年」について記載すること。
- (2)高度の医療技術の開発及び評価を行うことの評価対象とならない論文(任意)

番号	発表者氏名	発表者の所属	題名	雑誌名
1				
2				,
3			,	
4				
5				
~	-			

- (注) 1 当該医療機関に所属する医師等が申請の前年度に発表したもののうち、高度の医療技術の開発および評価に資するものと判断される主なものを記入すること。
 - 2 「発表者の所属」については、論文に記載されている所属先をすべて記載すること。
 - 3 「雑誌名」欄には、「雑誌名」「巻数・号数」「該当ページ」「出版年」について記載すること。

(様式第3)

高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有することを証する書類

	3	高度の	医療技術の	開発及	び評価の)実施体制
--	---	-----	-------	-----	------	-------

(1)	倫理審查委	多今の	開催狀況
· II		ヨーマッノ	17D TE 4/\(\) 1/L

(1) IIII III II III II II II II II II II I	
① 倫理審査委員会の設置状況	有・無
② 倫理審査委員会の手順書の整備状況	有・無
・ 手順書の主な内容、	·
③ 倫理審査委員会の開催状況	年 回

(注) 1 倫理審査委員会については、「臨床研究に関する倫理指針」に定める構成である場合に 「有」に〇印を付けること。

(2)利益相反を管理するための措置

① 利益相反を審査し、適当な管理措置について検討するための委員 会の設置状況	有・無
② 利益相反の管理に関する規定の整備状況	有・無
・規定の主な内容	
③ 利益相反を審査し、適当な管理措置について検討するための委員会の開催状況	年 回

(3) 臨床研究の倫理に関する講習等の実施

① 臨床研究の倫理に関する講習等の実施状況	年 回
・研修の主な内容	

(様式第 4)

高度の医療に関する研修を行わせる能力を有することを証する書類

1 研修の内容		
	•	
		•
		•

2 研修の実績

研修医の人数

Ţ

(注) 前年度の研修医の実績を記入すること。

3 研修統括者

研修統括者氏名	診	療	科	役	職	等	臨床経験年数	特	記	事	項
							年				
							年				
]			年				
				1			年				
,				1			年				
				1			年				
	[-						年 年				
							年				
							年 年				
							年				
							年				
							年	,			
							年				
							年				
]			年				
]			年				
]			年				
							年				
	- -			1			年				
				1			年				
				1			年		-		

- (注) 1 医療法施行規則第六条の四第一項又は第四項の規定により、標榜を行うこととされている 診療科については、必ず記載すること。
- (注) 2 内科について、サブスペシャルティ領域ごとに研修統括者を配置している場合には、すべてのサブスペシャルティ領域について研修統括者を記載すること。
- (注) 3 外科について、サブスペシャルティ領域ごとに研修統括者を配置している場合には、すべてのサブスペシャルティ領域について研修統括者を記載すること。

(様式第 4)

高度の医療に関する研修を行わせる能力を有することを証する書類

4	医師、	歯科医師以外の医療従事者等に対する研修
---	-----	---------------------

┶	5時、国代医師以7700医療化事有等に対する明修	
Œ	医師、歯科医師以外の医療従事者に対する研修の実施状況(任意)	
	・研修の主な内容	
	・研修の期間・実施回数	
	・研修の参加人数	
2	業務の管理に関する研修の実施状況(任意)	
	・研修の主な内容	
	・研修の期間・実施回数	
	・研修の参加人数	
3	他の医療機関に所属する医療関係職種に対する研修の実施状況	
	・研修の主な内容	
	・研修の期間・実施回数	
	・研修の参加人数	

- (注) 1 高度の医療に関する研修について記載すること。
- (注) 2 「③他の医療機関に所属する医療関係職種に対する研修の実施状況」については、医療法施 行規則第六条の四第四項の規定に基づき、がん、循環器疾患等の疾患に関し、高度かつ専門的 な医療を提供する特定機能病院についてのみ記載すること。また、日本全国の医療機関に勤務 する医療従事者を対象として実施した専門的な研修を記載すること。

(様式第5)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類

計画・現状の別	1. 計画	2. 現状	
管理責任者氏名	٠		
管理担当者氏名			

			保省	りゅう りゅうしゅう りゅうしゅう りゅうしゅう りゅうしょう ちゅうしょう りゅうしょ しゅうしゅう ひんしゅう しゅう しゅうしゅう ちゅうしゅう ちゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう ちゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅう	管	理	方	法
診療に関	(5	病院日誌	P11 E	1 3,52 151	 			
する諸記	に規げる	各科診療日誌			1			
録	拘則	処方せん			┪			
×4.	12 空	手術記録						
	る事項	看護記録						
	項二				-			
	条	検査所見記録			_			
	の	エックス線写真			_			
	三第二項	紹介状			_			
	第	退院した患者に係る入院期間中						
	置	の診療経過の要約及び入院診療						
		計画書						
病院の管	項に掲げる事項規則第二十二条の	従業者数を明らかにする帳簿						
理及び運	に削	高度の医療の提供の実績						
営に関す	揭第	,						
る諸記録	げニ	高度の医療技術の開発及び評価						
	氢土	の実績						
	野 二	高度の医療の研修の実績		12.001				
•	後来の	閲覧実績						
	三第三	紹介患者に対する医療提供の実	•	-				
	第	4						
	=	入院患者数、外来患者及び調剤			7			
		の数を明らかにする帳簿						_
	48 49	man and a second of the second			1			
	掲げる事	針の整備状況						
	カ競	医療に係る安全管理のための委		· ·	_			
	事二	員会の開催状況						
	項条							
	の	医療に係る安全管理のための職						
	+	員研修の実施状況						
	444	S 1/2 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
	第一	医療機関内における事故報告等			\dashv			
		医療機関性における事故報告号 の医療に係る安全の確保を目的						
	に	の医療に保る女主の確保を自的 とした改善のための方策の状況						
		こしに以告りにめい刀束り扒仇			ı			

			保管場所	管理方法
 病院の管	規	院内感染対策のための指針の策		
内内でり、自	則	定状況		
里及び運	第	院内感染対策のための委員会の		1
性及い理	_	開催状況		
営に関す	条	従業者に対する院内感染対策の		
5 (一)天) 7	の	ための研修の実施状況		
る諸記録	十	感染症の発生状況の報告その他		
N IN DOWN	<u> </u>	の院内感染対策の推進を目的と		
	第	した改善のための方策の実施状		
	=	况		
	項	医薬品安全管理責任者の配置状		1.
	第	况		
	_	従業者に対する医薬品の安全使		
•	号、	用のための研修の実施状況	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
•	か	医薬品の安全使用のための業務		1
	5	に関する手順書の作成及び当該		
	第一	手順書に基づく業務の実施状況		
	第三号			
	方ま	医薬品の安全使用のために必要		
	まで	となる未承認等の医薬品の使用		
	に	の情報その他の情報の収集その		
	掲	他の医薬品の安全使用を目的と		
•	げげ	した改善のための方策の実施状		
,	る	况		- '
	事	医療機器安全管理責任者の配置		
	項	状况		4
1		従業者に対する医療機器の安全		1 .
		使用のための研修の実施状況		4
		医療機器の保守点検に関する計		
•		画の策定及び保守点検の実施状		
		况		4
		医療機器の安全使用のために必		
		要となる情報の収集その他の医		,
		療機器の安全使用を目的とした		,
	<u> </u>	改善のための方策の実施状況		<u> </u>

		保管場所	管 理 方 法
病院の管理	医療安全管理責任者の配置状		
及び運営に	况		
関する諸記 則	専任の院内感染対策を行う者		
録 第	の配置状況		
九			
 条 の	大心へん		
	一矢巻を受ける者に対する説明ー		
十	に関する責任者の配置状況		
	診療録等の管理に関する責任		
第			
	医療安全管理部門の設置状況		
算 第	高難度新規医療技術の提供の		
l —	- 週召寺を伏正する部門の状况		
· 号	未承認新規医薬品等の使用条		,
h	件を定め、使用の適否等を決		
ら第	定する部門の状況		
	入院患者が死亡した場合等の		
 五 号 ま	医療安全管理部門への報告状		
ま			
7			
に 提			
デ	「印め」日の天旭仏仏		
	当該病院内に患者からの安全	. [
事			
項	O TT INT THEFT OF		
	医療安全管理の適正な実施に		
	疑義が生じた場合等の情報提	İ	
	供を受け付けるための窓口の		
•	状况		
	職員研修の実施状況		·
	管理者、医療安全管理責任者		
	、医薬品安全管理責任者及び		
·	医療機器安全管理責任者のた		
	めの研修の実施状況 よま記録し関には、個々の記録	について記しする必要	けなく。今はトレアの質

(注)「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理 方法の概略を記入すること。また、診療録を病院外に持ち出す際に係る取扱いについても記載する こと。

(様式第6)

病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

〇病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法

ノ病院の官座及び連名に関する語	心球切见男刀 次	
計画・現状の別	1. 計画 2. 現状	
閲覧責任者氏名		
閲 覧 担 当 者 氏 名	·	
閲覧の求めに応じる場所		
閲覧の手続の概要		•
•		

(注)既に医療法施行規則第9条の20第5号の規定に合致する方法により記録を閲覧させている病院 は現状について、その他の病院は計画について記載することとし、「計画・現状の別」欄の該当 する番号に〇印を付けること。

〇病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧の実績

	© #######		
前年度の総	閲 覧 件 数	延	件·
閲 覧 者 別	医 師	延	件
	歯科 医師	延	件
	国	延	件
	地方公共団体	延	件

(注)特定機能病院の名称の承認申請の場合には、必ずしも記入する必要はないこと。

(様式第 6)

. 規則第1条の11第1項各号に掲げる医療に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療に係る安全管理のための指針の整備状況	有・無
・ 指針の主な内容:	
·	
② 医療に係る安全管理のための委員会の設置及び業務の状況	
・ 設置の有無 (有・無) ・ 開催状況:年 回 ・ 活動の主な内容:	
③ 医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	年 回
・研修の主な内容:	
④ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の 状況	ための方策の実施
・ 医療機関内における事故報告等の整備 (有・無) ・ その他の改善のための方策の主な内容:	•
·	

(様式第 6)

規則第1条の11第2項第1号に掲げる院内感染対策のための体制の確保に係る措置

(II)	院内感染対策のための指針の策定状況	有・	
٣	指針の主な内容:	ј г	Ж
	1日本1の一工、なり1日・		
		•	
2	院内感染対策のための委員会の開催状況	年	<u>.</u>
	・ 活動の主な内容:	,	
			,
3	従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況	年	□
	研修の主な内容:		
		٠.	
4	感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のた	めの方策の	D状況
	・ 病院における発生状況の報告等の整備 (有・無) ・ その他の改善のための方策の主な内容:		
			•
	•		

(様式第6)

規則第1条の11第2項第2号に掲げる医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る 措置

① 医薬品安全管理責任者の配置状況	有・無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年 回
 研修の主な内容:	
·	
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づ	がく業務の実施状況
・ 手順書の作成 (有・無)・ 業務の主な内容:	
	,
④ 医薬品の安全使用のために必要となる未承認等の医薬品の使用の情報その他他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	!の情報の収集その
・ 医薬品に係る情報の収集の整備 (有・無) ・ その他の改善のための方策の主な内容:	

(様式第 6)

規則第1条の11第2項第3号に掲げる医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

有・無
年 回
の他の情報の収集
,

規則第9条の23第1項第1号から第15号に掲げる事項の実施状況

① 医療安全管理責任者の配置状況	有・無
・医療安全管理責任者による医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品等療機器安全管理責任者の統括状況	そ全管理責任者及び医
. '	
② 専任の院内感染対策を行う者の配置状況	有(名)・無
 ③ 医薬品安全管理責任者の業務実施状況	
・医薬品に関する情報の整理・周知に関する業務の状況	
•	
・未承認等の医薬品の使用に係る必要な業務の実施状況	•
・担当者の指名の有無(有・無)	
④ 医療を受ける者に対する説明に関する責任者の配置状況	有・無
④ 医療を受ける者に対する説明に関する責任者の配置状況 ・医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に	
・医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に	
・医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に 規程の作成の有無 (有・無)	
・医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に 規程の作成の有無 (有・無)	
・医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に 規程の作成の有無 (有・無)	
・医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に 規程の作成の有無 (有・無) ・規程の主な内容:	必要な方法に関する
 医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に規程の作成の有無 (有・無) 規程の主な内容: ⑤ 診療録等の管理に関する責任者の選任状況 	
・医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に 規程の作成の有無 (有・無) ・規程の主な内容:	必要な方法に関する
 医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に規程の作成の有無 (有・無) 規程の主な内容: ⑤ 診療録等の管理に関する責任者の選任状況 	必要な方法に関する
 医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に規程の作成の有無 (有・無) 規程の主な内容: ⑤ 診療録等の管理に関する責任者の選任状況 	必要な方法に関する
・医療の担い手が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実施に 規程の作成の有無 (有・無) ・規程の主な内容:	必要な方法に関する

⑥ 医療安全管理部門の設置状況	有・無
・所属職員:専従()名、専任()名、兼任()名	
うち医師:専従()名、専任()名、兼任()名	•
うち薬剤師:専従 () 名、専任 () 名、兼任 () 名	
うち看護師: 専従 () 名、専任 () 名、兼任 () 名	•
・活動の主な内容:	
※ 平成二八年改正省令附則第四条第一項及び第二項の規定の適用を受ける場合 係る安全管理を行う者が基準を満たしていることについて説明すること。	iには、専任の医療に
⑦ 高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門の状況	
・高難度新規医療技術の提供の適否等を決定する部門の設置の有無(有・無) .
・高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項	i及び高難度新規医療
技術の提供の適否等を決定する部門が確認すべき事項等を定めた規程の作成の)有無(有・無)
・規程の主な内容:	
·	
・規程に定められた事項の遵守状況の確認の有無 (有・無)	
・高難度新規医療技術評価委員会の設置の有無(有・無)	
⑧ 未承認新規医薬品等の使用条件を定め、使用の適否等を決定する部門の状況	
・未承認新規医薬品等の使用条件を定め、使用の適否等を決定する部門の設置の	有無(有・無)
・未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項	及び高難度新規医療
技術の提供の適否を決定する部門が確認すべき事項等を定めた規程の作成の有	無(有・無)
・規程の主な内容:	
・規程に定められた事項の遵守状況の確認の有無(有・無)	
・未承認新規医薬品等評価委員会の設置の有無 (有・無)	

(A)	F/	므스	の設置状	'n
(9)	复分李	P ~~ ((/) 三安市首大	ית:

有・無

・監査委員会の開催状況:年 回

・活動の主な内容:

- ・監査委員会の業務実施結果の公表の有無(有・無)
- ・委員名簿の公表の有無(有・無)
- ・委員の選定理由の公表の有無(有・無)
- 公表の方法:

監査委員会の委員名簿及び選定理由(注)

氏名	所属	委員長 (〇を付す)	選定理由	利害関係	委員の要件 該当状況
				有・無	- 10 - 1
				有・無	
				有・無	
,				有・無	
				有・無	
		. "		有・無	

- (注) 「委員の要件該当状況」の欄は、次の1~3のいずれかを記載すること。
 - 1. 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
 - 2. 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者(1.に掲げる者を除く。)
 - 3. その他

⑩ 入院患者が死亡した場合などの医療安全管理部門への報告状況
・入院患者が死亡した場合の医療安全管理部門への報告状況:年 件
・上記に掲げる場合以外の場合であって、通常の経過では必要がない処置又は治療が必要になった
のとして特定機能病院の管理者が定める水準以上の事象が発生したとき当該事象の発生の事実及
び発生前の状況に関する医療安全管理部門への報告状況:年 件
・医療安全管理委員会の活動の主な内容
⑪ 他の特定機能病院の管理者と連携した相互立入り及び技術的助言の実施状況
・他の特定機能病院への立入り(有(病院名:)・無)
・他の特定機能病院からの立入り受入れ (有(病院名:)・無)
・技術的助言の実施状況
⑩ 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制の確保状況
・体制の確保状況
③ 医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の情報提供を受け付けるための窓口の状況
・情報提供を受け付けるための窓口の設置の有無(有・無)
・窓口に提供する情報の範囲、情報提供を行った個人を識別することができないようにするためので
策その他窓口の設置に関しする必要な定めの有無(有・無)
・窓口及びその使用方法についての従業者への周知の有無 (有・無)
⑭ 職員研修の実施状況
・研修の実施状況
·

 U_{V}

15)	管理者、	医療安全管理責任者、	医薬品安全管理責任者及び	医療機器安全管理	理責任者のための研修 理責任者のための研修
	の実施状	光 況			
• 7	所修の実施	·····································			
			•		•

IJ

.

٦

専門性の高い対応を行う上での取組みに関する書類(任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価	
① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期	
(注)医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能	評価機構等による評価があるこ
Ł.	
2 果たしている役割に関する情報発信	,
① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要	-
	•
•	
3 複数の診療科が連携して対応に当たる体制	
① 複数の診療科が連携して対応に当たる体制の有無	有・無
・複数の診療科が連携して対応に当たる体制の概要	<u>- 1</u>
	• •

(様式第8)

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

厚生労働大臣

殿

開設者名

(印)

○○病院の紹介率及び逆紹介率の向上に関する年次計画について

標記について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の20第6号ロ及び第7号ロの 規定に基づき、次のとおり提出します。

記

1 紹介率及び逆紹介率の前年度の平均値

<u> </u>	小口ノ	一手及し	r 125 190	JI HEV.	<u> </u>	といす	·247] [E										
			第	定	期	튁	·			平成	年	月	日~平成	年	月	日	
	ì	紹介	率			·		. %	逆	紹	介	率	•				%
算	A.	: 紹	介	.		者	の	数									人
出	В	:他の症	耐院又	は診療	所に終	引介し	た患者の	の数									人
根	С	: 救急用	自動	車によ	って搬	入さ	れた患者	が数									人
拠	D	: 初	診	の	患	者	の	数									人

- (注) 1 「紹介率」欄は、A、Cの和をDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。
 - 2 「逆紹介率」欄は、BをDで除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。
 - 3 A、B、C、Dは、それぞれの前年度の延数を記入すること。

和ガ华及び芝和ガ华内」	 	
	• •	
,		

(注)「紹介率」又は「逆紹介率」のうち、承認要件を満たしていないものについてのみ記載すること。

3 年次計画

(1)紹介率

計画期間	平成	年 月	日 ~	平成	年	月	B	
年次目標紹介率	第1年度(平成	年度)					•	%
,	第2年度(平成	年度)					•	%
	第3年度(平成	年度)	İ				•	%
	第4年度(平成	年度)					•	%
•	第5年度(平成	年度)	ļ			,	•	%

(注)「紹介率」が、承認基準を満たしていない場合についてのみ記載すること。

(2) 逆紹介率

(P) AC-474 / I T									
計画期間	平成	年 月	月	~	平成	年	月	B	
年次目標紹介率	第1年度(平成	年度)						•	%
	第2年度(平成	年度)	•					•	%
	第3年度(平成	年度)						•	%
	第4年度(平成	年度)						•	%
	第5年度(平成	年度)						•	%

(注)逆紹介率が、承認要件を満たしていない場合についてのみ記載すること。

(様式第8)

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

厚生労働大臣

點

開設者名

(印)

○○病院の標榜する診療科の整備に関する計画について

標記について、次のとおり提出します。

記

1 診療科名

1-1 標榜する診療科の区分

- 1 医療法施行規則第六条の四第一項の規定に基づき、十六診療科すべてを標榜
- 2 医療法施行規則第六条の四第四項の規定に基づき、がん、循環器疾患等の疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院として十以上の診療科名を標榜
- (注)上記のいずれかを選択し、番号に〇を付けること。

1-2 標榜している診療科名

(1)内科

内科						有 • 無	
内科と組	しみ合わせた				-		
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	

- (注) 1 「内科」欄及び「内科と組み合わせた診療科名等」欄については、標榜している診療科名に ついて記入すること。
- (注) 2 「リウマチ科」及び「アレルギー科」についても、「内科と組み合わせた診療科等」欄に記入すること。
- (注) 3 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で 医療を提供している場合に記入すること。

(2)外科

外科	•			•		有 ・ 無
外科と組	み合わせた	診療科名	•		-	
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14

(注) 1 「外科」欄及び「外科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名につ

いて記入すること。

- (注) 2 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で 医療を提供している場合に記入すること。
- (3) その他の標榜していることが求められる診療科名

1精神科	2小児科	3整形外科	4脳神経外科	5皮膚科	6泌尿器科	7産婦人科
8産科	9婦人科	10眼科	11耳鼻咽喉科	12放射線科	13放射網	線診断科 💮
14放射線剂	台療科 15	麻酔科 1	6救急科			

(注) 標榜している診療科名の番号に〇印を付けること。

(4) 歯科

歯科						有・無
歯科と紅	且み合わせた認	診療科名				
1	2	3	4	5	6	7
歯科の	の診療体制					,
						•

- (注) 1 「歯科」欄及び「歯科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について記入すること。
- (注) 2 「歯科の診療体制」欄については、医療法施行規則第六条の四第五項の規定により、標榜している診療科名として「歯科」を含まない病院については記入すること。

(5) (1)~(4)以外で標榜している診療科名

1	2	3	4	5	6	7	_
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	

(注) 標榜している診療科名について記入すること。

^		ている診療科の整備のための予定措置
٠. ١	AN 7E 1	(1.1人多彩牌和10)整備(1)1580(1)分字花符页

- 1	A contract of the contract of		•		
-1					
-1					
-1					
-1					
-1					
-1					
-1					•
ч					
ŀ					
-1					
-1					•
ı					
ı				*	
ı					
Į.					
- 1		•			
- 1					
-1					
ı					
-1					
-1					
-1					
-1					
-1					
-1					
-1					
1					
1				•	
1					
1					
1					
1	•				
-					

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

厚生労働大臣

殿

開設者名

(印)

○○病院の専門の医師の配置に関する計画について

標記について、次のとおり提出します。

記

1 専門性に関する資格を	:有する医師数	(平成	年	月	日現在)
専門医名	人 数	専門医名		人	数
総合内科専門医	人	眼科専門医			人
外 科 専 門 医	人	耳鼻咽喉科専門医			人
精神科専門医	人	放射線科専門医			人
小児科専門医	人	脳神経外科専門医			人
皮膚科専門医	人	整形外科専門医			人
泌尿器科専門医	人	麻酔科専門医			人
産婦人科専門医	人	救急科専門医			人
,		合 計			人

(注)人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した 員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下1位を切り捨て、整数で算出して記入すること。

2 専門の医師の必要数

専門性に関する資格を有する医師の必要数	人

(注)医療法施行規則第二十二条の二第一号の規定による医師の配置基準数の半数を記入すること。

3	専門の医師を配置す	するための予定抗	苦匿		
Г					
	•	,			
	·		•		
		•			

(様式第8)

番 号 平成 年 月 日

厚生労働大臣

巸

開設者名

(印)

○○病院の論文発表等の向上に関する計画について

標記について、次のとおり提出します。

記

| 論文発表等の実績

英語による発表論文数

1午

- (注) 1 当該特定機能病院に所属する医師等が申請の前年度に発表した英語論文のうち、高度の医療 技術の開発および評価に資すると判断されるものの数を記入すること。
- (注) 2 対象とするのは、筆頭著者の所属先が当該特定機能病院である論文であり、査読のある学術雑誌に掲載されたものに限るものであること。ただし、実態上、当該特定機能病院を附属している大学の講座等と当該特定機能病院の診療科が同一の組織として活動を行っている場合においては、筆頭著者の所属先が大学の当該講座等であっても、論文の数の算定対象に含めるものであること(筆頭著者が当該特定機能病院に所属している場合に限る)。

2_	論文発表等を向上するための具体的な予定措置	,	
	•	•	,,
			,
		•	
- 1			

(様式第8)

 番
 号

 平成
 年
 月
 日

厚生労働大臣

歐

開設者名

(EII)

○○病院の昨年度の業務報告において提出した年次計画の経過について

標記について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の20第6号ロ及び第7号ロの 規定に基づき、次のとおり提出します。

記

1 提出した年次計画の項目

1紹介率・逆紹介率 2 標榜する診療科 3 専門の医師の配置 4 論文発表

(注)上記のいずれかを選択し、番号に○を付けること。

2 昨年度および今年度の実績

と「中午及のより、子午及り天機		
昨年度提出した年次計画書での報告事項		今年度の実績及び承認要件を満たしていない場
(実績及び予定措置)	`	合の理由
		•
		,
,		

- (注) 1 左欄には、昨年度の業務報告において様式第8として報告した事項を記載すること。
 - 2 右欄には、今年度の実績及び、承認要件を満たしていない場合はその理由を記載すること。

3	企 继	か目が	仕る	ウ措置
v	712	ソノラマ	₩₽	77日 년.

(注)本年度も承認要件を満たしていない場合、2で記載した事項以外の更なる措置を記載すること。

(様	- 17	**	8)
1.4	==	7	×ι
(TX		262	U,

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

厚生労働大臣

殿

開設者名

~ (印)

医療に係る安全管理のための体制整備に関する計画について

標記について、次のとおり提出します。

1.	医療安全管理責任者を配置するための予定措置
2.	医薬品安全管理責任者の活動を充実するための予定措置
	企来の女主旨生員は省の石刻を元大するための了た旧直
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3.	医療を受ける者に対する説明に関する責任者を配置するための予定措置

		7 WAITE CIFIX	するための予定措置	•	
	•				
				•	
5. 診療銀	最等の管理に関する責任	者を配置するため	の予定措置		
-				`,	
			,		
<u> </u>					
6 規則等	59冬の23第1項第105		に係る安全管理に	音する措置を実施	 でする
	9 条の 23 第 1 項第 10 号)予定措置	号に規定する医療	に係る安全管理に	資する措置を実施	正する
		号に規定する医療	に係る安全管理に	資する措置を実施	正する
		号に規定する医療	に係る安全管理に	資する措置を実施	正する
		号に規定する医療	に係る安全管理に	資する措置を実施	Eする
		号に規定する医療 ・	に係る安全管理に	資する措置を実施	正する
t=めの)予定措置				
ための 7. 医療安)予定措置 受全管理の適正な実施に				
ための 7. 医療安)予定措置				

•

•

一の世界の文工ド	こ関する意識の向上の状況の	· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	7 7 1 1 1 2		
•	v	•			
					*
9. 高難度新規医療	療技術の提供の適否等を決り	定する部門を設置する	るための予定措	置	
				İ	
			•		
	療技術を用いた医療を提供で 術の提供の適否等を決定す	1			
	術の提供の適否等を決定す	1			
度新規医療技術	術の提供の適否等を決定す	1			
度新規医療技術	術の提供の適否等を決定す	1			
度新規医療技術	術の提供の適否等を決定す	1			
度新規医療技術	術の提供の適否等を決定す	1			
度新規医療技術成するための予	術の提供の適否等を決定す	る部門が確認すべき			
度新規医療技術	術の提供の適否等を決定す	1			
度新規医療技術成するための予	術の提供の適否等を決定す	る部門が確認すべき	事項等を定め	た規程を作	
度新規医療技術成するための予	術の提供の適否等を決定す 予定措置	る部門が確認すべき	事項等を定め	た規程を作	
度新規医療技術成するためのう	術の提供の適否等を決定す 予定措置	る部門が確認すべき	事項等を定め	た規程を作	
度新規医療技術成するためのう	術の提供の適否等を決定す 予定措置	る部門が確認すべき	事項等を定め	た規程を作	
度新規医療技術成するためのう	術の提供の適否等を決定す 予定措置	る部門が確認すべき	事項等を定め	た規程を作	

•

<u>.</u>

16. 管理職員研修(医療に係る安全管理のための研修、管理者、医療安全管理責任者、医薬
品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者向け)を実施するための予定措置
7. 医療安全管理部門の人員体制
・所属職員: 専従() 名、専任() 名、兼任() 名
うち医師: 専従()名、専任()名、兼任()名
うち薬剤師: 専従()名、専任()名、兼任()名
うち看護師: 専従()名、専任()名、兼任()名
STATE OF THE CONTROL
·
8 医療安全管理部門の奥従閥首を配置するための予定接置
8. 医療安全管理部門の専従職員を配置するための予定措置

番 · 号 平成 年 月 日

厚生労働大臣

殿

開設者名

(印)

○○病院に関する変更について

標記について、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の3の規定に基づき、以下のとおり変更があったので届け出ます。

名 称 変更があった事項及びその内容

- (注) 1 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
 - 2 開設者名の記入箇所及び「名称」欄には、変更があった場合は、変更後のものを記入すること。
 - 3 「変更があった事項及びその内容」欄には、変更があった事項を明らかにした上で、その事項についての変更のみを、変更前と変更後の内容を区別して下記により記入すること。
 - ① 開設者の氏名及び名称の変更については、変更前のもののみを記載することとしても 差支えない。
 - ② 診療科名の変更の場合は、医療法施行規則第6条の4に掲げる診療科名をそれ以外の 診療科名よりも先に記入し、削除又は追加された診療科名に下線を付すこと。
 - ③ 集中治療室、無菌病室等又は医薬品情報管理室の構造設備の変更については、承認申請書に記載することとされている事項に係る変更のみを変更前と変更後のそれぞれを区別して記入すること。なお、集中治療室、無菌病室等又は医薬品情報管理室を有しなくなった場合にはその旨を記載し、固定式の無菌病室や専用の医薬品情報管理室を新たに設けたなどの場合には承認申請書に記載することとされているものと同じ事項について記入すること。

(記載例:50 床増床し、集中治療室にペースメーカーを導入した場合)

病床数

変更前:550 床 変更後:600 床

集中治療室に備える機器

変更前:人工呼吸装置、心電計、心細動除去装置

変更後:人工呼吸装置、心電計、心細動除去装置、ペースメーカー

(様	ホ	笙	1	0)
V X		212		· /

 番
 号

 平成
 年
 月
 日

厚生労働大臣

殿

開設者名

(印)

○○病院の業務に関する報告について

標記について、医療法(昭和23年法律第205号)第12条の3第1項及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の2の2の第1項の規定に基づき、平成 年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

ľ		L~ L ~~ L //	1.20 20 E	 12		
	住	所	Ŧ			
	氏	名			 -	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には 法人の名称を記入すること。

2	名	称		•	·		
- 1							

3 所在の場所

〒

電話(

)

4 診療科名

4-1 標榜する診療科名の区分

- 1 医療法施行規則第六条の四第一項の規定に基づき、十六診療科名すべてを標榜
- 2 医療法施行規則第六条の四第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定に基づき、が ん、循環器疾患等の疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院として、十以 上の診療科名を標榜
- (注) 上記のいずれかを選択し、番号に〇印を付けること。

4-2 標榜している診療科名

(1)内科

内科						有無
内科と組る	み合わせた	診療科名等	•			
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
診療実績						
		•			•	
			*			

- (注) 1 「内科」欄及び「内科と組み合わせた診療科名等」欄については、標榜している診療科名について記入すること。
- (注) 2 「リウマチ科」及び「アレルギー科」についても、「内科と組み合わせた診療科等」欄に記入すること。
- (注) 3 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で 医療を提供している場合に記入すること。

(2)外科

外科レ組み				_		有・無	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ス合わせたネ	 診療科名					
1	2	3	4	5	6	7	
8	Ω	10		12	13	1.4	

- (注) 1 「外科」欄及び「外科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について記入すること。
- (注) 2 「診療実績」欄については、医療法施行規則第六条の四第三項の規定により、他の診療科で 医療を提供している場合に記入すること。
- (3) その他の標榜していることが求められる診療科名

ı	1精神科	2小児科	3整形外科	4脳神経外科	5皮膚科	6泌尿器科	7産婦人科	
	8産科	9婦人科	10眼科	11耳鼻咽喉科	12放射線科	13放射網	診断科	
	14放射線/	冶療科 15	麻酔科 1	6救急科				

(注) 標榜している診療科名の番号に〇印を付けること。

(4) 歯科

(4) 图 作							
歯科						有・	無
歯科と組	み合わせた記	診療科名			•		
1	2	3	4	5_	6	7	
歯科の診	療体制						
,		•					

- (注) 1 「歯科」欄及び「歯科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について記入すること。
- (注) 2 「歯科の診療体制」欄については、医療法施行規則第六条の四第五項の規定により、標榜している診療科名として「歯科」を含まない病院については記入すること。

(5)(1)~(4)以外でその他に標榜している診療科名

(0) (1)	(1)/2// ((()//	BIGWIN O					
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14]
15	16 .	17	18	19	20	21	İ

(注) 標榜している診療科名について記入すること。

5. 病床数

精神	感染症	結 核	療 養	一般	合計
床	床	床	床	床	床

6 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その他の従業者の員数

			-										(半成	ζ	年	<u>月</u>		日步	見在)
職	₹	重	常	勤	非常勤	合	計	職		種		員	数	耶	我	種		員	数
医		韴		人	人		人	看	護	補則	了者		人	診療	エッ	クス	線		人
				. 		<i>-</i>								技的	fi				
歯和	斗 医	師		人	人		人	理	学	療法	士;		人	庭床	臨床	検査	支		人
<u> </u>]		<u> </u>]]		1 7	師				
薬	剤	師		人	人		人	作	業	療法	士		人	検査	衛生	検査技	支		人
 - :					. 										師				<i></i> .
保	健	師		人	人		人	視	能	訓練	<u>±</u>		人	<u> </u>	そ	の	他		人
助	産	師		人	人		人	義	肢	装 具	. ±		人	あんん	撃マッサ	ージ指	圧師		人
看	護	師		人	人		人	臨	床	工学	≐ ±		人	医别	R社会	事業	従		人
												<u></u>		事者	<u>₹</u>				
准和	看護	師		人	人		人	栄		養	土]	人	その)他の	技術	員		人
歯科	衛生	土		人	人		人	歯	<u>P</u>	支 工	土		人	事	務	職	員		人
管理	栄養	士		人	人		人	診療	₹放	射線:	技師		人	その	の他の	の職	員		人

- (注) 1 報告書を提出する年度の10月1日現在の員数を記入すること。
 - 2 栄養士の員数には、管理栄養士の員数は含めないで記入すること。
 - 3 「合計」欄には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した 員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下 2 位を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出して記入 すること。それ以外の欄には、それぞれの員数の単純合計員数を記入すること。

7	専門の医師数				(平成	年	月	日現在)
	専門医名	人	数	専門医名	1		人 数	7
	総合內科専門医		人	眼科専門	門 医			人
	外科専門医		人	耳鼻咽喉科専	門医			人
	精神科専門医		人	放射線科専	門医	•		人
	小児科専門医		人	脳神経外科専	門医			人
	皮膚科専門医	<u>.</u> .	. 人	整形外科専	門医			人
	泌尿器科専門医		人	麻酔科専	門医			• 人
	産婦人科専門医		人	救急科専	門医			人
	t _{sp}	-		合 計				人

- (注) 人数には、非常勤の者を当該病院の常勤の従事者の通常の勤務時間により常勤換算した 員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下1位を切り捨て、整数で算出して記入すること。
- 8 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

管理者名()	任命年月日	平成	年		日		
,								
·								
		,			·		 	

9 前年度の平均の入院患者、外来患者及び調剤の数

歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入院患者及び外来患者の数

	歯科等以	外	歯を	半 等	合	計
1日当たり平均入院患者数		人		人		人
1日当たり平均外来患者数		. 人		人		人
1日当たり平均調剤数		`			产	121
必要医師数						人
必要歯科医師数						人
必要薬剤師数				,		人
必要(准)看護師数						人

- (注)1 「歯科等」欄には、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を受診した患者数を、「歯科等以外」欄にはそれ以外の診療料を受診した患者数を記入すること。
 - 2 入院患者数は、年間の各科別の入院患者延数(毎日の24時現在の在院患者数の合計)を暦日で除した数を記入すること。
 - 3 外来患者数は、年間の各科別の外来患者延数をそれぞれ病院の年間の実外来診療日数で除した数を記入すること。
 - 4 調剤数は、年間の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入すること。
 - 5 必要医師数、必要歯科医師数、必要薬剤師数及び必要(准)看護師数については、医療法施行規則第二十二条の二の算定式に基づき算出すること。

10 施設の構造設備

	主要構造	設	備	概	要	
m ²		病床数	床	心電	計	有・無
		人工呼吸装置	有・無	心細動除去	装置	有・無
		その他の教急蘇生装置	有・無	ペースメー	·カー	有・無
[固定式の	場合〕床	面積 m	2	病床数	•	床
[移動式の	場合] 台	数 台	•			
[専用室の	場合] 床	積 m²				
[共用室の	場合] 共月	用する室名 こ				
m ²		(主な設備)				
m ²		(主な設備)				
m ²		(主な設備)		-		
m ²		(主な設備)	•			
m ²		(主な設備)				
m ²		室数	室	収容定員		人
m ²		室数	室	蔵 書 数		冊程度
	床面積 m ² [固定式の [移動式の [専用室の [共用室の m ² m ² m ²	m ² [固定式の場合] 床で [移動式の場合] 台 [専用室の場合] 床 [専用室の場合] 床 [共用室の場合] 共列 m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ²	床面積 主要構造 設備 m² 病床数 人工呼吸装置 その他の税益驻 その他の税益 が付金 (事助式の場合] おの場合 (専用室の場合] 床積 m² (共用室の場合] 共用する室名 m² (主な設備) 変数	床面積 主要構造 設備 m² 病床数 床 人工呼吸装置 有・無 その他の検験鞋 有・無 長動式の場合 床面積 m² [専用室の場合] 床積 m² [共用室の場合] 共用する室名 (主な設備) m² (主な設備) 変数 室数	床面積 主要構造 設備 概 m² 病床数 床 心電 人工呼吸装置 有・無 心細動除去 その他の検験性難 有・無 ペースメー 「固定式の場合」 床面積 m² 病床数 有・無 ペースメー 病床数 [移動式の場合] 床面積 m² 「専用室の場合」 床積 m² 「共用室の場合」 共用する室名 m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備) m² (主な設備)	床面積 主要構造 設備 概要 m² 病床数 床 心電計 人工呼吸装置 有・無 心細動除去装置 その他の検験性類 有・無 ペースメーカー [固定式の場合] 床面積 m² 病床数 [移動式の場合] 片 数 台 [専用室の場合] 床積 m² [共用室の場合] 井用する室名 m² (主な設備) (主な設備) m² (主な設備)

- (注) 1 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記入すること。
 - 2 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器を記入すること。

11 紹介率及び逆紹介率の前年度の平均値

				Ĵ	草 定	期	間					平成	年	月	日~	平成	年	月	日	
		紹	介	率						. %	逆	紹	介	率						%
算	A	: 1	沼	介		患	者	-	の	数										人
出	В	: 1	也の非	対院 ス	ては診	療所	に紹え	介し	た患者	の数										人
根	C	: 쾅	(急用	自動	車に	よって	て搬ノ	なり	れた患者	5の数										人
拠	D	: 1	刃	診	の	ļ	患	者	の	数										人

- (注) 1 「紹介率」欄は、A、Cの和をDで除した数に 100 を乗じて小数点以下第 1 位まで記入すること。
 - 2 「逆紹介率」欄は、BをDで除した数に 100 を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。
 - 3 A、B、C、Dは、それぞれの前年度の延数を記入すること。

12 監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由(注)

	* 2434 1277 244 24	~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· <u></u>		
氏名	所属	委員長 (○を付す)	選定理由	利害関係	委員の要件 ・該当状況
			•	有・無	
				有・無	

- (注) 「委員の要件該当状況」の欄は、次の1~3のいずれかを記載すること。
 - 1. 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
 - 2. 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者(1.に掲げる者を除く。)
 - 3. その他

13 監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由の公表の状況

委員名簿の公表の有無	有・無
委員の選定理由の公表の有無	有・無
公表の方法	
·	

別紙2

第1

「医療法の一部改正(臨床研究中核病院関係)の施行等について」(平成 27 年 3 月 31 日医政発第 69 号:厚生労働省医政局長通知(抄))

【新旧対照表】

第 1

(下線部分は改正・新設部分)

改正後

(略)

改正前 (略)

第2 承認手続等

趣旨

1~5 (略)

6 新省令第6条の5の2第2項第4号に 規定する「特定臨床研究に関する研修を 行う能力を有することを証する書類」と は、医師・歯科医師等の特定臨床研究を 行う者(特定臨床研究の実施に際し診療 に携わる者を含む。) 及び特定臨床研究 に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護 師その他の従業者(以下「特定臨床研究 に関わる者」という。) に対する研修会 を年に6回以上、新省令第9条の25第 5号イに掲げる委員会の委員を対象と した研修会を年に3回以上行ったこと 並びに特定臨床研究に関わる者に対し、 研修の適切な修了を証する研修修了証 書を発行する制度を有することを証す る書類とすること。なお、研修会につい ては、当該申請機関に属さない者が参加 でき、かつ受講者の研修記録を保存して いるものに限ること。また、研修の修了 に際しては、上記の研修会の受講のみに 限らず、e-Learning や外部の専門研修も 活用されたいこと。

7~10 (略)

11 医療法施行規則の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 110 号。以下「平成 28 年改正省令」という。)の施 行の日以後平成 30 年 3 月 31 日までの間

第2 承認手続等

趣旨

1~5 (略)

6 新省令第6条の5の2第2項第4号に 規定する「特定臨床研究に関する研修を 行う能力を有することを証する書類」と は、医師・歯科医師等の特定臨床研究を 行う者(特定臨床研究の実施に際し診療 に携わる者を含む。) 及び特定臨床研究 に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護 師その他の従業者(以下「特定臨床研究 に関わる者」という。) に対する研修会 を年に6回以上、新省令第9条の25第 1号イに掲げる委員会の委員を対象と した研修会を年に3回以上行ったこと 並びに特定臨床研究に関わる者に対し、 研修の適切な修了を証する研修修了証 書を発行する制度を有することを証す る書類とすること。なお、研修会につい ては、当該申請機関に属さない者が参加 でき、かつ受講者の研修記録を保存して いるものに限ること。また、研修の修了 に際しては、上記の研修会の受講のみに 限らず、e-Learning や外部の専門研修も 活用されたいこと。

7~10 (略)

11 (新設)

に、医療法第4条の3第1項の規定によ り臨床研究中核病院と称することにつ いての承認を受けようとする者であっ て、平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第9条の25第1項第4 号イに規定する措置 (専従の医師、薬剤 師及び看護師の配置に係るものに限 る。) を講ずることができないことがや むを得ない事情があるものに対する医 療法施行規則第6条の5の2第2項に 規定される書類の提出については、当該 措置を講ずるための計画を厚生労働大 臣に提出した場合に限り、同項第8号に 掲げる書類のうち、専従<u>の医師、</u>薬剤師 及び看護師の配置を証する書類の提出 は、平成28年改正省令附則第5条第2 項各号に掲げる措置の状況を証する書 類をもって代えることができる。計画の 作成様式は、様式第8-2のとおりであ ること。

第3 承認後の変更手続 (略) 第4 業務報告書

1~3 (略)

4 平成 28 年改正省令の施行の際現に医療法第4条の3第1項の規定による承認を受けている臨床研究中核病院の管理者であって平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の25第1項第4号イに規定する措置(専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。)を講ずることができないことがやむを得ない事情があるものについては、当該措置を講ずるための計画を提出した場合に限り、平成30年3月31日までの間(当該計画に基づき当該措置を講ずることとなった場合には、措置を講じたときまでの間)は、同号イの規定(専

第3 承認後の変更手続 (略)第4 業務報告書1~3 (略)(新設)

従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係る部分に限る。)は適用しないこと。この場合において、同号イに規定する医療安全管理部門に、専従の医師、薬剤師及び看護師を配置するよう努めるとともに専任の医療に係る安全管理を行う者を配置すること。なお、その際の作成様式は、様式第8-2のとおりであること。専任の医療に係る安全管理を行う者は、次に掲げる基準を満たす必要があること。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師又は看護 師のうちのいずれかの資格を有して いること。
- (2) 医療安全に関する必要な知識を有していること。
- (3) <u>当該病院の医療安全管理部門に所</u> 属していること。
- (4) 当該病院の医療安全管理委員会の 構成員に含まれていること。
- (5) 医療安全対策の推進に関する業務 に専ら従事していること。

なお、平成28年改正省令附則第5条 第1項及び第2項の規定の適用を受け る臨床研究中核病院の開設者又は管理 者は、適用を受ける間については、同条 第2項各号に掲げる措置の状況につい ても、業務報告書に記載すること。

5 (略)

第5 管理者の業務

1 · 2 (略)

- 3 (1) ~ (3) (略)
 - (4) 安全管理のための体制
 - ア 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第 9 条の 25 第 1 項第 4 号イに規定する「医療安全 管理部門」は、医療安全管理委員

4 (略)

第5 管理者の業務

1・2 (略)

- 3 (1) ~ (3) (略)
 - (4) 安全管理のための体制
 - ア 新省令第9条の 25 第4号イに掲 げる「医療に係る安全管理を行う部 門」とは、専任の医療に係る安全管 理を行う者その他必要な職員で構

- 会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院における医療に係る安全管理業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。
- (7) 「専従」とは、医療安全管理 部門の業務に専ら従事している ことをいうものとし、常勤で雇 用されている職員において、そ の就業時間の8割以上を当該業 務に従事している場合とするこ と。ただし、平成32年3月まで の間については、時限的取扱い として、常勤職員であって、そ の就業時間の5割以上を該当業 務に従事する者を同職種で複数 名 (平成 30 年 3 月 31 日までの 間は、平成28年改正省令附則第 5条第1項に規定する計画を提 出した臨床研究中核病院につい ては、1名で可とすること。)配 置している場合は、当該職種の 専従職員を置いているものとみ なすものであること。
- (イ) 専従の構成員は、臨床研究中 核病院の臨床業務の管理運営上 重要な役割を担っていることを 踏まえ、臨床業務に係る十分な 知識と技能及び当該病院の医療 安全確保を図る上で優れた識 見、意欲を有する者とすると共 に、当該病院は、当該医療安全 業務の専従経験を将来にわたっ て生かせるよう、従事経験を適 正に評価するよう配慮するこ

- 成され、医療に係る安全管理のため の委員会で決定された方針に基づ き、組織横断的に当該病院内の安全 管理を担う部門であって、次に掲げ る業務を行うものであること。
- (7) 医療に係る安全管理のための 委員会で用いられる資料及び議 事録の作成及び保存、その他医 療に係る安全管理のための委員 会の庶務に関すること。
- (4) 事故等に関する診療録や看護 記録等への記載が正確かつ十分 になされていることの確認を行 うとともに、必要な指導を行う こと。
- (ウ) 患者や家族への説明など事故 発生時の対応状況について確認 を行うとともに、必要な指導を 行うこと。
- (エ) 事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、必要な指導を行うこと。
- (オ) <u>医療安全に係る連絡調整に関すること。</u>
- (カ) 医療安全対策の推進に関すること。
- イ 新省令第9条の 25 第4号ロ に 掲げる「専任の医療に係る安全管理 を行う者」は、当該病院における医 療に係る安全管理を行う部門の業 務に関する企画立案及び評価、病院 内における医療安全に関する職員 の安全管理に関する意識の向上や 指導等の業務を行うものであり、次 に掲げる基準を満たす必要がある こと。
 - (ア) 医師、歯科医師、薬剤師又は

と。

- (ウ) 構成員は、当該病院の医療安 全管理委員会に出席すること。
- (エ) 歯科診療に関連する医療安全 に係る事案が発生した場合に は、歯科医師が適切に関与でき る体制を確保すること。
- イ 平成 28 年改正省令による改正 後の医療法施行規則第9条の25第 1項第4号イに規定する「医療安 全管理部門」の業務については、 次のことに留意すること。
 - (ア) 平成 28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の25 第1項第4号イ(1)に掲げる「医療安全管理委員会に係る事務」とは、医療安全管理委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、その他医療安全管理委員会の庶務に関することを指すこと。
 - (イ) 平成 28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の25 第1項第4号イ(2)に規定する「事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要なものとして管理者が認める事象」の基準については、医療安全管理委員会において検討し、管理者が定めるものとすること。

ウ~ケ (略)

(5)~(8)(略)

第6 人員配置 (略)

第7 構造設備・記録 (略)

第8 その他 (略)

<u>看護師のうちのいずれかの資格</u> を有していること。

- (4) <u>医療安全に関する必要な知識</u>を有していること。
- (ウ) 当該病院の医療安全に関する 管理を行う部門に所属している こと。
- (エ) 当該病院の医療に係る安全管 理のための委員会の構成員に含 まれていること。
- (オ) 医療安全対策の推進に関する 業務を主として担当していること。

ウ~ケ (略)

(5) ~ (8) (略)

第6 人員配置 (略)

第7 構造設備・記録 (略)

第8 その他 (略)

臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数

1	臨床研	f究に携れ	る医師	•	歯科医師
---	-----	-------	-----	---	------

氏 名	名 所属・役職 常勤換算		「臨床研究に携わる」業務内容の説明
 "	"		
•			
			,
			•

2 臨床研究に携わる薬剤師

_	ᄪᄱᄶᄳᄌᅝ	- 捞わる条用岬		
	氏 名	所属・役職	常勤換算	「臨床研究に携わる」業務内容の説明
				·
			_	
		·		
			>	

3 臨床研究に携わる看護師

 氏 名	所属・役職	常勤換算	「臨床研究に携わる」業務内容の説明
	17174		
 -			
			•
	1		
			
	i		

4 臨床研究に携わるその他の従業者

(1) 専従の臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する相当の経験及び識見を有する者

(1) TE NCONTHINNIN			<u> </u>	1 4 2 WILLIAM O BROOM	<u> </u>
	名				<u> </u>
所	所属			役職名	
専従の「臨床研究	究に携わる」者であ				
るこ.	との説明				
臨床研究の実	過去に当該業務に		期間		場所
施に係る支援	従事した期間	〇年〇月	~	〇年〇月	
を行う業務に	※3年以上				
関する相当の					
経験及び識見	上記の期間に行っ				
を有すること	た具体的な勤務内				
の説明	容及び実績				
	臨床研究の実施に	· ·		-	
	係る支援を行う業				
	務に関する専門的				
	研修及び資格等の				
	有無				
			-		

. 所	所属			役職名	
専従の「臨床研究	究に携わる」者であ				
1	との説明				
臨床研究の実	過去に当該業務に		期間		場所
施に係る支援	従事した期間	〇年〇月	~	〇年〇月	
を行う業務に	※3年以上				
関する相当の			1 1		
経験及び識見	上記の期間に行っ				
を有すること	た具体的な勤務内				
の説明	容及び実績				
,					
	臨床研究の実施に				
	係る支援を行う業				
	務に関する専門的				
	研修や資格等の有				
	無	•			
,	711				

- (注) 1「過去に当該業務に従事した期間」の欄には、該当業務を行った期間・場所について記載すること。期間については、和暦で記載すること。
 - 2「上記の期間に行った具体的な勤務内容及び実績」の欄には、当該期間において行った臨床研究の実施に係る支援を行う業務の具体的な内容及び支援した臨床研究の実績を記載すること。
 - 3 「臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する専門的研修や資格等の有無」の欄には、当該 業務に関する外部の講習会等の受講の有無、当該業務に係る国内外の認定資格等の取得の有 無等を記載すること。
 - 4 必要に応じて、記載欄を追加すること。

(2) 専従の臨床研究に関するデータの管理に関する相当の経験及び識見を有する者

(4) 守泥の岡外別		日子に関する加二	コマノ中エ州ノ	COC CO-PRINCE TO THE	7 0 1
氏	; 名 ·				
所				役職名	
専従の「臨床研	究に携わる」者であ				
るこ	との説明				
専従の臨床研	過去に当該業務に		期間	<u> </u>	場所
究に関するデ	従事した期間	〇年〇月	~	〇年〇月	
一タの管理に	※2年以上		·		i
関する相当の					
経験及び識見	上記の期間に行っ			·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
を有する者	た具体的な勤務内				
	容及び実績				
	·				
	臨床研究に関する				
	データの管理に関				
	する専門的研修や				
	資格等の有無				
	貝代寺の有無				
					<u> </u>

(注) 「上記の期間に行った具体的な勤務内容及び実績」の欄には、当該期間において行った臨床研究に関するデータ管理業務及びデータ管理した臨床研究の実績の具体的な内容を記載すること。

(3) 専従の生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者

F	毛 名				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
P	所 属			役職名	
専従の「臨床研究に携わる」者である					
	との説明				···
生物統計に関	過去に当該業務に		期間		場所
する相当の経	従事した期間	〇年〇月	~	〇年〇月	
験及び識見を	※1 年以上			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
有することの					
説明	上記の期間に行っ				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	た具体的な勤務内			•	
	容及び実績				
	生物統計に関する				
	専門的研修や資格				
	等の有無				
٠.				•	
1 /					

(注) 「上記の期間に行った具体的な勤務内容及び実績」の欄には、当該期間において行った生物統計 に係る業務の具体的な内容及び生物統計に関して支援した臨床研究の実績を記載すること。

(4) 専従の薬事に関する審査に関する相当の経験及び識見を有する者

	氏 名 所 属			役職名	
専従の「臨床研	究に携わる」者である				
ことの説明					
薬事に関する	過去に当該業務に	1	期間		場所
審査に関する	従事した期間	〇年〇月	~	〇年〇月	
相当の経験及	※1 年以上				
び識見を有す					
ることの説明	上記の期間に行っ				
	た具体的な勤務内				
	容及び実績				
	特定臨床研究に係		·		
	る業務に関する専				
	門的研修や資格等			•	
	の有無				
			•		

(注) 「上記の期間に行った具体的な勤務内容及び実績」の欄には、当該期間において行った薬事に関する審査業務について、具体的な業務内容及び審査した治験の実績がわかるように記載すること。

特定臨床研究に関する計画の立案及び実施の実績

- 1 特定臨床研究に関する計画の立案及び実施の実績の詳細
- (1) 医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究

番号	臨床研究名	登録 ID 等	医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研 究であることの説明
1			
2			
3		,	
4			
~			
80			
~			1

- (注) 1「番号」の欄は、様式第2の1又は第3の1に記載した番号と一致させること。
 - 2 「医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究であることの説明」の欄には、 研究の概要を簡潔に記載するとともに、侵襲及び介入を伴うこと示す部分に下線を付すこと。

(2) 特定疾病領域に係る特定臨床研究であることの説明

(4) 17	た大M 限以に示る行A		
番号	治験・臨床研究名	登録 ID 等	特定疾病領域(難病・希少疾病、小児疾患、新興・再興 感染症)に係る特定臨床研究であることの説明
1			対象疾患:
2			対象疾患:
~			対象疾患:

- (注) 1 「特定疾病領域に係る特定臨床研究であることの説明」の欄には、対象となる特定疾病領域 及び具体的な疾患名、研究対象者の選定基準、研究成果が具体的にどのような形で特定疾病 領域の患者に還元されるかを明記すること。
 - 2 難病については、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚 生労働大臣が指定する指定難病とする。
 - 3 希少疾患については、当該医薬品、医療機器又は再生医療等製品の用途に係る対象者の数が、本邦において5万人未満であること。厚生労働科学研究事業や信頼すべき学会の調査結果等を利用して患者数を推定する。しかし、難病等については患者数にかかる調査が十分ではなく、確実な人数を示すことができない場合が多いため、数種類の統計データ等を用いて推計して、その結果をもって推定患者数が5万人未満であることを示すことが一般的である。複数の手法による推計結果が提出されることが望ましい。
 - 4 新興・再興感染症については、新たにその存在が発見された感染症(新興感染症)や既に 制圧したかに見えながら再び猛威を振るう可能性のある感染症(再興感染症)を指す。

2 特定臨床研究の実施に伴い発表された論文の実績

1770	場外リスの天池1~1十0					
}	·	関連する特定臨床研究				
番号	治験・臨床研究名	登録 ID等	医薬品・医療機器等を用いた 侵襲及び介入を伴う臨床研 究であることの説明等			
1						
2						
3				-		
~			-			
45	· ·		·			
~			·	·		

- (注) 1「番号」の欄は、様式第2の2に記載した番号と一致させること。
 - 2「医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究であることの説明等」は既に 登録 ID 等が同一のものがある場合には、省略可。特定領域である場合には、その旨の説 明も含めること。
 - 3 特定臨床研究の実施に伴い発表した論文であることの説明については、当該研究が特定 臨床研究の実施に伴い発表した論文であることを簡潔に説明すること。
 - 4 論文については、米国国立医学図書館に掲載されている要旨(abstract)を添付すること。

他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導 的な役割を果たした実績

1 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たした実績の詳細

番号	治験·臨床研究名	登録 ID 等	主導的な役割を果たした実績の詳細
1			
2			
~			
3 0	,		
~			

⁽注)「番号」の欄は、様式3の1に記載している番号と一致させること。

厚生労働大臣	殿	番 平 _万	党 年	Ę,	月	号 日
净工力 國八 臣		開設者名	3			(印)

○○病院の臨床研究中核病院の名称の承認について

標記について、医療法(昭和23年法律第205号)第4条の3第1項の規定に基づき、次のとおり承認方申請します。

記

1	開設者	の住所	及び日	名
---	-----	-----	-----	---

住	所	T		
氏	名		 	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には 法人の名称を記入すること。

2	名	称	 		 			 	
						-			

3 所在の場所

	77 E-V2-977	
1 T		
1.	·	
- 1		御門を手(\
- 1		単語し) 一

4 診療科名

(1) 標榜している診療科(内科)

						内科
				診療科名等	み合わせた	内科と組
· 7	6	5	4	3	2	1
14	13	12	11	- 10	G,	ρ
	13	12	11	10	Ģ	8

- (注) 1 「内科」欄及び「内科と組み合わせた診療科名等」欄については、標榜している診療科名について記入すること。
 - 2 「リウマチ科」及び「アレルギー科」についても、「内科と組み合わせた診療科等」欄に記入すること。
 - 3 「診療実績」欄については、医療法施行規則第6条の5の4第3項の規定により、他の診療 科で医療を提供している場合に記入すること。

(2) 標榜している診療科(外科)

外科						有 · 無
外科と糸	組み合わせた	診療科名			- <u>-</u>	
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11 .	12	13	14
診療実績	責					
				•		
		,				

- (注) 1 「外科」欄及び「外科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について記入すること。
 - 2 「診療実績」欄については、医療法施行規則第6条の5の4第3項の規定により、他の診療 科で医療を提供している場合に記入すること。

(3) その他の標榜していることが求められる診療科名

<u> </u>	<i></i>						
1精神科	2小児科	3整形外科	4脳神経外科	5皮膚科	6泌尿器科	7産婦人科	
8産科	9婦人科	10眼科	11耳鼻咽喉科	12放射線科	13放射網	 診断科	
14放射線流	台療科 15	麻酔科 163	效急科				

(注) 標榜している診療科名の番号に〇印を付けること。

(4) 歯科

歯科						有·	無
歯科と純	組み合わせた診	療科名					
1	2 .	3_	4	5	6	- 7	

(注) 「歯科」欄及び「歯科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について 記入すること。

(5) (1)~(4)以外でその他に標榜している診療科名

1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	

(注) 標榜している診療科名について記入すること。

5 病床数

O /F3 // 10/0					
精神	感染症	結 核	療養	一 般	合 計
床	床	床	床	床	床

- 6 臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数
- (1) 臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師の員数

(平成 年 月 日現在)

		/1 H-26111/
職種	員数(エフォート換算)	
医師・歯科医師		人
薬剤師		人
看 護 師		人

- (注) 1 申請前半年以内のある月の初めの日における員数を記入すること。
 - 2 「員数」の欄には、当該病院の臨床研究に携わる従事者が当該業務に必要とする時間が年間の 全勤務時間に占める割合を百分率で表した数値の合計を小数点以下 2 位を切り捨て、小数点以 下 1 位まで算出して記入すること。
 - 3 「臨床研究に携わる」とは、医療法施行規則第9条の25各号の規定に沿って、病院管理者が整備する特定臨床研究を適正に実施するための各種体制に関わる業務を行っていることを指す。なお、算定した者については、様式1-2、別添1に詳細を記載すること。

(2) 臨床研究に携わるその他の従業者の員数

(-) HIRM (-) (-) D. (-) - (-)	
職 種 .	員数
専従の臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する相当の経験及び識見を有する者	人
専従の臨床研究に関するデータの管理に関する相当の経験及び識見を有する者	人
専従の生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者	人
専従の薬事に関する審査に関する相当の経験及び識見を有する者	人

- (注) 1 人数は、整数で算出して記入すること。
 - 2 「専従」とは、常勤で雇用されている職員において、その就業時間の8割以上、非常勤の場合はそれに相当する時間を該当業務に従事している場合をいうものであること。
 - 3 算定した者については、様式1-2、別添1に詳細を記載すること。なお、(2)の各項目については同一の者が兼任することはできないものとする。

7 施設の権告設備

/ //SECO 117/2	<u>= u </u>						
施設名	床面積	主要構造	設		概	要	
集中治療室	m .²		病 床 数	床	心電	計	有・無
			人工呼吸装置	有・無	心細動除去	装置	有・無
			その他の教急蘇生装置	有・無	ペースメー	カー	有・無
臨床検査室	検査の正	確性を確保す	るための設備	有·無			
化学検査室	m ²		(主な設備)				-
細菌検査室	m ²	-	(主な設備)				, ,,
病理検査室	m ²		(主な設備)				
病理解剖室	m ²		(主な設備)				
研 究 室	m ²		(主な設備)	_			
講義室	m ²		室数	室	収容定員		人
図書室	m ²		室数	室	蔵書数	•	冊程度
4.5.5.4.5				54L 544 - 50 E			

- (注) 1 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記入すること。
 - 2 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器を記入すること。
 - 3 検査の正確性を確保するための設備については、国際標準化機構に定められた国際規格に基づく技術能力の認定を受けていること等、その技術能力が国際的に認定されたと客観的に判断できる外部評価がなされた場合に有とすること。また、外部評価がなされていることを証明するために必要な書類を添付すること。

臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数

1 臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師

日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日					
氏名	所属・役職名	資格	エフォート換算値		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
		· ·			
		,			
			1		
,					
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	•		•		
·					
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		<u>.</u>			
		·			
		•			
			·		

(注) 「資格」の欄には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師のいずれかを記載すること。

2	臨床研究に携	りる	その他	の従業者
---	--------	----	-----	------

(1)	専従の臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する相当の経験及び識見を有する者	

氏 名	所属・役職名	過去に当該業務に従事した期間		
		〇年〇月~〇年〇月		
	·			

(注) 「過去に当該業務に従事した期間」の欄には、該当業務を行った期間について記載すること。期間については、和暦で記載すること。

(2) 専従の臨床研究に関するデータの管理に関する相当の経験及び識見を有する者

. , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	100 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
氏 名	所属・役職名	過去に当該業務に従事した期間
		〇年〇月~〇年〇月
	,	•

(3) 専従の生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者

氏 名	所属・役職名	過去に当該業務に従事した期間
	`	〇年〇月~〇年〇月

(4) 専従の薬事に関する審査に関する相当の経験及び識見を有する者

リール・アル・ファー・ログ・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・						
氏 名	所属・役職名	過去に当該業務に従事した期間・場所				
		〇年〇月~〇年〇月				

特定臨床研究に関する計画の立案及び実施の実績

1 特定臨床研究を主導的に実施した件数

(1) 医師主導治験

番号	治験名	治験調整 医師名	治験調整 医師所属	届出日	登録 ID 等	主導的な 役割
1			·			1 2
2						1 · 2
~					· - '	1 • 2

(注) 1 番号は、記載欄に固有の番号であること。

- 2 登録ID等の欄には、治験においては、治験計画届書の受理時に独立行政法人 医薬品医療機器総合機構から発行された受付番号(当該治験の最初の届出時のもの)、臨床研究においては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」において登録が求められている国立大学附属病院長会議、一般財団法人日本医薬情報センター、公益社団法人日本医師会が設置している公開データベースにおいて、臨床研究ごとに割り当てられた固有の識別番号を記載すること(国立大学附属病院長会議であれば、「UMIN+9桁の数字」、一般財団法人日本医薬情報センターであれば「JapicCTI-+6桁の数字」、公益社団法人日本医師会であれば「JMA-IIA+5桁の数字」)。
- 3 主導的な役割の欄には、1 又は2 に〇をつけること。1 とは、当該病院において、当該特定臨床研究の実施に関する業務を統括する責任者を定めること。2 とは、当該他の病院又は診療所に対し、当該特定臨床研究の実施に関する包括的な支援を行うこと。2 に〇をつけた場合には、包括的な臨床研究支援の内容を証明するために必要な書類を添付すること。なお、包括的な支援とは、プロトコール作成支援、データマネジメント、モニタリング等の当該研究に係る主要な臨床研究支援業務を包括的に請け負っている場合を指す。
- 4 特定疾病領域 (難病・希少疾病、小児疾患、新興・再興感染症)に係る特定臨床研究の場合は、別添2の1にその旨の説明を記載すること。
- 5 申請の前月又は前年度から過去3年間の実績を記載すること。

(2) 医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究

番号	臨床研究名	研究代表者	研究代表 者所属	許可日	登録 ID 等	主導的な 役割
1						1 • 2
2						1 • 2
~		·				1 2
80						1 • 2
~				٦		1 • 2

- (注) 1 「許可日」の欄には、研究機関の長が当該臨床研究の実施を許可した日を記載すること。
 - 2 医薬品·医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究であることの説明を別添2の1に 記載すること。
 - 3 特定疾病領域に係る特定臨床研究の場合は、別添2の1にその旨の説明を記載すること。
 - 4申請の前月又は前年度から過去3年間の実績を記載すること。

(3) 企業治験(任意)

番号	治験名	治験責任者 医師名	届出日	登録 ID 等
1				
~				

(注)申請の前月又は前年度から過去3年間の実績を記載すること。

(4) FIH 試験(治験に限る。) (任意)

番号	治験名	治験責任者 医師名	届出日	登録 ID 等
1				
~				

- (注) 1 申請の前月又は前年度から過去3年間の実績を記載すること。
 - 2(1)、(3)と重複可。

2 論文発表の実績

(1) 特定臨床研究の実施に伴い発表された論文の実績

番号	発表者氏名	発表者の所属	題名	雑誌名
1				
2		,		
3		-		
}				
45		,		
~	-	•		

- (注) 1 当該病院に所属する医師等が発表した英語論文のうち、特定臨床研究の実施に伴い発表した質の高い論文と判断されるものを 45 件以上記入すること (審査の結果、実績に該当しない旨の判断がされる場合もあることから、論文は可能な限り記載することが望ましい。)。 実績に該当する論文は、特定臨床研究の実施に伴い発表した主要な公表論文の他、副次的な論文(プロトコール論文、サブグループ解析、個別の試験実施施設の結果など)を含む。
 - 2 報告の対象とするのは、筆頭著者の所属先が当該病院である論文であり、査読のある学術 雑誌に掲載され、かつ、米国国立医学図書館が提供する医学・生物学分野の学術文献デー タベースに掲載される学術論文に限るものであること。ただし、①大学病院において、実 体上、大学の講座と病院の診療科が同一の組織として研究活動を行っている場合、②高度 専門医療に関する研究等を行う独立行政法人等において、研究所が病院に隣接しており、 同一の組織として研究活動を行っている場合については、筆頭著者の所属先が大学・研究 所であっても対象に含めること。
 - 3 「発表者の所属」については、論文に記載されている所属先をすべて記載すること。
 - 4 「雑誌名」欄には、「雑誌名」「巻数・号数」「該当ページ」「出版年月」について記載 すること。
 - 5 詳細は別添2の2に記載すること。
 - 6申請の前月又は前年度から過去3年間の実績を記載すること。

(2) 診療ガイドラインの根拠になった論文(任意)

番号	発表者氏名	発表者の所属	題名	雑誌名	根拠として 採用された 診療ガイド ライン
1					
2					
3					
~					

(注)申請の前月又は前年度から過去3年間の実績を記載すること。

他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、 特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たした実績

1 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の 主導的な役割を果たした件数

(1) 医師主導治験

番号	治験名	治験責任者名	届出日	登録 ID 等	主導的な役割
1					1 - 2
2					1 • 2
~					1 • 2

- (注) 1 主導的な役割を果たした実績の詳細は、別添3に記載すること。
 - 2 申請の前月又は前年度から過去3年間の実績を記載すること。
 - 3 主導的な役割の欄には、1又は2に〇をつけること。1とは、当該病院において、当該特定臨床研究の実施に関する業務を統括する責任者を定めること。2とは、当該他の病院又は診療所に対し、当該特定臨床研究の実施に関する包括的な支援を行うこと。2に〇をつけた場合には、包括的な臨床研究支援の内容を証明するために必要な書類を添付すること。なお、包括的な支援とは、プロトコール作成支援、データマネジメント、モニタリング等の当該研究に係る主要な臨床研究支援業務を包括的に請け負っている場合を指す。

(2) 医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究

番号	臨床研究名	研究代表者名	許可日	登録 ID 等	主導的な役割
1					1 • 2
2					1 • 2
~				,	1 • 2
30					1 2
~					1 • 2

- (注) 1 主導的な役割を果たした実績の詳細は、別添3に記載すること。また様式第2に記載のない臨床研究については、医薬品・医療機器等を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究であることの説明を別添2の1に記載すること。
 - 2申請の前月又は前年度から過去3年間の実績を記載すること。

他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行つた実績

他の病院又は診療所に対して、特定臨床研究に係るプロトコール作成支援、データマネジメント、モニタリング等に関する支援を行った件数

		* , * * * * * * * * * * * * * * * * * *		,
番号	登録 ID等	治験·臨床研究名	支援対象機関	研究支援の種類
1				
2				
~				
15			•	
~				

- (注) 1 契約又はそれに準ずる書面を添付すること。
 - 2 支援対象機関の欄は、1機関のみ記載すること。
 - 3 研究支援の種類の欄には、プロトコール作成支援、データマネジメント、モニタリング、その他のいずれかを記載すること。その他の支援の場合、具体的な内容を簡潔に記載すること。
 - 4 申請の前月から過去1年間又は前年度の実績を記載すること。

特定臨床研究に関する研修の実績

1 研修会の実績

(1) 医師、歯科医師等の臨床研究を行う者に対する研修会

番号	研修会の名称	研修会の内容	参加人数(うち外部)	実施日
1	•		()人	
2			()人	
~			. ()人	
6			()人	
~	**		()人	

(注)1 当該病院に属さない者が参加でき、かつ受講者の研修記録が残っているものに限る。 2 申請の前月から過去1年間又は前年度の実績を記載すること。

(2) 臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の従業者に対する研修会

番号	研修会の名称	研修会の内容	参加人数(うち外部)	実施日
_ 1			-()人	,
2			() 犬	
~			()人	
6			()人	
~			()人	

- (注)1 当該病院に属さない者が参加でき、かつ受講者の研修記録が残っているものに限る。 2 申請の前月から過去1年間又は前年度の実績を記載すること。
- (3) 倫理審査委員会委員等を対象とした研修会

番号	研修会の名称	研修会の内容	参加人数	実施日
1	11	·	()人	
2			()人	
3			()人	
~			()人	

- (注)1 当該病院に属さない者が参加でき、かつ受講者の研修記録が残っているものに限る。 2 申請の前月から1年間又は前年度の実績を記載すること。
- 2 医師、歯科医師等の臨床研究を行う者及び臨床研究に携わる者の研修の認定制度

臨床研究の研修の修了を認定する制度

- ・研修の適切な修了を証する研修修了書の有無及び位置づけ
- ・認定に当たっての基準 (e-learning・外部研修を活用しているか)

3	臨床研究を行う者、臨床研究に携わる者に対するその他の研修
(1)	臨床研究に携わる者に対する系統的な研修プログラムの整備状況 (任意)
(2)	臨床研究に関する各種講習会の受講状況(任意)
(3)	国内外の臨床研究に関する認定資格の取得状況(任意)
	,
(4)	その他、臨床研究の研修に関する特筆すべき取組(任意)

診療及び臨床研究並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類

計画・現状の別	1. 計画	2. 現状	
管理責任者氏名			
管理担当者氏名			

				
<u> </u>			保管場所	管理 方法
病 看 介 ?	院日誌 護記録 伏、退	「る諸記録 、各科診療日誌、処方せん、手術記録、 と、検査所見記録、エックス線写真、紹 と院した患者に係る入院期間中の診療経 」及び入院診療計画書		
		関する諸記録		
石 審彰 専務 及に	研究を表現の表現で、一次では、一次では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	画書、同意説明文書、症例報告書、倫理 員会に関する記録、利益相反に関する記 篤な有害事象への対応に関する記録、医 臨床試験の実施の基準に関する省令、医 の臨床試験の実施の基準に関する省令 生医療等製品の臨床試験の実施の基準 る省令に基づき医療機関において保存 ととされている諸記録		
	従事	者数を明らかにする帳簿		
	規則第	医療に係る安全管理のための指針の 整備状況 医療に係る安全管理のための委員会		
	第一条	医療に保る安全管理のための装員会の開催状況 医療に係る安全管理のための職員研		
	(n) +	修の実施状況 医療機関内における事故報告等の医		
 病	第一	療に係る安全の確保を目的とした改 善のための方策の状況		
病院の節	項各号及	特定臨床研究の適正な実施の確保のための委員会の開催状況		()
理及	び	特定臨床研究の適正な実施の確保の ための規程及び手順書の整備状況 特定臨床研究の適正な実施に疑義が	I	
管理及び運営に	第九条の	存足脚床切れの過止な実施に乗扱が 生じた場合の情報提供を受け付ける ための窓口の設置状況		
に関す	の二十 十	病院管理者の業務執行の状況を監査 するための委員会の開催状況		
<u>る</u>	五各号	特定臨床研究の実施の支援を行う部 門の設置状況		
話記録	に掲げ	専従の特定臨床研究の実施の支援に 係る業務に従事する者の配置状況		
	る体制	特定臨床研究の実施の支援に係る業 務に関する規程及び手順書の整備状 況		
	の確保の状況	特定臨床研究を実施するに当たり統計的な解析等に用いるデータの管理を行う部門の設置状況		

(様式第6)

			保管場所		管	理	方	法	
	規則第	専従の特定臨床研究を実施するに当 たり統計的な解析等に用いるデータ の管理を行う者の配置状況							
	第一条の	特定臨床研究を実施するに当たり統計的な解析等に用いるデータの管理 に関する規程及び手順書の整備状況							
	<u>+</u>	医療に係る安全管理を行う部門の設 置状況	•						
病院	第一項名	専任の医療に係る安全管理を行う者、 専任の特定臨床研究において用いら れる医薬品等の管理を行う者及び特			,				
の	項各号及び第九	定臨床研究に係る安全管理を行う者 の配置状況							•
及び		特定臨床研究に係る安全管理業務に関する規程及び手順書の整備状況							
管理及び運営に	条の二-	倫理審査委員会の設置状況 倫理審査委員会が行う審査に係る規 程及び手順書の整備状況							
関する	一五各	利益相反委員会の設置状況 利益相反委員会が行う審査に係る規							
る諸記録	の二十五各号に掲げる体	程及び手順書の整備状況 専従の知的財産の管理及び技術の移 転に係る業務を行う者の配置状況		<u> </u>					
	制	知的財産の管理及び技術の移転に係る業務に関する規程及び手順書の整備状況							
7	の確保の	臨床研究に関する広報及び啓発に関 する活動を行う体制の整備状況		1			•		
	の状況	当該病院が実施する特定臨床研究に 関し、研究の対象者又はその家族から の相談に適切に応じる体制の整備状				• ,			
		況							

⁽注) 個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。また、 診療録を病院外に持ち出す際に係る取扱いについても記載すること。

規則第1条の11 第1項各号及び第9条の25 各号に掲げる体制を 確保していることを証する書類

特定臨床研究に関する体制

規則第9条の25各号に掲げる体制	該当する体制に関連する部門名
特定臨床研究を適正に実施するための体制	
特定臨床研究を支援する体制	
特定臨床研究を実施するに当たり統計的な解析等に用	
いるデータの管理を行う体制	
安全管理のための体制	
特定臨床研究の倫理的及び科学的な妥当性に関する審 │ │査体制	
特定臨床研究に係る金銭その他の利益の収受及びその 管理の方法に関する審査体制	
特定臨床研究に係る知的財産の適切な管理及び技術の 移転の推進のための体制	
広報及び啓発並びに特定臨床研究の対象者等からの相 談に応じるための体制	

⁽注) それぞれの体制に関連する部門名を記載するとともに、組織内における位置付け及び関係を示す 組織図を添付すること。

特定臨床研究を適正に実施するための体制

1 特定臨床研究を適正に実施するための体制

D病院管理者の権限及び責任を明記した規程・手順書等の整備状況	有	•	無
②特定臨床研究の適正な実施の確保のための委員会の設置	有	•	無
③特定臨床研究の適正な実施に疑義が生じた場合の情報提供を受け付けるための窓口の設置の有無	有	•	無
①特定臨床研究の適正な実施の確保のための規程・手順書(①を除く。)の整備状況	有	•	無
見程・手順書の主な内容:			
見程・手順書の主な内容:			
見程・手順書の主な内容:			
	び内容:		1
	7内容:		1
	:内容 :		,
	〕内容:		,
	7内容:		,
現程・手順書の主な内容: ②病院管理者を中心とした特定臨床研究の適正な実施の確保のための活動の主な	; 内容:		,

(注) 1 規程・手順書の主な内容には、整備されている規程・手順書の名称及び概要を記載すること 2 特定臨床研究の適正な実施の確保のための委員会の設置規程、構成員名簿(役職のわかるも のに限る。)を別途添付すること。病院管理者、臨床研究支援部門の長、病院事務部門の長、

医療安全部門の長については、下線を引くこと。 3 2 の他、特定臨床研究の適正な実施の確保のための規程・手順書等についても別途添付する

- こと。 4 特定臨床研究を適正に実施するための体制について、関連する部門名を記載するとともに、
- 4 特定臨床研究を適正に実施するための体制について、関連する部門名を記載するとともに、 組織内における位置付け及び関係を示す組織図を添付すること。

2 病院管理者の業務執行の状況を監査するための委員会

病院管理者の業務執行の状況を監査するための委員会	有	- 無
活動の主な内容:		•

(注)病院管理者の業務執行の状況を監査するための委員会の設置規程、構成員名簿、今後の開催予 定がわかる資料を添付すること。

3	特定臨床研究	一胆ナス	不溶正主安
3	符正品床研究	_ ୱାନ୍ଦ	个项上争杂

登録 ID 等	治験・臨床研究名	
不適正事案の概要:		
不適正事案に関する対応状況:		
是正措置:		

- (注) 1 不適正事案に関する調査の概要(方法、期間、結果等)を記載すること。
 - 2 調査報告書その他関係書類が取りまとめられている場合は、添付すること。

特定臨床研究を支援する体制

①特定臨床研究の実施の支援を行う部門の設置状況		有・無
部門名: 活動の主な内容:		
②専従の特定臨床研究の実施の支援に係る業務に	こ従事する者の配置状況	有・無
氏 名	所属	
役職名	資 格	
特定臨床研究を支援するに当たり、必要な知識・経験を有していること及び 専従であることの 説明		•
③特定臨床研究の実施の支援に係る業務に関する	る規程及び手順書の整備状況	有・無
規程・手順書の主な内容:	•	
. ^		

特定臨床研究を実施するに当たり統計的な解析等に用いるデータの管理を行う体制

①特定臨床研究を実施するに当たり統計的な解析等に用いるデータの管理を 行う部門		有・無
部門名:		
活動の主な内容:		
·		
②専従の特定臨床研究を実施するに当たり統計 管理を行う者の配置状況	的な解析等に用いるデータの	有・無
[氏 名]	↓所 属 │	
		
役職名	│資 格│	
特定臨床研究を実		
施するに当たり統	•	
計的な解析等に用	,	
いるデータの管理		
に必要な知識・経験		
を有していること		
及び専従であるこ		
との説明	· · · <u> · · · · · · · · · · · · · · ·</u>	
③特定臨床研究を実施するに当たり統計的な解	析等に用いるデータの管理に	有•無
関する規程及び手順書の整備状況		'H 705
規程・手順書の主な内容:	,	
	·	
•		
	,	

安全管理のための体制

①医療に係る安	全管理のための指針の整備状況		有・無
・指針の主な内	容:		
②医療に係る安	全管理のための委員会の設置及び第	美務状況	,
・ 設置の有無・ 開催状況: ・		· ·	
③医療に係る安	全管理のための職員研修の実施状況	5	年 回
・研修の主な	内容:		
④医療機関内に	おける事故報告等の医療に係る安全	との確保を目的とした改善のが	こめの方策の状況
	おける事故報告等の整備 (有・ のための方策の主な内容:	無)	
⑤医療安全管理	部門の設置状況		有・無
うち医師: 専 うち薬剤師:	従()) 名、專任()) 名、兼任 専従()) 名、專任()) 名、兼任 専従()) 名、兼任		
	改正省令附則第5条第1項及び第2 を行う者が基準を満たしていること		には、専任の医療に
⑥特定臨床研究	に係る安全管理を行う者の配置状況	₹	有・無
氏名		所属	
役職名		資格	
特定臨床研究の 関する必要な知 いることの説明	識を有して	····	

⑦専任の特定臨床研究において用い	られる医薬品等の管理を行う者の配置状況	有・無
氏名	所属	
役職名	資格	
特定臨床研究における医薬品・医療機器等の取扱いに関する必要な知識及び経験を有していることの説明		

院内感染対策のための体制の確保に係る措置

① 院内感染対策のための指針の策定状況	有・無	
・指針の主な内容:		
② 院内感染対策のための委員会の開催状況	年 回	
・活動の主な内容:		
③ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況	年 回	
・研修の主な内容:		
④ 感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のが	 こめの方策の状	況
・病院における発生状況の報告等の整備 (有・無) ・その他の改善のための方策の主な内容:		
	,	
	-	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	有•	無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年	回
・研修の主な内容:		
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基	づく業務の	事牌 书语
	~ \ *********	200 DCDC
・手順書の作成 (有・無) ・業務の主な内容:		
		·
④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使のための方策の実施状況	用を目的と 	した改善
医薬品に係る情報の収集の整備 (有・無)		
・その他の改善のための方策の主な内容:		
		•
		•
<u></u>		

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	有・無
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年 回
・研修の主な内容:	·
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	·
・医療機器に係る計画の策定 (有・無)	
・保守点検の主な内容:	
	3
·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
④ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安 改善のための方策の実施状況	全使用を目的とした
・医療機器に係る情報の収集の整備 (有・無)・その他の改善のための方策の主な内容:	

特定臨床研究の倫理的及び科学的な妥当性に関する審査体制

①倫理審査委員会の設置状況	有・無
他の医療機関の審査について:	
審査の頻度及び効率性について:	
倫理審査の質の向上に向けた取組:	
②専従の倫理審査委員会に係る事務を行う者を2名以上	配置すること 有・無
氏名所属	
倫理審査委員会の事	,
務を行うのに必要な	•
知識・経験を有するこ	
と及び専従であるこ	
との説明	
氏名所属	
倫理審査に必要な知	
識・経験を有すること	
及び専従であること	
の説明	
③倫理審査委員会の規程・手順書の整備状況	有・無
規程・手順書の主な内容:	
	'
,	
<u> </u>	

- (注) 1 倫理審査委員会については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に定める構成である場合に「有」に〇印を付けること。
 - 2 倫理審査委員会に関する規程・手順書についで別途添付すること。

(様式第7)

特定臨床研究に係る金銭その他の利益の収受及びその管理の方法に関する審査体制

①利益相反委員会の設置状況	有・無	
利益相反に関する審査の質の向上	ーーーーーーーーーーーーーーーー 上に向けた取組:	
<u> </u>		
②利益相反委員会に係る事務を行	う者の配置状況	有・無
氏名	所属	
利益相反委員会の事 務を行うのに必要な 知識及び経験を有す ることの説明		
 ③利益相反委員会の規程・手順書	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	有・無
規程・手順書の主な内容:		
	·	
	•	
,		

(注) 利益相反委員会に関する規程・手順書について別途添付すること。

特定臨床研究に係る知的財産の適切な管理及び技術の移転の推進のための体制

①専従の知	有・無								
氏名		所属							
役職名		資格							
特定臨床									
る知的財産				'					
及び技術の									
実施する									
シーズのタ									
管理や技術									
関する必要									
・経験を有	,								
こと及び									
ることの説明									
<u> </u>									
	の管理及び技術の移転に係る業	務に関する規	見程及び手順書の	有・無					
②知的財産 整備状況 規程・手順	の管理及び技術の移転に係る業	務に関する規	現程及び手順書の	有・無					
②知的財産 整備状況	その管理及び技術の移転に係る業 記	務に関する規	見程及び手順書の	有・無					
②知的財産 整備状況 規程・手順	その管理及び技術の移転に係る業 記	務に関する規	規程及び手順書の	有・無					
②知的財産 整備状況 規程・手順	その管理及び技術の移転に係る業 記	務に関する規	規程及び手順書の	・ 有・無					
②知的財産 整備状況 規程・手順	その管理及び技術の移転に係る業 記	務に関する規	見程及び手順書の	有・無					
②知的財産 整備状況 規程・手順	その管理及び技術の移転に係る業 記	務に関する	現程及び手順書の	有・無					
②知的財産 整備状況 規程・手順	その管理及び技術の移転に係る業 記	務に関する対	見程及び手順書の	有·無					
②知的財産 整備状況 規程・手順	その管理及び技術の移転に係る業 記	務に関する対	見程及び手順書の	有·無					
②知的財産 整備状況 規程・手順	その管理及び技術の移転に係る業 記	務に関する	現程及び手順書の	有·無					
②知的財産 整備状況 規程・手順	その管理及び技術の移転に係る業 記	務に関する対	現程及び手順書の	有·無					

広報及び啓発並びに特定臨床研究の対象者等からの相談に応じるための体制

① 臨床研究に関する広報及び啓発に関する活動	有・無
活動の主な内容:	
	v.
	<u> </u>
②、臨床研究に関する実施方針の公表状況	有・無
公表の内容及び方法:	
<i>*</i>	,
③ 特定臨床研究の実施状況に関する資料の公表状況	有・無
公表の内容及び方法:	
④当該病院が実施する特定臨床研究に関し、研究の対象者又はその家族からの相談に適切に応じる体制	有・無
相談窓口の設置状況:	
·	

(注) 1 臨床研究に関する実施方針を別途添付すること。 2 特定臨床研究の実施状況に関する資料を別途添付すること。

臨床研究中核病院に求められる取組に関する書類(任意)

1 病院官理者の独立性確保に同けた取組	
病院管理者の独立性確保に向けた取組の有無	有・無
取組の内容:	
·	
2 医工連携等を始めとした医学分野以外の研究分野との連携	
医工連携等を始めとした医学分野以外の研究分野との連携の有無	有・無
連携の内容:	
	,
3 First-in-Human (FIH) 試験が実施できる体制の整備	
First-in-Human (FIH) 試験が実施できる体制の有無	有・無
体制の概要又は今後の整備予定:	
4 診療ガイドラインの策定に資する臨床研究及び革新的な医薬品・医療機器 企業治験の実施状況	8等の開発に必要となる
診療ガイドラインの策定に資する臨床研究及び革新的な医薬品・医療機器等	有・無
の開発に必要となる企業治験の有無	H · m
実施状況:	,

	·		番 平成	年	月	号 日
厚生労働大臣	殿			·		
		開設者	名	•	·	(印)
医療に係る!	安全管理のための	体制整備に関する	計画につ	いて		
標記について、次のとお				-		•
by and the second secon		記				
		ДL				
1. 医療安全管理部門の人	員体制					
・所属職員:専従()名	、専任()名、	兼任()名				
うち医師:専従()名	、専任()名、	兼任 ()名				
うち薬剤師:専従()	名、専任()名	、兼任()名				
うち看護師:専従()	名、専任()名	、兼任()名				
	•	•				
,						
2. 医療安全管理部門の専	従職員を配置する	ための予定措置			<u></u> .	
,						
						Ì
	,					

 番
 号

 平成
 年
 月
 日

厚生労働大臣

殿

開設者名

(印)

○○病院に関する変更について

標記について、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の3の規定に基づき、以下のとおり変更があったので届け出ます。

	名	称:	,			 		
Ţ	変更な	<u></u>	項及びその内	·····································				
l			, •				•	
١								
l								
l					•			
ĺ			,					
l						•		
l								
l			s s=					
l								
l					•			
l								
ļ								
ı								

- (注) 1 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
 - 2 開設者名の記入箇所及び「名称」欄には、変更があった場合は、変更後のものを記入すること。
 - 3 「変更があった事項及びその内容」欄には、変更があった事項を明らかにした上で、その事項についての変更のみを、変更前と変更後の内容を区別して下記により記入すること。
 - ① 開設者の氏名及び名称の変更については、変更前のもののみを記載することとしても差し支えない。
 - ② 診療科名の変更の場合は、医療法施行規則第6条の5の4に掲げる診療科名をそれ以外の診療科名よりも先に記入し、削除又は追加された診療科名に下線を付すこと。
 - ③ 集中治療室等の構造設備の変更については、承認申請書に記載することとされている事項 に係る変更のみを変更前と変更後のそれぞれを区別して記入すること。

(記載例:50 床増床し、集中治療室にペースメーカーを導入した場合)

病床数

変更前:550 床 変更後:600 床

集中治療室に備える機器

変更前:人口呼吸装置、心電計、心細動除去装置

変更後:人口呼吸装置、心電計、心細動除去装置、ペースメーカー

海 4. ※月 .	殿	番 平成	年	月	号 日
厚生労働大臣		開設者名			(印)

○○病院の業務に関する報告について

標記について、医療法(昭和23 年法律第205 号)第12条の4第1項の規定に基づき、平成 年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住	所	<u> </u>
氏	名	

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には 法人の名称を記入すること。

称	名	2
老	名	2

3 所在の場所

〒 電話() 一

4 診療科名

(1) 標榜している診療科(内科)

內科		·	-			有・	無
内科と組	み合わせた	診療科名等					
,	2	3	4	5	6	7	
3	9	10	11	12	13	14	
5 診療実績	9		11	12		14	
						•	

- (注) 1 「内科」欄及び「内科と組み合わせた診療科名等」欄については、標榜している診療科名に ついて記入すること。
 - 2 「リウマチ科」及び「アレルギー科」についても、「内科と組み合わせた診療科等」欄に記入すること。
 - 3 「診療実績」欄については、医療法施行規則第6条の5の4第3項の規定により、他の診療 科で医療を提供している場合に記入すること。

(2) 標榜している診療科(外科)

外科			·			有・無	ŧ
外科と糺	且み合わせた	診療科名	·		•		
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
診療実統	<u> </u>						
			•				

- (注) 1 「外科」欄及び「外科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について記入すること。
 - 2 「診療実績」欄については、医療法施行規則第6条の5の4第3項の規定により、他の診療 科で医療を提供している場合に記入すること。
- (3) その他の標榜していることが求められる診療科名

1精神科	2小児科	3整形外科	4脳神経外科	5皮膚科	6泌尿器科	7産婦人科
8産科	9婦人科	10眼科	11耳鼻咽喉科	12放射線科	13放射線	診断科
14放射線流	台療科 1	5麻酔科 1	6救急科			•

(注) 標榜している診療科名の番号に〇印を付けること。

(4) 歯科

(-7) 203 1-1							
歯科						有_・	!!!
歯科と	組み合わせた影	療科名					
1	2	3	4	5	6	7	

(注)「歯科」欄及び「歯科と組み合わせた診療科名」欄については、標榜している診療科名について 記入すること。

(5) (1)~(4)以外でその他に標榜している診療科名

\ - /	1 ., ., .,	100 100 0					
1	2	3	. 4	5	6	7	·
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	. 21	

(注) 標榜している診療科名について記入すること。

5 病床数

精神	感染症	結 核	療養	— 般	合 計
床	床	床	床	床	床

- 6 臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数
- (1) 臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師の員数

職種	員数(常勤換算)
医師・歯科医師	人
薬剤師	人
看 護 師	

- (注) 1 申請前半年以内のある月の初めの日における員数を記入すること。
 - 2 「員数」の欄には、非常勤の者を当該病院の常勤の従業者の通常の勤務時間により常勤換算した員数と常勤の者の員数の合計を小数点以下 2 位を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出して記入すること。
 - 3 「臨床研究に携わる」とは、医療法施行規則第9条の25各号の規定に沿って、病院管理者が整備する特定臨床研究を適正に実施するための各種体制に関わる業務を行っていることを指す。なお、算定した者については、様式10-2、別添1に詳細を記載すること。
- (2) 臨床研究に携わるその他の従業者の員数

職種	員数
専従の臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する相当の経験及び識見を有する者	人
専従の臨床研究に関するデータの管理に関する相当の経験及び識見を有する者	人
専従の生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者	人
専従の薬事に関する審査に関する相当の経験及び識見を有する者	人

- (注) 1 人数は、整数で算出して記入すること。
 - 2 「専従」とは、常勤で雇用されている職員において、その就業時間の8割以上、非常勤の場合はそれに相当する時間を該当業務に従事している場合をいうものであること。
 - 3 算定した者については、様式1-2、別添1に詳細を記載すること。なお、(2)の各項目については同一の者が兼任することはできないものとする。

7 施設の構造設備

以則						
床面積	主要構造	設	備_	概	要	
m ²	-	病床数	床	心 電	計	: 有•無
		人工呼吸装置	有・無	心細動除え	と装置	有・無
	_	その他の教急蘇生装置	有・無	ペースメー	ーカー	有・無
検査の正確	雀性を確保す	るための設備	有・無			
m ²		(主な設備)				
m ²		(主な設備)				
m ²		(主な設備)	•			
m ²		(主な設備)				
m ²		(主な設備)				
m ²		室数	室	収容定員		人
m ²		室数	室	蔵書数		冊程度
	床面積 m ² 検査の正確 m ² m ² m ² m ² m ²	床面積 主要構造 m ²	床面積 主要構造 設備 m² 病床数 人工呼吸装置 その他の教急蘇生装置 検査の正確性を確保するための設備 m² (主な設備) m² (主な設備)	床面積 主要構造 設備 m² 病床数 : 床 人工呼吸装置 有・無 その他の教急蘇生装置 有・無 検査の正確性を確保するための設備 有・無 m² (主な設備) m² (主な設備)	床面積 主要構造 設備 概 m² 病床数 : 床 心電 人工呼吸装置 : 有・無 心細動除3 その他の教急蘇生装置 : 有・無 ペースメート 検査の正確性を確保するための設備 有・無 (主な設備) (主な設備) m² (主な設備)	床面積 主要構造 設備 概要 m² 病床数 床 心電計 人工呼吸装置 有・無 心細動除去装置 その他の教急蘇生装置 有・無 ペースメーカー 検査の正確性を確保するための設備 有・無 (主な設備) (主な設備) m² (主な設備) 変数 室 収容定員

- (注) 1 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記入すること。
 - 2 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器を記入すること。
 - 3 検査の正確性を確保するための設備については、国際標準化機構に定められた国際規格に基づく技術能力の認定を受けていること等、その技術能力が国際的に認定されたと客観的に判断できる外部評価がなされた場合に有とすること。また、外部評価がなされていることを証明するために必要な書類を添付すること。

臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数

1 臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師

1 臨床研究に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師 氏 名 所属・役職名 資格 常勤換算値				
		資格	常勤換算値	
	187			
	1			
				
	·	 .		
_	•			
		<u> </u>		
			}	
	<u> </u>			
		*		
•		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
			-	
		·		
	· ·			
	 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			18.7	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		*	•	

(注) 「資格」の欄には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師のいずれかを記載すること。

2	臨床研究	に携わる	その	他の	従業者
---	------	------	----	----	-----

氏 名	所属・役職名	過去に当該業務に従事した期間
		〇年〇月~〇年〇月
,		

⁽注) 「過去に当該業務に従事した期間」の欄には、該当業務を行った期間について記載すること。期間については、西暦で記載すること。

(2) 専従の臨床研究に関するデータの管理に関する相当の経験及び識見を有する者

(-) () RC PHH-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	-10/1 / 10 1 / 10 1 / 10 / 10 / 10 / 10	<u> </u>
氏 名	所属・役職名	過去に当該業務に従事した期間
		〇年〇月~〇年〇月

(3) 専従の生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者

氏 名	所属・役職名	過去に当該業務に従事した期間
		〇年〇月~〇年〇月

(4) 専従の薬事に関する審査に関する相当の経験及び識見を有する者

氏 名	所属・役職名	過去に当該業務に従事した期間・場所
		〇年〇月~〇年〇月

別紙3

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知(抄))

【新旧対照表】

(下線部分は改正・新設部分)

改正後

第2 医療の安全に関する事項

1 医療の安全を確保するための措置について

病院等の管理者は、法第6条の12及び医療法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第110号。以下「平成28年改正省令」という。)による改正後の医療法施行規則第1条の11の規定に基づき、次に掲げる医療の安全管理のための体制を確保しなければならないものであること。

(1) 医療に係る安全管理のための指針 平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 1 号に規定する医療に係る安全管理の ための指針 (以下「指針」という。) は、次に掲げる事項を文書化したもの であること。また、本指針は、平成 28 年改正省令による改正後の医療法 施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 2 号に 規定する医療安全管理委員会(以下 「医療安全管理委員会」という。)を 設ける場合には、医療安全管理委員会において策定及び変更することとし、 従業者に対して周知徹底を図ること。 ① 当該病院等における安全管理に 改正前

第2 医療の安全に関する事項

1 医療の安全を確保するための措置について

病院等の管理者は、<u>法第6条の10</u>及び新省令第1条の11の規定に基づき、次に掲げる医療の安全管理のための体制を確保しなければならないものであること。ただし、新省令第1条の11中、安全管理のための委員会の開催についての規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所及び妊産婦等を入所させるための施設を有しない助産所については適用しないこととするものであること。

(1) 医療に係る安全管理のための指針

新省令第1条の11第1項第1号に規定する医療に係る安全管理のための指針は、次に掲げる事項を文書化したものであること。また、本指針は、同項第2号に規定する医療に係る安全管理のための委員会(以下「安全管理委員会」という。)を設ける場合には、当該委員会において策定及び変更することとし、従業者に対して周知徹底を図ること。

① 当該病院等における安全管理に

関する基本的考え方

- ② <u>医療安全管理委員会</u>(委員会を設ける場合について対象とする。) その他の当該病院等の組織に関する 基本的事項
- ③ <u>従業者に対する</u>医療に係る安全 管理のための研修に関する基本方 針
- ④ (略)
- ⑤ 医療事故等発生時の対応に関する基本方針 (医療安全管理委員会 (患者を入院させるための施設を有しない診療所及び妊産婦等を入所させるための施設を有しない助産所については管理者)に報告すべき事例の範囲、報告手順を含む。)
- ⑥・⑦ (略)
- ⑧ その他医療安全の推進のために 必要な基本方針 (平成 28 年改正省 令による改正後の医療法施行規則 第1条の11第2項第4号に規定す る高難度新規医療技術(以下「高難 度新規医療技術」という。)を用い た医療を提供する場合には、関係学 会から示される「高難度新規医療技 術の導入を検討するに当たっての 基本的な考え方」やガイドライン等 を参考に実施することを含む。な お、関係学会による「高難度新規医 療技術の導入を検討するに当たっ ての基本的な考え方」は別途示すこ ととする。)

(2) 医療安全管理委員会

① 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第1 項第2号に規定する医療安全管理

関する基本的考え方

- ② <u>安全管理委員会</u>(委員会を設ける 場合について対象とする。)その他 の当該病院等の組織に関する基本 的事項
- ③ 医療に係る安全管理のための<u>従業者に対する</u>研修に関する基本方針
- ④ (略)
- ⑤ 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

- ⑥・⑦ (略)
- ⑧ その他医療安全の推進のために 必要な基本方針

(2) 医療に係る安全管理のための委員 会

新省令第1条の11第1項第2号 に規定する<u>医療に係る安全管理のた</u> めの委員会とは、当該病院等における 委員会とは、当該病院等における安全管理の体制の確保及び推進のために設けるものであり、各部門の安全管理のための責任者等で構成されるものであること。また、医療安全管理委員会の管理及び運営に関する規程が定められており、医療安全管理委員会が月1回程度開催されるとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催されること。

② 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 2 号に規定するその他の医療 に係る安全管理のための業務には、 重要な検討内容について、患者への 対応状況を含め管理者へ報告する ことを含むものであること。 (削除)

(削除)

(削除)

(削除)

- ③ 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の 11 第1 項第 2 号の医療安全管理委員会に ついての規定は、患者を入院させる ための施設を有しない診療所及び 妊産婦等を入所させるための施設 を有しない助産所については適用 しないこと。
- ④ 平成28年改正省令による改正後

安全管理の体制の確保及び推進のために設けるものであり、<u>次に掲げる基準を満たす必要があること。</u>

- ① <u>安全管理委員会の管理及び運営</u> に関する規程が定められているこ と。
- ② 重要な検討内容について、患者への対応状況を含め管理者へ報告すること。
- ③ 重大な問題が発生した場合は、速 やかに発生の原因を分析し、改善策 の立案及び実施並びに従業者への 周知を図ること。
- ④ 安全管理委員会で立案された改 善策の実施状況を必要に応じて調 査し、見直しを行うこと。
- ⑤ 月 1 回程度開催するとともに、 重大な問題が発生した場合は適宜 開催すること。
- ⑥ 各部門の安全管理のための責任 者等で構成されること。(新設)

(新設)

の医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 2 号イに規定する原因の究明 のための調査及び分析は、客観的な 事実から構造的な原因を分析する ものであり、個人の責任追及を行う ものではないことに留意すること。

- ⑤ 平成 28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 2 号口に規定する医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の立案及び実施並びに従業者への周知とは、当該病院等の組織としての改善のための方策を企画立案及び実施し、当該病院等においてこれらの情報を共有するものであること。また、改善のための方策については、背景要因及び根本原因を分析し検討された効果的な再発防止策等を含むものであること。
- ⑥ 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 2 号ハに規定する改善のため の方策の実施の状況の調査及び必 要に応じた当該方策の見直しとは、 同様の事故等の発生状況の確認や、 医療安全管理委員会の構成員が定 期的に関係部署の巡回を行うなど をして調査を行い、必要に応じて医 療安全の知見に基づいた見直しを 行うものであること。
- (3) 医療に係る安全管理のための職員 研修

平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第1条の11第1項第 3号に規定する医療に係る安全管理の ための職員研修では、当該病院等の具 体的な事例等を取り上げ、職種横断的 (新設)

(新設)

(3) 医療に係る安全管理のための職員 研修

新省令第1条の11第1項第3号に 規定する医療に係る安全管理のため の職員研修は、医療に係る安全管理の ための基本的考え方及び具体的方策 について、当該研修を実施する病院等 <u>に行うものであることが望ましいも</u> のであること。

本研修は、当該病院等全体に共通す る安全管理に関する内容について、当 該研修を実施する病院等の従業者に 周知徹底を行うものであり、年2回程 度定期的に開催するほか、必要に応じ て開催すること。また、研修の実施内 容(開催又は受講日時、出席者、研修 項目)について記録すること。ただし、 研修については、患者を入所させるた めの施設を有しない診療所及び妊産 婦等を入所させるための施設を有し ない助産所については、当該病院等以 外での研修を受講することでも代用 できるものとし、年2回程度の受講の ほか、必要に応じて受講することとす ること。

(4) 当該病院等における事故報告等の 医療に係る安全の確保を目的とした 改善のための方策

平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第 1 条の 11 第 1 項第 4号に規定する当該病院等における事 故報告等の医療に係る安全の確保を 目的とした改善のための方策に係る 措置は、以下の①から④までに掲げる ものを含むこと。また、例えば、従業 者が管理者 1 名しかいない場合につ いては、医療安全管理委員会の開催、 の従業者に周知徹底を行うことで、 個々の従業者の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上等を 図るためのものであること。

研修では、当該病院等の具体的な事例等を取り上げ、職種横断的に行うものであることが望ましいものであること。

本研修は、当該病院等全体に共通する安全管理に関する内容について、年2回程度定期的に開催するほか、必要に応じて開催すること。また、研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修項目)について記録すること。だ近、研修については、患者を入所させるための施設を有しない診療を入所させるための施設を有しない動産所については、当該病院等以外での研修を受講することの受講すること。

(4) 当該病院等における事故報告等の 医療に係る安全の確保を目的とした 改善のための方策

新省令第1条の11第1項第4号に 規定する当該病院等における事故報 告等の医療に係る安全の確保を目的 とした改善のための方策に係る措置 は、以下のようなものとすること。 管理者への報告等については、実施し なくても差し支えないものであるこ と。

- ① 当該病院等において発生した事故等の医療安全管理委員会への報告でも差し支えないもを行うこと(患者を入所させるための施設を有しない診療所及び妊産婦等を入所させるための施設を有さない助産所については、管理者へ報告すること。)。なお、特定機能病院又は臨床研究中核病院については、平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の23第1項第6号又は第9条の25第4号イに規定する「医療安全管理部門」への報告でも差し支えないものであること。
- ② あらかじめ<u>指針で</u>定められた<u>報告すべき事例の範囲、報告手順等</u>に関する規定に従い事例を収集、分析すること。これにより、当該病院等における問題点を把握して、当該病院等の組織としての改善策の企画立案及びその実施状況を評価し、当該病院等においてこれらの情報を共有すること。
- ③ 重大な事故の発生時には、速やかに管理者へ報告すること。また、改善策については、背景要因及び根本原因を分析し検討された効果的な再発防止策等を含むものであること。
- ④ 事故の報告は診療録、看護記録等 に基づき作成すること。

① 当該病院等において発生した事故の安全管理委員会への報告等を行うこと(患者を入所させるための施設を有しない診療所及び妊婦等を入所させるための施設を有さない助産所については、管理者へ報告することとすること。)

- ② あらかじめ定められた<u>手順、事故</u> 収集の範囲等に関する規定に従い 事例を収集、分析すること。これに より当該病院等における問題点を 把握して、当該病院等の組織として の改善策の企画立案及びその実施 状況を評価し、当該病院等において これらの情報を共有すること。
- ③ 重大な事故の発生時には、速やかに管理者へ報告すること。また、改善策については、背景要因及び根本原因を分析し検討された効果的な再発防止策等を含むものであること。

なお、事故の報告は診療録、看護記録等に基づき作成すること。

また、例えば、助産所に、従業者が 管理者 1 名しかいない場合などにつ いては、安全管理委員会の開催、管理 者への報告等については、実施しなく

ても差し支えないものであること。

- 2 医療施設における院内感染の防止について
 - (1) 病院等における院内感染対策について

病院等の管理者は、法第6条の 12 及び平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 1 号の規定に基づき、次に掲げる 院内感染対策のための体制を確保し なければならない。ただし、平成 28 年改正省令による改正後の医療法施 行規則第 1 条の 11 第 2 項第 1 号ロ の院内感染対策のための委員会(以下 「院内感染対策委員会」という。) 開催についての規定は、患者を入院さ せるための施設を有しない診療所及 び妊産婦等を入所させるための施 を有しない助産所の管理者について は適用しないこととすること。

なお、次に示す院内感染対策に係る 措置については、<u>平成28年改正省令</u> による改正後の医療法施行規則第1 条の11第1項に規定する医療の安 全を確保するための措置と一体的に 実施しても差し支えないこととする こと。

① 院内感染対策のための指針

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第2 項第1号イに規定する院内感染対 策のための指針は、次に掲げる事項 を文書化したものであること。また、この指針は、平成28年改正省 令による改正後の医療法施行規則 第1条の11第2項第1号ロに規 定する院内感染対策委員会の議を

- 2 医療施設における院内感染の防止につ いて
 - (1) 病院等における院内感染対策について

病院等の管理者は、<u>法第6条の10</u> (現第6条の12) 及び新省令第1条 の11 第2 項第1号の規定に基づき、 次に掲げる院内感染対策のための 制を確保しなければならない。ただ し、<u>新省令</u>第1条の11第2項第1号 口の院内感染対策のための委員会の 開催についての規定は、患者を入院 せるための施設を有しない診療所及 び<u>妊婦等</u>を入所させるための施設を 有しない助産所の管理者については 適用しないこととすること。

なお、次に示す院内感染対策に係る 措置については、<u>新省令</u>第1条の11 第1項に規定する医療の安全を確保 するための措置と一体的に実施して も差し支えないこととすること。

① 院内感染対策のための指針

新省令第1条の11第2項第1 号イに規定する院内感染対策のための指針は、次に掲げる事項を文書化したものであること。また、この指針は、新省令第1条の11第2項第1号口に規定する院内感染対策のための委員会(以下「院内感染対策を負会」という。)の議を経て策定及び変更するものであることと 経て策定及び変更するものであることとし、当該指針は従業者へ周知徹底すること。ただし、患者を入院させるための施設を有しない診療所及び<u>妊産婦等</u>を入所させるための施設を有しない助産所においては、院内感染対策委員会の議を経ることを要しないこととすること。アーキ (略)

② 院内感染対策委員会

平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第1条の11第2項第1号口に規定する院内感染対策委員会とは、当該病院等における院内感染対策の推進のために設けるものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。

ア〜カ (略)

③ 従業者に対する院内感染対策の ための研修

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第2 項第1号ハに規定する従業者に対 する院内感染対策のための研修は、 院内感染対策のための基本的考え 方及び具体的方策について、当該研修を実施する病院等の従業者に周 知徹底を行うことで、個々の従業者 の院内感染に対する意識を高め、業 務を遂行する上での技能やチーム の一員としての意識の向上等を図 るものであること。

当該病院等の実情に即した内容で、職種横断的な参加の下に行われるものであること。

本研修は、病院等全体に共通する 院内感染に関する内容について、年 2回程度定期的に開催するほか、必 し、当該指針は従業者へ周知徹底すること。ただし、患者を入院させるための施設を有しない診療所及び <u>妊婦等</u>を入所させるための施設を有しない助産所においては、院内感 染対策委員会の議を経ることを要 しないこととすること。

ア〜キ (略)

② 院内感染対策のための委員会

新省令第1条の11第2項第1 号口に規定する院内感染対策のための委員会とは、当該病院等における院内感染対策の推進のために設けるものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。

ア〜カ (略)

③ 従業者に対する院内感染対策の ための研修

新省令第1条の11第2項第1 号ハに規定する従業者に対する院 内感染対策のための研修は、院内感 染対策のための基本的考え方及び 具体的方策について、当該研修を 施する病院等の従業者に周知徹底 を行うことで、個々の従業者の院内 感染に対する意識を高め、業務を遂 行する上での技能やチームの一員 としての意識の向上等を図るもの であること。

当該病院等の実情に即した内容で、職種横断的な参加の下に行われるものであること。

本研修は、病院等全体に共通する 院内感染に関する内容について、年 2回程度定期的に開催するほか、必 要に応じて開催すること。また、研修の実施内容(開催又は受講日時、出席者、研修項目)について記録すること。ただし、研修について記録ない。ただし、研修につい施設な方との施設を有しないをがあるといること。また、研修を受講することでものとし、年2回程度の受講すること。また。

④ 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11 第2 項第1号ニに規定する当該病院等 における感染症の発生状況の報告 その他の院内感染対策の推進を目 的とした改善のための方策は、院内 感染の発生状況を把握するため、当 該病院等における感染症の発生動 向の情報を共有することで、院内感 染の発生の予防及びまん延の防止 を図るものであること。

また、重大な院内感染等が発生し、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、又は発生したことが疑われる場合には、地域の専門家等に相談が行われる体制を確保することが望ましいものであること。

さらに、「院内感染対策のための 指針」に即した院内感染対策マニュ アルを整備する等、その他の院内感 染対策の推進のために必要な改善 策を図るとともに、それらを定期的 ④ 当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策

新省令第1条の11第2項第1 号ニに規定する当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策は、院内感染の発生状況を把握するため、当該病院等における感染症の発生動向の情報を共有することで、院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図るものであること。

また、重大な院内感染等が発生し、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、又は発生したことが疑われる場合には、地域の専門家等に相談が行われる体制を確保することが望ましいものであること。

さらに、「院内感染対策のための 指針」に即した院内感染対策マニュ アルを整備する等、その他の院内感 染対策の推進のために必要な改善 策を図るとともに、それらを定期的 に見直すことが望ましいものであること。

(2) 特定機能病院における院内感染対策について

特定機能病院における院内感染対策については、引き続き医療の安全を確保するための体制の整備と一体的に実施しても差し支えないが、平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の23第1項第2号に規定する専任の院内感染対策を行う者を配置するものとすること。

3 医薬品の安全管理体制について

病院等の管理者は、法第6条の12及び平成28年改正省令による改正後の医療法施行規則第1条の11第2項第2号の規定に基づき、医薬品の使用に際して次に掲げる体制を確保し、医薬品に係る安全管理のための体制を確保しなければならないものであること。

に見直すことが望ましいものであること。

(2) 特定機能病院における院内感染対策について

特定機能病院における院内感染対策については、従前より医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第9条の23第1項第1号イからハに規定する体制の一環として実施されてきたところであるが、今般、新省令第1条の11において安全管理のための措置に院内感染対策のための措置が含まれることが明確化されたことを踏まえ、今後も引き続き院内感染対策のための体制の充実強化に取り組んでいただきたい。

なお、省令第9条の23第1項第1 号ロ及びハに規定する安全管理の体制については、新省令第1条の11に おける安全管理の措置と同様に、院内 感染対策に関するものを含むもので あり、医療の安全を確保するための体 制の整備と一体的に実施しても差し 支えないが、イについては引き続き専 任の院内感染対策を行う者を配置す るものとすること。

3 医薬品の安全管理体制について

病院等の管理者は、法第6条の10及 び新省令第1条の11第2項第2号の規 定に基づき、医薬品の使用に際して次に 掲げる体制を確保し、医薬品に係る安全 管理のための体制を確保しなければな らないものであること。 (1) 医薬品の安全使用のための責任者 病院等の管理者は、平成 28 年改正 省令による改正後の医療法施行規則 第 1 条の 11 第 2 項第 2 号に規定する 医薬品安全管理責任者(以下「医薬品 安全管理責任者」という。)を配置す ること。ただし、病院においては管理 者との兼務は不可とすること。

医薬品安全管理責任者は、医薬品に 関する十分な知識を有する常勤職員 であり、医師、歯科医師、薬剤師、助 産師(助産所の場合に限る。)、看護師 又は歯科衛生士(主として歯科医業を 行う診療所に限る。)のいずれかの資 格を有していること。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(2) 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第2項 第2号イに規定する、従業者に対する (1) 医薬品の安全使用のための責任者 病院等の管理者は、<u>新省令第 1 条</u> の 11 第 2 項第 2 号イに規定する医 薬品の安全使用のための責任者(以下 「医薬品安全管理責任者」という。) を配置すること。ただし、病院におい ては管理者との兼務は不可とするこ と。

医薬品安全管理責任者は、医薬品に 関する十分な知識を有する常勤職員 であり、医師、歯科医師、薬剤師、助 産師(助産所の場合に限る。)、看護師 又は歯科衛生士(主として歯科医業を 行う診療所に限る。)のいずれかの資 格を有していること。

医薬品安全管理責任者は、病院等の管理者の指示の下に、次に掲げる業務を行うものとすること。なお、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所においては、安全管理委員会との連携の下、実施体制を確保すること。

- ① 医薬品の安全使用のための業務 に関する手順書の作成
- ② 従業者に対する医薬品の安全使 用のための研修の実施
- ③ <u>医薬品の業務手順書に基づく業</u> 務の実施
- ④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全確保を目的とした改善のための方策の実施
- (2) 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修

新省令第1条の11 第2項第2号ロ に規定する、従業者に対する医薬品の 安全使用のための研修の内容につい 医薬品の安全使用のための研修の内容については、具体的には次に掲げる事項が考えられる。また、研修の実施については必要に応じて行うこととし、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこととすること。

①~③ (略)

(3) 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第2項 第2号口に規定する医薬品の安全使 用のための業務に関する手順書(以下 「医薬品業務手順書」という。)につ いては、医薬品の取扱いに係る業務の 手順を文書化したものであること。

病院及び患者を入院させるための 施設を有する診療所における医薬品 業務手順書の作成又は変更は、安全管 理委員会において協議した上で行う こと。

医薬品業務手順書には、病院等の規模や特徴に応じて、次に掲げる事項を含むものであること。

① 病院等で用いる医薬品の採用・購入に関する事項 (平成 28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第1条の11第2項第4号に規定する未承認新規医薬品等(以下「未承認新規医薬品等」という。)を採用・購入するにあたっては、当該未承認新規医薬品等の使用の妥当性について、関係学会のガイドライン等の科学的知見を確認するとともに、関係学会のガイドライン等に記載がなく、科学的根拠が確立していない

ては、具体的には次に掲げる事項が考えられる。また、研修の実施については必要に応じて行うこととし、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこととすること。

①~③ (略)

(3) 医薬品の安全使用のための業務に 関する手順書

新省令第1条の11第2項第2号ハ に規定する医薬品の安全使用のため の業務に関する手順書(以下「医薬品 業務手順書」という。)については、 医薬品の取扱いに係る業務の手順を 文書化したものであること。

病院及び患者を入院させるための 施設を有する診療所における医薬品 業務手順書の作成又は変更は、安全管 理委員会において協議した上で行う こと。

医薬品業務手順書には、病院等の規模や特徴に応じて、次に掲げる事項を含むものであること。

① 病院等で用いる医薬品の採用・購入に関する事項

<u>未承認新規医薬品等の使用に当たっては、その有効性・安全性の検証</u>を十分に行うことを含む。)

② 医薬品の管理に関する事項(例= 医薬品の保管場所、医薬品、医療機 器等の品質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律(昭和 35 年法律 第 145 号。以下「医薬品医療機器等 法」という。) などの法令で適切な 管理が求められている医薬品(麻 薬・向精神薬、覚せい剤原料、毒薬・ 劇薬、特定生物由来製品等)の管理 方法)

③~⑥ (略)

医薬品業務手順書は、作成後も必要 に応じて見直しを行う必要があるこ と。

なお、病院等において医薬品業務手順書を策定する上で、別途通知する「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル」(平成19年3月30日付け医政総発第0330001号、医薬総発第0330002号)を参照のこと。

(4) 医薬品業務手順書に基づく業務

平成28年改正省令による改正後の 医療法施行規則第1条の11第2項第 2号ロに規定する当該手順書に基づく 業務の実施(従業者による当該業務の 実施の徹底のための措置を含む。)については、医薬品安全管理責任者に、 従業者の業務が医薬品業務手順書に 基づき行われているか定期的に確認 させ、確認内容を記録させること。 な お、従業者による当該業務の実施の徹 底のための措置とは、例えば、処方か ら投薬までの一連の業務手順につい て、職員間で相互に確認を行うことが ② 医薬品の管理に関する事項(例= 医薬品の保管場所、<u>薬事法(昭和35</u> 年法律第145号)などの法令で適切 な管理が求められている医薬品(麻 薬・向精神薬、覚せい剤原料、毒薬・ 劇薬、特定生物由来製品等)の管理 方法)

③~⑥ (略)

医薬品業務手順書は、作成後も必要 に応じて見直しを行う必要があるこ と。

なお、病院等において医薬品業務手順書を策定する上で、別途通知する「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル」(平成19年3月30日付け医政総発第0330001号、薬食総発第0330002号)を参照のこと。

(4) 医薬品業務手順書に基づく業務

新省令第1条の11第2項第2号 八に規定する当該手順書に基づく業務の実施については、医薬品安全管理 責任者に対して、従業者の業務が医薬 品業務手順書に基づき行われている か定期的に確認させ、確認内容を記録 させること。

考えられること。

(5) 医薬品の安全使用のために必要となる未承認等の医薬品の使用の情報 その他の情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策

平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第1条の11第2項第 2号ハに規定する未承認等の医薬品の 使用(未承認医薬品の使用、適応外使 用、禁忌での使用)の情報その他の情 報の収集その他の医薬品の安全使用 を目的とした改善のための方策の実 施については、医薬品安全管理責任者 に対して、当該医療機関における未承 認等の医薬品の使用のための処方状 況や採用されている医薬品全般の医 薬品の添付文書の情報のほか、医薬品 製造販売業者、行政機関、学術誌等か らの情報を広く収集し、管理させると ともに、得られた情報のうち必要なも のは当該情報に係る医薬品を取り扱 う従業者に迅速かつ確実に周知徹底 を図らせること。

また、情報の収集等に当たっては、 医薬品医療機器等法において、①製造 販売業者等が行う医薬品の適正な使 用のために必要な情報の収集に対し て病院等が協力するよう努める必要 があること等(医薬品医療機器等法第 68条の2第2項及び第3項)、②病院 若しくは診療所の開設者又は医師、歯 科医師、薬剤師その他の医薬関係者 は、医薬品について、当該品目の副作 用等の発生を知った場合において、保 健衛生上の危害の発生又は拡大を防 止するため必要があると認めるとき (5) 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策

新省令第1条の11 第2項第2号 三に規定する医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の 医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施については、医薬品の安全管理責任者に対して、医薬品製造販売業者、行政機関、学術誌等からの情報を広く収集し、管理させるとともに、得られた情報のうち必要なものは当該情報に係る医薬品を取り扱う従業者に迅速かつ確実に周知徹底を図らせること。

東下、情報の収集等に当たっては、 薬事法において、①製造販売業者等が 行う医薬品の適正な使用のために必要な情報の収集に対して病院等が協力するよう努める必要があること等 (薬事法第77条の3第2項及び第3項)、②病院若しくは診療所の開設者 又は医師、歯科医師、薬剤師その他の 医薬関係者は、医薬品について、当該 品目の副作用等の発生を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると は拡大を防止するため必要があると 認めるときは、厚生労働大臣に対して は、厚生労働大臣に対して副作用等を報告することが義務付けられていること(医薬品医療機器等法第 68 条の10 の第2項)に留意する必要があること。

- (6) 平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 2 号イからハまでに掲げる措置の実施 に当たっては、病院及び患者を入院さ せるための施設を有する診療所にお いては、医療安全管理委員会との連携 の下、実施体制を確保すること。
- 4 医療機器の保守点検・安全使用に関す る体制について

病院等の管理者は、法第6条の12及び 平成28年改正省令による改正後の医療 法施行規則第1条の11第2項第3号の 規定に基づき、医療機器に係る安全管理 のための体制を確保しなければならな いものであること。

なお、当該医療機器には病院等において医学管理を行っている患者の自宅その他病院等以外の場所で使用される医療機器も含まれる。

(1) 医療機器の安全使用のための責任者

病院等の管理者は、<u>平成 28 年改正</u>省令による改正後の医療法施行規則第1条の11第2項第3号に規定する医療機器安全管理責任者(以下「医療機器安全管理責任者」という。)を配置すること。ただし、病院においては管理者との兼務は不可とすること。

医療機器安全管理責任者は、医療機 器に関する十分な知識を有する常勤 副作用等を報告することが義務付けられていること(<u>薬事法第77条の4</u>の2第2項)に留意する必要があること。

(新設)

4 医療機器の保守点検・安全使用に関す る体制について

病院等の管理者は、<u>法第6条の10及び新省令</u>第1条の11第2項第3号の規定に基づき、医療機器に係る安全管理のための体制を確保しなければならないものであること。

なお、当該医療機器には病院等において医学管理を行っている患者の自宅その他病院等以外の場所で使用される医療機器も含まれる。

(1) 医療機器の安全使用のための責任者

病院等の管理者は、<u>新省令第1条の</u> 11 第 2 項第 3 号イに規定する医療機 器の安全使用のための責任者(以下 「医療機器安全管理責任者」という。) を配置すること。ただし、病院におい ては管理者との兼務は不可とするこ と。

医療機器安全管理責任者は、医療機 器に関する十分な知識を有する常勤 職員であり、医師、歯科医師、薬剤師、 助産師(助産所の場合に限る。)、看護師、歯科衛生士(主として歯科医業を 行う診療所に限る。)、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士の いずれかの資格を有していること。 (削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(2) 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修

医療機器安全管理責任者は、<u>平成</u>28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第1条の11第2項第3号イの規定に基づき、以下に掲げる従業者に対する医療機器の安全使用のための研修を行うこと。

①・② (略)

(3) 医療機器の保守点検に関する計画 の策定及び保守点検

医療機器安全管理責任者は<u>平成 28</u> 年改正省令による改正後の医療法施 行規則第1条の11第2項第3号ロに 職員であり、医師、歯科医師、薬剤師、助産師(助産所の場合に限る。)、看護師、歯科衛生士(主として歯科医業を行う診療所に限る。)、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士のいずれかの資格を有していること。

医療機器安全管理責任者は、病院等の管理者の指示の下に、次に掲げる業務を行うものとすること。なお、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所においては、安全管理委員会との連携の下、実施体制を確保すること。

- ① 従業者に対する医療機器の安全 使用のための研修の実施
- ② <u>医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実</u>施
- ③ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施
- (2) 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修

医療機器安全管理責任者は、新省令 第1条の11第2項第3号ロの規定に 基づき、以下に掲げる従業者に対する 医療機器の安全使用のための研修を 行うこと。

①・② (略)

(3) 医療機器の保守点検に関する計画 の策定及び保守点検

医療機器安全管理責任者は<u>新省令第1条の11第2項第3号ハ</u>に定めるところにより、医療機器の特性等にか

定めるところにより、医療機器の特性 等にかんがみ、保守点検が必要と考え られる医療機器については保守点検 計画の策定等を行うこと。

① 保守点検計画の策定

ア 保守点検に関する計画の策定に 当たっては、<u>医薬品医療機器等法</u> の規定に基づき添付文書に記載 されている保守点検に関する事 項を参照すること。また、必要に 応じて当該医療機器の製造販売 業者に対して情報提供を求める こと。

イ (略)

② 保守点検の適切な実施

平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 3 号口に規定する保守点検の 適切な実施(従業者による当該保守 点検の適切な実施の徹底のための 措置を含む。) については、医療機 器安全管理責任者に、下記のアから ウに掲げる事項を行わせること。な お、従業者による当該保守点検の適 切な実施の徹底のための措置とは、 例えば、医療機器の保守点検の一連 の手順について、職員間で相互に確 認を行うことが考えられる。

ア〜ウ (略)

(4) 医療機器の安全使用のために必要 となる情報の収集その他の医療機器 の安全使用を目的とした改善のため の方策

平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第 1 条の 11 第 2 項第 3 号ハに規定する未承認等の医療機器 の使用(未承認・未認証・未届の医療 んがみ、保守点検が必要と考えられる 医療機器については保守点検計画の 策定等を行うこと。

① 保守点検計画の策定

ア保守点検に関する計画の策定に 当たっては、<u>薬事法</u>の規定に基づ き添付文書に記載されている保 守点検に関する事項を参照する こと。また、必要に応じて当該医 療機器の製造販売業者に対して 情報提供を求めること。

イ (略)

② 保守点検の適切な実施

ア〜ウ (略)

(4) 医療機器の安全使用のために必要 となる情報の収集その他の医療機器 の安全使用を目的とした改善のため の方策

新省令第1条の11第2項第3号二 に規定する医療機器の安全使用のた めに必要となる情報の収集その他の 医療機器の安全確保を目的とした改 機器の使用、適応外使用、禁忌・禁止での使用)の情報その他の情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施については、次の要件を満たすものとする。

①~③ (略)

また、情報の収集等に当たっては、 医薬品医療機器等法において、①製造 販売業者等が行う医療機器の適正な 使用のために必要な情報の収集に対 して病院等が協力するよう努める必 要があること等(医薬品医療機器等法 第68条の2第2項及び第3項)、⑪病 院若しくは診療所の開設者又は医師、 歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者 は、医療機器について、当該品目の副 作用等の発生を知った場合において、 保健衛生上の危害の発生又は拡大を 防止するため必要があると認めると きは、厚生労働大臣に対して副作用等 を報告することが義務付けられてい ること(医薬品医療機器等法第 68 条 の10の第2項)に留意する必要がある ことに加え、当該医療機関で事前に使 用したことのない未承認・未認証の高 度管理医療機器を採用・購入するに当 たっては、当該医療機器の使用の妥当 性について、関係学会のガイドライン ·等の科学的知見を確認するとともに、 関係学会のガイドライン等に記載が なく、科学的根拠が確立していない未 承認・未認証の高度管理医療機器の使 用に当たっては、その有効性・安全性 の検証を十分に行うこと。

(5) 平成 28 年改正省令による改正後 の医療法施行規則第1条の11第2項 善のための方策の実施については、次 の要件を満たすものとする。

①~③ (略)

また、情報の収集等に当たっては、 薬事法において、①製造販売業者等が 行う医療機器の適正な使用のために 必要な情報の収集に対して病院等が 協力するよう努める必要があること 等(薬事法第77条の3第2項及び第3 項)、②病院若しくは診療所の開設者 又は医師、歯科医師、薬剤師その他の 医薬関係者は、医療機器について、当 該品目の副作用等の発生を知った場 合において、保健衛生上の危害の発生 又は拡大を防止するため必要がある と認めるときは、厚生労働大臣に対し て副作用等を報告することが義務付 けられていること(薬事法第77条の4 の2第2項)に留意する必要があるこ と。

第3号イからハまでに掲げる措置の 実施に当たっては、病院及び患者を 入院させるための施設を有する診療 所においては、医療安全管理委員会 との連携の下、実施体制を確保する こと。

5 高難度新規医療技術又は未承認新規 医薬品等を用いた医療の提供について 平成 28 年改正省令による改正後の医療法施行規則第1条の11第2項第4号 の高難度新規医療技術及び未承認新規 医薬品等を用いた医療を提供するに当たって講ずるよう努めるべき措置に関する規定は、特定機能病院以外の病院に限り適用すること。

また、この措置については、高難度新 規医療技術又は未承認新規医薬品等を 用いた医療の提供を行うことにより、患 者への重大な影響が想定されることか ら、平成 28 年改正省令による改正後の 医療法施行規則第 9 条の 23 第 1 項第 7 号又は第 8 号を参考にし、各病院の実情 を踏まえた上で、可能な限りの対応が行 われるよう努めること。

なお、特定機能病院において、高難度 新規医療技術又は未承認新規医薬品等 による医療を提供する際は、平成 28 年 改正省令による改正後の医療法施行規 則第 9 条の 23 第 1 項第 7 号又は第 8 号 の規定に基づくものであること。

2 医療法(昭和二十三年

は、11 人里で11~ 部を改正する省令を次のように定める。 第十六条の三第一項第七号、第十六条の四第六号及び第十七条の規定に基づき、医療法施行規則の一第十六条の三第一項第七号、第十六条の四第一項、

平成二十八年六月十日

国務大臣 加藤 聯厚生労働大臣臨時代理

医療法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる業務その他の医療に係る安全管理のための業務を行わせる」に改め、同号に次のように加次に掲げる業務その他の医療に係る安全管理のという。)を設置し、第一条の十一第一項第二号中「を開催する」を「(以下 「医療安全管理委員会」という。)を設置し、医療法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第五十号) の一部を次のように改正する。

- 題が発生した場合における速やかな原因の究明のための調査及び分析イー当該病院等において重大な問題その他医療安全管理委員会において取り扱うことが適当な問
- 実施並びに従業者への周知ローイの分析の結果を活用した医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の立案及びローイの分析の結果を活用した医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の立案及び
- ハ ロの改善のための方策の実施の状況の調査及び必要に応じた当該方策の見直し

の使用」という。)の情報その他の」を加え、同号二を同号ハとし、同号ハに次のように加える。を同号口とし、同号二中「必要となる」の下に「次に掲げる医薬品の使用(以下「未承認等の医薬品の使用)として」の下に「(従業者による当該業務の実施の徹底のための措置を含む。)」を加え、同号ハ中「実施」の下に「(だだし、第四号については、特定機能病院以外の病院に限る。)」を加え、同号「ならない」の下に「(ただし、第四号については、特定機能病院以外の病院に限る。)」を加え、同項第三号において「安全使用」という。)のための責任者(以下「医薬品安全管理責任者」という。)を配置し、」を加え、「もの」を「事項を行わせること。」に改め、同号イを削り、同号ロを同号イとし、同項第三号中「として」の下に「、医薬品の使用に係る安全な管理(以下この条及び第九条の二十三第一項第三号中「として」の下に「、医薬品の使用」という。)を加え、同項のための情報を含む。」を加え、同項の使用」という。)の情報その他の」を加え、同号ハとし、同号イを削り、同号コを同号イとし、同条第二項中で、医療に係る安全管理責任者」という。)の情報その他の」を加え、同号二を同号ハとし、同号ハに次のように加え、同条第二項中で、関係に関する意識、他の従業者第一条の十一第一項第三号中「ための」を「ため、従業者の医療の安全に関する意識、他の従業者

- つて、同項又は医薬品医療機器等法第十九条の二第一項の承認を受けていないものの使用のて、同項又は医薬品医療機器等法第十九条の二第一項の承認を受けていないものの使用の、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律)の、「「「「「「「「「「」」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」)、「「」」
- る場合に限り、(3)に該当する場合を除く。) 第十四条第九項(医薬品医療機器等法第十項又は第十九条の二第一項の承認、(医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の 医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の 医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認 (医薬品医療機器等法)
- (3) 禁忌に該当する医薬品の使用

一条の二の十二第一項の規定による届出が行われていないものの使用 ・ 「一次に ・ 「一、

> で用いる場合に限り、(3)に該当する場合を除く。) と薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承認(医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十一項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の一十二第一項の規定による届出(同条第二項の規定による変更の居出を含む。以下この(2)において同じ。)を受けている医療機器又は医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項の認証(同条第六項の変更し。)若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の二の十二第一項の認証(同条第六項の変更し。)若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十一項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十一項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十一項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十一項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十一項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十一項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承(2)

) 禁忌又は禁止に該当する医療機器の使用

一条の十一第二項に次の一号を加える。

一項第七号又は第八号の規定に準じ、必要な措置を講ずるよう努めること。 ・ 現第七号又は第八号の規定に準じ、必要な措置を講ずるよう努めること。 ・ であつてその実施により患者の死亡その他の重大な影響が想定されるものをいう。以下同じ。) ・ 正常の変になり患者の死亡その他の重大な影響が想定されるものをいう。以下同じ。) ・ 正常の一項第七号又は第二中三条の二の五第一項若しくは第二 ・ 正常の表現の表現で使用したことのない医薬品医療機器等法第十四条第一項に規定する底変・ ・ 正常の一項では ・ 正常の一項では ・ 正常の一項では ・ 正常の一項では ・ 正常の一項では ・ 正常の一項では ・ 正常の一項では ・ 正常の一項では ・ 正常の一項では ・ 正常の一の一の一の一の一の一の一項では ・ にまる。 ・ になる。 ・

の次に次の一号を加える。第六条の三第一項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号

七 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

第六条の三第一項に次の一号を加える。

該委員名簿及び委員の選定理由の公表の状況 - 第九条の二十三第一項第九号に規定する監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由並びに当

項を行つていること」に改める。 「に掲げる体制を確保していること及び第九条の二十三第一項第一号から第十五号までに掲げる事を「に掲げる体制を確保していること及び第九条の二十三第一項第一号に掲げる体制を確保していること」

和三十五年法律第百四十五号)」を「医薬品医療機器等法」に改める。 第六条の五の三第一号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭

項第十二号とし、同項中第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。げる体制の確保及び第九条の二十三第一項第一号から第十五号までに掲げる事項」に改め、同号を同第九条の二の二第一項第十号中「及び第九条の二十三第一項第一号に掲げる体制の確保」を「に掲

該委員名簿及び委員の選定理由の公表の状況・第九条の二十三第一項第九号に規定する監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由並びに当

第九条の二の二第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

医療機器等法」に改める。 第九条の七中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を「医薬品類、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を「医薬品」

め、同号二中「第九条の二十三第一項第二号」を「第九条の二十三第一項第十六号」に改める。掲げる体制を確保し、及び第九条の二十三第一項第一号から第十五号までに掲げる事項を行う」に改第九条の二十第一項第一号ハ中「及び第九条の二十三第一項第一号に掲げる体制を確保する」を「に

第九条の二十三第一項第一号を次のように改める。第九条の二十三第一項第一号を次のように改める。第九条の二十二中「次条第一項第一号」の下に「から第十五号までに掲げる事項」を加える。め、同号二中「第九条の二十三第一項第二号」を「第九条の二十三第一項第十六号」に改める。

薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者を統括させること。 医療安全管理責任者を配置し、第六号に規定する医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医

官

27

第九条の二十三第一項第二号を同項第十六号とし、同項第一号の次に次の十四号を加える。 専任の院内感染対策を行う者を配置すること。

- 医薬品安全管理費任者に、 第一条の十一第二項第二号イからハまでに掲げる事項のほか、 次に
- 医薬品の安全使用のための業務に資する医薬品に関する情報の整理、周知及び当該周知の状
- 状況の確認、必要な指導及びこれらの結果の共有 な仕組みの構築並びに当該仕組みにより把握した未承認等の医薬品の使用の必要性等の検討の 未承認等の医薬品の使用に関し、当該未承認等の医薬品の使用の状況の把握のための体系的
- イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者の定め

(号外第 129 号)

- 明の実施に必要な方法に関する規程を作成することにより、説明を行う医療の担い手が適切に医 この号において「医療の担い手」という。)が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説 療を受ける者の理解を得るようにすること。 法第一条の四第二項の説明に関する責任者を配置し、及び同項に規定する医療の担い手(以下
- 五 理を行うこと。 責任者を定め、当該責任者に診療録等の記載内容を確認させるなどにより、 診療録その他の診療に関する記録(以下この号において「診療録等」という。)の管理に関する 診療録等の適切な管
- 専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療に係る安全管理を行う部門(以下この項におい 「医療安全管理部門」という。)を設置し、次に掲げる業務を行わせること。
- 医療安全管理委員会に係る事務

報

- 明、当該事象の発生の原因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び当該確認の結果に基づ 象が発生した場合における診療録その他の診療に関する記録の確認、患者又はその家族への説事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要なものとして管理者が認める事 く従業者への必要な指導
- 医療に係る安全管理に係る連絡調整
- 医療に係る安全の確保のための対策の推進
- 上の状況の確認 医療に係る安全の確保に資する診療の状況の把握及び従業者の医療の安全に関する意識の向
- 高難度新規医療技術を用いた医療を提供するに当たり、 等を決定する部門を設置すること。 高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、当該高難度新規医療技術の提供の適否 次に掲げる措置を講ずること。
- 従業者が遵守すべき事項及びイに規定する部門が確認すべき事項等を定めた規程を作成するこ 別に厚生労働大臣が定める基準に従い、高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合に、
- イに規定する部門に、従業者の口に規定する規程に定められた事項の遵守状況を確認させる
- 未承認新規医薬品等を用いた医療を提供するに当たり、次に掲げる措置を講ずること。 定め、使用の適否等を決定する部門を設置すること。 未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に、当該未承認新規医薬品等の使用条件を
- 従業者が遵守すべき事項及びイに規定する部門が確認すべき事項等を定めた規程を作成するこ 別に厚生労働大臣が定める基準に従い、未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に、
- イに規定する部門に、 従業者の口に規定する規程に定められた事項の遵守状況を確認させる

- 事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うことを当該病院の開設者に 次に掲げる要件を満たす監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これら
- 者から選任すること。 委員の数は三人以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は、当該病院と利害関係のない
- イに規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
- 年に二回以上開催すること。 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者 (1)に掲げる者を除く。)
- 次に掲げる業務を行うこと。
- 医療機器安全管理責任者等の業務の状況について管理者等から報告を求め、 て自ら確認を実施すること。 医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、 又は必要に応じ
- 置を講ずるよう意見を表明すること。 必要に応じ、当該病院の開設者又は管理者に対し、医療に係る安全管理についての是正措

(2)

- イー次に掲げる場合に、従業者に速やかに医療安全管理部門にそれぞれ次に定める事項を報告さ、医療に係る安全管理に資するため、次に掲げる措置を講ずること。(3)(1)及び(2)に掲げる業務にこして、そりを
- 入院患者が死亡した場合 当該死亡の事実及び死亡前の状況
- (2)(1) 発生前の状況 つたものとして管理者が定める水準以上の事象が発生したとき 当該事象の発生の事実及び(1)に掲げる場合以外の場合であつて、通常の経過では必要がない処置又は治療が必要にな
- (2) (1)に規定する実施の状況が不十分な場合におけて、イの規定による報告の実施の状況の確認及びなげる業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。 イの場合においては、医療安全管理委員会に、第一条の十一第一項第二号イからハまでに掲 イの規定による報告の実施の状況の確認及び確認結果の管理者への報告
- ①に規定する実施の状況が不十分な場合における適切な報告のための従業者への研修及び
- 他の特定機能病院の管理者と連携し、次に掲げる措置を講ずること。
- 改善のための技術的助言を行わせること。 年に一回以上他の特定機能病院に従業者を立ち入らせ、必要に応じ、 医療に係る安全管理の
- に規定する技術的助言を受けること。 年に一回以上他の特定機能病院の管理者が行うイに規定する従業者の立入りを受け入れ、 1
- 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制を確保すること。
- 開設者と協議の上、次に掲げるところにより、医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場
- 合等の情報提供を受け付けるための窓口を設置すること。 1 当該窓口に提供する情報の範囲、情報提供を行つた個人を識別することができないようにす
- るための方策その他窓口の設置に関し必要な事項を定めること。 当該窓口及びその使用方法について従業者に周知すること。
- 実施すること。 第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を
- 1 関する事項 前各号に掲げる事項に関する事項 第九号に規定する監査委員会から、同号二20の意見の表明があつた場合における当該意見に
- 必要な知識及び技能であつて、高度の医療を提供するために必要なものに関する事項 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者が連携及び協働して医療を提供するために
- 係る安全管理のための研修を受けさせるとともに、自ら定期的に当該研修を受けること、 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者に定期的に医療に

報

第九条の二十五第四号イを次のように改める。

ために必要な業務を行わせること。 いて「医療安全管理部門」という。)を設置し、次に掲げる業務その他の医療に係る安全管理の 薬剤師及び看護師を配置した医療に係る安全管理を行う部門(以下この号にお

の説明、当該事象の発生の原因の究明の実施その他の対応の状況の確認及び当該確認の結果 に基づく従業者への必要な指導 事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要なものとして管理者が認める *象が発生した場合における診療録その他の診療に関する記録の確認、患者又はその家族へ

医療に係る安全管理に係る連絡調整

医療に係る安全の確保のための対策の推進

第九条の二十五第四号ロ中「専任の医療に係る安全管理を行う者、」を削る。

条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。 号を第五号とし、同条第三号中「精神病患者又は」及び「それぞれ精神病室又は」 第十条中「第三号」を「第四号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、 を削り、 、同号を同とし、第四

精神疾患を有する者であつて、当該精神疾患に対し入院治療が必要なもの(身体疾患を有する

第十四条中「医薬品、医療機器等の品質、 第十一条中「第九条の二十三第一項第二号」を「第九条の二十三第一項第十六号」に改める。 く。)を入院させる場合には、精神病室に入院させること。 者であつて、当該身体疾患に対し精神病室以外の病室で入院治療を受けることが必要なものを除 有効性及び安全性の確保等に関する法律」 を 「医薬品医

から第十五号までに掲げる事項の状況、」に改める 第二十二条の三第三号中「第九条の二十三第一項第一号並びに」を「第九条の二十三第一項第一号

性及び安全性の確保等に関する法律」を「医薬品医療機器等法」に改める。 第二十四条第八号及び第三十条の三十二の二第一項第十三号中【医薬品、 医療機器等の品質、

有効

(施行期日) 附

官

第一条この省令は、 公布の日から施行する。

院の開設者に対するこの省令による改正後の医療法施行規則(以下「改正後医療法施行規則」とい第二条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病 う。)第九条の二の二第一項第八号の規定の適用については、平成三十年四月一日以後に任命した管 理者に関するものに限り、同項に規定する報告書に記載しなければならないものとする。・

開設者については、当該特定機能病院の管理者に対し次条(第二号に係る部分に限る。)の規定(改2)この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院の は、改正後医療法施行規則第九条の二の二第一項第十一号の規定は、適用しない。 正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第九号に係る部分に限る。)の適用がある場合において

第三条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病 院の管理者であって次の各号に掲げる改正後医療法施行規則の規定に規定する措置を講じていない じたときまでの間)は、 該各号に定める日までの間(当該計画に基づき当該措置を講ずることとなった場合には、措置を講 ものについては、それぞれ当該措置を講ずるための計画を厚生労働大臣に提出した場合に限り、当 なお従前の例による。

第九条の二十三第一項第一号、 第三号から第五号まで、第十号及び第十三号 平成二十八年九

一 第九条の二十三第一項第六号(同号ホに係る部分に限る。)、第七号から第九号まで、第十一号 及び第十四号 平成二十九年三月三十一日

第九条の二十三第一項第十五号 平成三十年三月三十一日

第四条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病 院の管理者であって改正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第六号に規定する措置(専従の医 講じたときまでの問。次項において同じ。)は、同号の規定(専従の医師、薬剤師及び看護師の配置 師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。)を講ずることができないことがやむを得ない事情 に係る部分に限る。)は、適用しない。 三十年三月三十一日までの間(当該計画に基づき当該措置を講ずることとなった場合には、措置を があるものについては、当該措置を講ずるための計画を厚生労働大臣に提出した場合に限り、平成

前項の特定機能病院の管理者は、平成三十年三月三十一日までの問は、 次に掲げる措置を講ずる

師、薬剤師及び看護師を配置するよう努めること。 改正後医療法施行規則第九条の二十三第一項第六号に規定する医療安全管理部門に、 専従の医

専任の医療に係る安全管理を行う者を配置すること。

3

後医療法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 前項の場合における改正後医療法施行規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正

第二十二条の二第三号 事項 二項各号に掲げる措置 第九条の二十二 第九条の二十二 第九条の二十二第一項第一号ハ 及び 並びに 第九条の二十三第一項第一号ハ 及び 事項及び平成二十八年改正省令附則第四条第 「一項各号に掲げる措置 「一項各号に掲げる 「一項各号に掲げる 「一項各号に掲げる 「一列 「一列 「一列 「一列 「一列 「一列 「一列 「一列							_
「 項第十二 及び				····			
工事 二事 二事項及 並びに 立項及及び平項及及び平項及及び平項及及び平均の人 おきられば おって おり は かって では おり は かって は おり は かっと	第二十二条の三第三号	男イ 第九条の二十三第一項第十四	第九条の二十二		項第		_
号び 号び 号び 二成成び 二成成び に平 に平 に平 項二二医 項二二医 掲成 掲成 各十一族 号八八法 スナ スナ スナ スナ スナ スナ スナ ス	事項	事項に	事項及び	事項	及び	事項	及び
	二項各号に掲げる措置	事項及び平成二十八年 事項及び平成二十八年 で	二項各号に掲げる措置が事項及び平成二十八年改	二項各号に掲げる措置事項及び平成二十八年改	並びに	条第二項各号に「平成二十八年」「平成二十八年」	並びに

第五条 この省令の施行の際現に医療法第四条の三第一項の規定による承認を受けている臨床研究中 規定する措置(専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。)を講ずることができない 承認を受けた臨床研究中核病院の管理者であって改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号イに 核病院の管理者又はこの省令の施行の日以後平成三十年三月三十一日までの間に同項の規定による 置を講じたときまでの間。次項において同じ。)は、同号イの規定(専従の医師、薬剤師及び看護師 出した場合に限り、同日までの間(当該計画に基づき当該措置を講ずることとなった場合には、 ことがやむを得ない事情があるものについては、当該措置を講ずるための計画を厚生労働大臣に提 の配置に係る部分に限る。)は、適用しない。

2 前項の臨床研究中核病院の管理者は、平成三十年三月三十一日までの間は、次に掲げる措置を講

薬剤師及び看護師を配置するよう努めること。 改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号イに規定する医療安全管理部門に、専従の医師、

専任の医療に係る安全管理を行う者を配置すること。

第二十二条の七第三号 確保 確保並びに平成二十八年改正省令附則第五条 第二十二条の七第三号 確保 痛保並びに平成二十八年改正省令附則第五条 原子におり臨床研究中核病院と称することについての承認を受けようとする者であって改正後医療法施行規則第九条の二十五第四号イに規定する措置(専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。)を講ずることができないことがやむを得ない事情があるものに対する医療法施行規則第六条の五十五第四号イに規定する措置(専従の医師、薬剤師及び看護師の配置に係るものに限る。)とする者であって改正後医療法施行規則第六条の二第二項の規定の適用については、当該措置を講ずるための計画を厚生労働大臣に提出した場合に限り、同項第八号に掲げる書類(改正後医療法施行規則第六条の二第二項の規定第二十二条の七第三号 確保 第二項各号に掲げる措置

ſ

◎ 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)(抄)

 								_					
三三三三三京に深る安全管理のため、従業者の医療の安全に関する意識、一該方策の見直し	ハーロの改善のための方策の実施の状況の調査及び必要に応じた当改善のための方策の立案及び実施並びに従業者への周知	ロ イの分析の結果を活用した医療に係る安全の確保を目的とした	原因の究明のための調査及び分析	いて取り扱うことが適当な問題が発生した場合における速やかなイー当該病院等において重大な問題その他医療安全管理委員会にお	の	」という。)を設置し、次に掲げる業務その他の医療に係る安全管	一 医療に係る安全管理のための委員会(以下「医療安全管理委員会	医療に係る安全管理のための指針を整備すること。	所及び入所施設を有する助産所に限る。)。	第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療	に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(ただし、	第一条の十一 病院等の管理者は、法第六条の十二の規定に基づき、次	改正案
三 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。	(新設)	(新設)		(新設)			二 医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。	医療に係る安全管理のための指針を整備すること。	所及び入所施設を有する助産所に限る。)。	第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療	に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない(ただし、	第一条の十一 病院等の管理者は、法第六条の十二の規定に基づき、次一	現

(傍線部分は改正部分)

施すること。 理のための基本的な事項及び具体的な方策についての職員研修を実

した改善のための方策を講ずること。 四 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的と

に掲げる措置を講じなければならない(ただし、第四号については、2.病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、次

特定機能病院以外の病院に限る。)。

有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)の(ただし、ロについては、病院、患者を入院させるための施設を一 院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるも

イ 院内感染対策のための指針の策定

ロ 院内感染対策のための委員会の開催

^ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施

対策の推進を目的とした改善のための方策の実施ニー当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染

薬品の使用に係る安全な管理(以下この条及び第九条の二十三第一二 医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、医

わせること。 医薬品安全管理責任者」という。) を配置し、次に掲げる事項を行項第三号において「安全使用」という。) のための責任者 (以下「

(削る)

手順書に基づく業務の実施 (従業者による当該業務の実施の徹底口 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該イ 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施

ための措置を含む。

した改善のための方策を講ずること。 四 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的と

に掲げる措置を講じなければならない。 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては、

次

2

有する診療所及び入所施設を有する助産所に限る。)の(ただし、ロについては、病院、患者を入院させるための施設を院内感染対策のための体制の確保に係る措置として次に掲げるも

イ 院内感染対策のための指針の策定

1 院内感染対策のための委員会の開催

ハ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施

対策の推進を目的とした改善のための方策の実施ニー当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染

掲げるもの 医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として次に

従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施

手順書に基づく業務の実施へ、医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該

- 2

報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方 (以下「未承認等の医薬品の使用」という。 医薬品の安全使用のために必要となる次に掲げる医薬品の使用 の情報その他の情

=|

品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬

(1) 策の実施 認を受けていないものの使用 つて、 機器等法」という。 する法律 医薬品、 同項又は医薬品医療機器等法第十九条の二第一項の承 (昭和三十五年法律第百四十五号。 医療機器等の品質、 第十四条第一項に規定する医薬品であ 有効性及び安全性の確保等に関 以下 「医薬品医療

(2) 場合に限り、③に該当する場合を除く。 薬品の使用 更の承認を含む。以下この②において同じ。) を受けている医 等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。 の承認 この②において「用法等」という。) と異なる用法等で用いる 医薬品医療機器等法第十四条第一 (医薬品医療機器等法第十四条第九項(医薬品医療機器 (当該承認に係る用法、 項又は第十九条の二第 用量、 効能又は効果)の変 項

(3)禁忌に該当する医薬品の使用

Ξ 医療機器の安全使用のための責任者(以下「医療機器安全管理責任 者」という。 医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として、)を配置し、次に掲げる事項を行わせること。

に掲げるもの

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置として次

ロ 実施 置を含む。 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な (従業者による当該保守点検の適切な実施の徹底のための措

(削る)

イ 医療機器の安全使用のための責任者の配置

ㅁ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施

実施

的とした改善のための方策の実施使用の情報その他の情報の収集その他の医療機器の安全使用を目、 医療機器の安全使用のために必要となる次に掲げる医療機器の

(1) 医薬品医療機器等法第二十三条の二の十二第一項の規定による 「一十三条の二の十七第一項の承認若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承認若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第 「 医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器であつ的とした改善のための方策の実施

(2) 場合に限り、 ②において同じ。)が行われている医療機器の使用(当該承認 る届出 は医薬品医療機器等法第二十三条の二の十二第一項の規定によ を含む。以下この②において同じ。) を受けている医療機器又 七第五項において準用する場合を含む。)の変更の承認を含む 条の二の五第十一項 おいて「使用方法等」という。)と異なる使用方法等で用いる 十三条の二の十七第一項の承認 一十三条の二の二十三第一項の認証 以下この②において同じ。) 若しくは医薬品医療機器等法第 認証又は届出に係る使用方法、 医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第一 (同条第二項の規定による変更の届出を含む。 (3)に該当する場合を除く。 (医薬品医療機器等法第二十三条の二の十 (医薬品医療機器等法第二十三 効果又は性能 (以下この2)に (同条第六項の変更の認証 以下この

(3) 禁忌又は禁止に該当する医療機器の使用

その他の重大な影響が想定されるものをいう。以下同じ。)又は未軽微な術式の変更等を除く。)であつてその実施により患者の死亡四、高難度新規医療技術(当該病院で実施したことのない医療技術(

療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医

듸

等法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないものをい 項若しくは第二十三条の二の十七第一項の承認又は医薬品医療機器 等法第十四条第一項に規定する医薬品又は医薬品医療機器等法第二 よう努めること。 法第十四条第一項: 承認新規医薬品等 条第五項に規定する高度管理医療機器であつて 一十三第一 以下同じ。 項第七号又は第八号の規定に準じ、 を用いた医療を提供するに当たつては、 (当該病院で使用したことのない医薬品医療機器 第十九条の二第 第二十三条の二の五第 必要な措置を講ずる 医薬品医療機器等 第九条の

第六条の三 申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 とについての承認を受けようとする者は、 法第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称するこ 次に掲げる事項を記載した

事務所の所在地 開設者の住所及び氏名 (法人であるときは、その名称及び主たる

名称

 \equiv 所在の場所

 $\overline{\mathbf{H}}$ 病床数 診療科名

六 他の従業者の員数 医師、 歯科医師、 薬剤師、 看護師及び准看護師、 管理栄養士その

管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

九八七 前年度の平均の入院患者、 外来患者及び調剤の数

矯正歯科、 小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入

院患者及び外来患者の数

法第二十二条第四号から第八号まで及び法第二十二条の二第二号

第六条の三 とについての承認を受けようとする者は、 申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 法第四条の二第一項の規定により特定機能病院と称するこ 次に掲げる事項を記載した

事務所の所在地 開設者の住所及び氏名 (法人であるときは、その名称及び主たる

名称

所在の場所

儿 五. 病床数 診療科名

六 医師、 歯科医師、 薬剤師、 看護師及び准看護師、 管理栄養士その

他の従業者の員数

(新設)

前年度の平均の入院患者、 外来患者及び調剤の数

歯科、 矯正歯科、 小児歯科及び歯科口腔外科の前年度の平均の入

院患者及び外来患者の数

法第二十二条第四号から第八号まで及び法第二十二条の二第二号

及び委員の選定理由並びに当該委員名簿及び委員の選定理由の公表十三 第九条の二十三第一項第九号に規定する監査委員会の委員名簿十一 第九条の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値 に掲げる施設並びに第二十二条の四に掲げる施設の構造設備

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一~十 (略)

の状況

ていることを証する書類第九条の二十三第一項第一号から第十五号までに掲げる事項を行つ十一第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保していること及び

3~5 (略)

定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。第六条の五の三 法第四条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で

する治験をいう。)であること

「医薬品の、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定の実施の基準に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第八十九号成十七年厚生労働省令第三十六号)又は再生医療等製品の臨床試験成十七年厚生労働省令第三十六号)又は再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令を薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成九年厚生省令

二 (略)

業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。第九条の二の二 特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した

(新設)十一 第九条の二十第七号イに規定する逆紹介率の前年度の平均値十 第九条の二十第六号イに規定する紹介率の前年度の平均値に掲げる施設並びに第二十二条の四に掲げる施設の構造設備

前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一~十 (略)

2

げる体制を確保していることを証する書類十一 第一条の十一第一項各号及び第九条の二十三第一項第一号に掲

3~5 (略)

第六条の五の三 法第四条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で第六条の五の三 法第四条の三第一項第一号に規定する海省会の正第二項に規定する治験をいう。)であることとする。
定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十条
の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十九号
の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十九号
の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十条
の正第二項に規定する治験をいう。)であること

(略)

業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。第九条の二の二 特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した

一高度の医療の提供の実績

二 高度の医療技術の開発及び評価の実績

二 高度の医療に関する研修の実績

法 四 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方

覧の実績
五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲

紹介の実績
、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者

他の従業者の員数
・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その

八 管理者の医療に係る安全管理の業務の経験

九 入院患者、外来患者及び調剤の数

及び委員の選定理由並びに当該委員名簿及び委員の選定理由の公表十一 第九条の二十三第一項第九号に規定する監査委員会の委員名簿

三第一項第一号から第十五号までに掲げる事項の状況十二 第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保及び第九条の二十

の状況

2~4 (略)

機器は、医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医第九条の七 令第四条の七第五号に規定する厚生労働省令で定める医療

療機器とする。

一 高度の医療の提供の実績

一 高度の医療技術の開発及び評価の実績

一 高度の医療に関する研修の実績

四一診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方

五 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲法

六 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者覧の実績

| 医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、管理栄養士その紹介の実績|

(新設)

他の従業者の員数

八、入院患者、外来患者及び調剤の数

九 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者及び外来

(新設)

患者の数

る体制の確保の状況十一第一条の十一第一項各号及び第九条の二十三第一項第一号に掲げ

2~4 (略)

する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器とする。機器は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関第九条の七 令第四条の七第五号に規定する厚生労働省令で定める医療

第一下でひこぎ一員を受ける事ではないです。第九条の二十 特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法

第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。

次に掲げるところにより、

高度の医療を提供すること。

- 提供を行うこと。
 イー特定機能病院以外の病院では通常提供することが難しい診療の
- ロ 臨床検査及び病理診断を適切に実施する体制を確保すること。
- 二十二第一項第一号から第十五号までに掲げる事項を行うこと。ハ 第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保し、及び第九条の
- ニ 第九条の二十三第一項第十六号に規定する報告書を作成するこ

二~七 (略)

十」とする。
一分の八十」と、同項第七号ロ中「百分の四十」とあるのは「百分の六定の適用については、同項第六号ロ中「百分の五十」とあるのは「百に、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規と がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関

各号に掲げる体制の確保の状況を明らかにする帳簿とする。 第一項第一号から第十五号までに掲げる事項及び第一条の十一第一項 対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに次条 実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実 高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実 第九条の二十二 法第十六条の三第一項第五号に規定する厚生労働省令

第九条の二十三 法第十六条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令

第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。 第十六条の二十 特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法

- 次に掲げるところにより、高度の医療を提供すること。
- げる体制を確保すること。 第一条の十一第一項各号及び第九条の二十三第一項第一号に掲口 臨床検査及び病理診断を適切に実施する体制を確保すること。
- 。 第九条の二十三第一項第二号に規定する報告書を作成すること

二~七 (略)

十」とする。
十」とする。
一分の八十」と、同項第七号ロ中「百分の四十」とあるのは「百分の六定の適用については、同項第六号ロ中「百分の五十」とあるのは「百足、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規2 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関2

|第九条の二十三| 法第十六条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令

で定める事項は、次のとおりとする。

管理責任者を統括させること。門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全一 医療安全管理責任者を配置し、第六号に規定する医療安全管理部

一 専任の院内感染対策を行う者を配置すること。

でに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を行わせること。三 医薬品安全管理責任者に、第一条の十一第二項第二号イからハま

整理、周知及び当該周知の状況の確認 不 医薬品の安全使用のための業務に資する医薬品に関する情報の

確認、必要な指導及びこれらの結果の共有より把握した未承認等の医薬品の使用の必要性等の検討の状況のの状況の把握のための体系的な仕組みの構築並びに当該仕組みにの未承認等の医薬品の使用に関し、当該未承認等の医薬品の使用

四 法第一条の四第二項の説明に関する責任者を配置し、及び同項にハ イ及び口に掲げる措置を適切に実施するための担当者の定め

施に必要な方法に関する規程を作成することにより、説明を行う医う。)が説明を行う際の同席者、標準的な説明内容その他説明の実規定する医療の担い手(以下この号において「医療の担い手」とい

等の記載内容を確認させるなどにより、診療録等の適切な管理を行等」という。)の管理に関する責任者を定め、当該責任者に診療録五、診療録その他の診療に関する記録(以下この号において「診療録療の担い手が適切に医療を受ける者の理解を得るようにすること。

うこと。

で定める事項は、次のとおりとする。

次に掲げる体制を確保すること。

行う者を配置すること。

一専任の医療に係る安全管理を行う者及び専任の院内感染対策を

医療に係る安全管理を行う部門を設置すること。

制を確保すること。
・
当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体

(新設)

(新設)

(新設

- 10 -

を設置すること。

- 事項の遵守状況を確認させること。

 小 イに規定する部門に、従業者の口に規定する規程に定められた規定する部門が確認すべき事項等を定めた規程を作成すること。用いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項及びイに用いた医療を提供する場合に、従業者が遵守すべき事項及びイに別に厚生労働大臣が定める基準に従い、未承認新規医薬品等を
- た。 とこと及び公表を行うことを当該病院の開設者に求めるこに提出すること及び公表を行うことを当該病院の開設者に求めるこの選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣、次に掲げる要件を満たす監査委員会を設置し、委員名簿及び委員

イ 委員の数は三人以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は

当該病院と利害関係のない者から選任すること。

とすること。
とすること。
イに規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むもの

(2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者(1)に掲げる者の学識経験を有する者 原原に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他

ハ 年に二回以上開催すること。を除く。)

(1) 医療安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務会、医薬品安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員の状況について管理者等が 医療安全管理部門、医療安全管理委員

る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明するこ② 必要に応じ、当該病院の開設者又は管理者に対し、医療に係

ا .	, , 	医	(3)	1.1
10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		医療に係る安全管理に資するため、次	(1)及び(2)に掲げる業務について、	الله الله
				1

+

이

(2) (1)に掲げる場合以外の場合であつて、通常の経過では必要が(1) 入院患者が死亡した場合 当該死亡の事実及び死亡前の状況ぞれ次に定める事項を報告させること。

前の状況 (1)に掲げる場合以外の場合であつて、通常の経過では必要が2) (1)に掲げる場合以外の場合であつて、通常の経過では必要が

(1) イの規定による報告の実施の状況の確認及び確認結果の管理行わせること。 一項第二号イからハまでに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を イの場合においては、医療安全管理委員会に、第一条の十一第

者への報告(1) イの規定による報告の実施の状況の確認及び確認結果の管理

十一 他の特定機能病院の管理者と連携し、次に掲げる措置を講ずるのための従業者への研修及び指導 (1)に規定する実施の状況が不十分な場合における適切な報告

応じ、医療に係る安全管理の改善のための技術的助言を行わせるイー年に一回以上他の特定機能病院に従業者を立ち入らせ、必要にこと。

業者の立入りを受け入れ、イに規定する技術的助言を受けること 業者の立入りを受け入れ、イに規定する技術的助言を受けること ロ 年に一回以上他の特定機能病院の管理者が行うイに規定する従

راحاي

(新 設

次に掲げる措置を講ずること。

イ~ハ(略)	イ~ハ (略)
関する報告書(以下「事故等報告書」という。)を作成すること。	。 に関する報告書(以下「事故等報告書」という。)を作成すること
_	発生した日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した当該事案
	(以下「事故等事案」という。)が発生した場合には、当該事案が
二 次に掲げる医療機関内における事故その他の報告を求める事案 (十六 次に掲げる医療機関内における事故その他の報告を求める事案
	るとともに、自ら定期的に当該研修を受けること。
	管理責任者に定期的に医療に係る安全管理のための研修を受けさせ
(新設)	十五 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全
	の医療を提供するために必要なものに関する事項
	働して医療を提供するために必要な知識及び技能であつて、高度
	ハ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者が連携及び協
	つた場合における当該意見に関する事項
	ロ 第九号に規定する監査委員会から、同号ニ②の意見の表明があ
	イ 前各号に掲げる事項に関する事項
	げる事項について職員研修を実施すること。
(新設)	十四 第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲
	ロ 当該窓口及びその使用方法について従業者に周知すること。
	し必要な事項を定めること。
	することができないようにするための方策その他窓口の設置に関
	イ 当該窓口に提供する情報の範囲、情報提供を行つた個人を識別
	口を設置すること。
	適正な実施に疑義が生じた場合等の情報提供を受け付けるための窓
(新設)	十三 開設者と協議の上、次に掲げるところにより、医療安全管理の
	制を確保すること。
(新設)	十二 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体

第九条の二十五 る事項は、 次のとおりとする。 法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定め

<u>{</u> (略)

次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

を行う部門(以下この号において「医療安全管理部門」という。 専従の医師、 薬剤師及び看護師を配置した医療に係る安全管理

を設置し、次に掲げる業務その他の医療に係る安全管理のため

(2) 事故その他の医療安全管理型に必要な業務を行わせること。 医療安全管理委員会に係る事務

録その他の診療に関する記録の確認、 確認及び当該確認の結果に基づく従業者への必要な指導 なものとして管理者が認める事象が発生した場合における診療 事故その他の医療安全管理部門において取り扱うことが必要 当該事象の発生の原因の究明の実施その他の対応の状況の 患者又はその家族 への説

(4)(3) 医療に係る安全管理に係る連絡調整

医療に係る安全の確保のための対策の推進

口 者及び特定臨床研究に係る安全管理を行う者を配置すること。 専任の特定臨床研究において用いられる医薬品等の管理を行う

略)

五~八 (略

第十条 よく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、 病院、診療所又は助産所の管理者は、 患者、 次の各号に掲げる事項 妊婦、産婦又はじ

> 2 (略)

第九条の二十五 る事項は、次のとおりとする。 法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定め

<u>{</u> (略)

イ 次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。 医療に係る安全管理を行う部門を設置すること。

安全管理を行う者を配置すること。 いて用いられる医薬品等の管理を行う者及び特定臨床研究に係る 専任の医療に係る安全管理を行う者、 専任の特定臨床研究にお

(略)

五~八

(略)

第十条 よく婦を入院させ、 病院、 診療所又は助産所の管理者は、 又は入所させるに当たり、 患者、 次の各号に掲げる事項 妊婦、 産婦又はじ

この限りでない。 事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、を遵守しなければならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる

を入院させ、又は入所させないこと。 所室」という。)には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじよく婦ー 病室又は妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室(以下「入

院させ、又は入所させないこと。 二 病室又は入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入

入院させる場合には、精神病室に入院させること。 病室以外の病室で入院治療を受けることが必要なものを除く。) を要なもの(身体疾患を有する者であつて、当該身体疾患に対し精神要なもの)

四の感染症患者を感染症病室でない病室に入院させないこと。

ばこれに他の患者を入院させないこと。 六 病毒感染の危険のある患者を入院させた室は消毒した後でなけれ

の患者の用に供しないこと。 「に汚染し又は汚染の疑あるものは、消毒した後でなければこれを他一、病毒感染の危険ある患者の用に供した被服、寝具、食器等で病毒

の管理者について、準用する。 あつて特定機能病院でないもの(以下「事故等報告病院」という。)第十一条 第九条の二十三第一項第十六号の規定は、次に掲げる病院で

一~三 (略)

この限りでない。 事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、を遵守しなければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる

を入院させ、又は入所させないこと。所室」という。)には定員を超えて患者、妊婦、産婦又はじよく婦病室又は妊婦、産婦若しくはじよく婦を入所させる室(以下「入

院させ、又は入所させないこと。 病室又は入所室でない場所に患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入

(新設)

ない病室に入院させないこと。 精神病患者又は感染症患者をそれぞれ精神病室又は感染症病室で

三

の患者と同室に入院させないこと。 回室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の種

- の患者の用に供しないこと。 - に汚染し又は汚染の疑あるものは、消毒した後でなければこれを他六 - 病毒感染の危険ある患者の用に供した被服、寝具、食器等で病毒

管理者について、準用する。 つて特定機能病院でないもの(以下「事故等報告病院」という。)の第十一条 第九条の二十三第一項第二号の規定は、次に掲げる病院であ

一~三 (略)

しないよう必要な注意をしなければならない。
品、再生医療等製品及び用具につき医薬品医療機器等法の規定に違反第十四条 病院又は診療所の管理者はその病院又は診療所に存する医薬

施設及び記録は、次のとおりとする。第二十二条の三 法第二十二条の二第二号から第四号までの規定による

一・二 (略)

にする帳簿とする。

三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数をにする帳簿とする。

三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数をにする帳簿とする。

(法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合)

げる場合とする。 第二十四条 法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲

一~七 (略)

素であつて、陽電子放射断層撮影装置による画像診断(以下「陽電。)である放射性同位元素で密封されていないもの(放射性同位元る治験の対象とされる薬物(以下この号において「治験薬」という八 病院又は診療所に、医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定す

意をしなければならない。
住及び安全性の確保等に関する法律の規定に違反しないよう必要な注品、再生医療等製品及び用具につき医薬品、医療機器等の品質、有効第十四条 病院又は診療所の管理者はその病院又は診療所に存する医薬

施設及び記録は、次のとおりとする。第二十二条の三の法第二十二条の三の法第二十二条の二第二号から第四号までの規定による

一・二 (略)

項に規定する措置の状況を明らかにする帳簿とする。 「一号並びに第一条の十一第一項に規定する体制の確保及び同条第二に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十三第一項第一号並びに第一条の土井三第一項第の別別のでする、外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十三第一項第明らかにする帳簿、高度の医療の服務の実績、高度の医療技術の開明らかにする情質の実績、高度の医療技術の開明らかにする情質とする。

(法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合)

げる場合とする。 第二十四条 法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲

一~七 (略)

同位元素で密封されていないもの(放射性同位元素であつて、陽電れる薬物(以下この号において「治験薬」という。)である放射性性の確保等に関する法律第二条第十七項に規定する治験の対象とさ、病院又は診療所に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全

うとする場合又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えようるものを除く。以下「診療用放射性同位元素」という。)を備えよ診療用放射性同位元素」という。)のうち、医薬品又は治験薬であ子断層撮影診療」という。)に用いるもの(以下「陽電子断層撮影

九~十三 (略)

とする場合

で定める病床は、次に掲げる病床とする。第三十条の三十二の二。法第三十条の四第九項に規定する厚生労働省令

一~十二 (略)

又は診療所の当該機能に係る病床十三 医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験を行う病院

十四(略)

2

(略)

2

2 (略)

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えようとする場合下「診療用放射性同位元素」という。)を備えようとする場合又は元素」という。)のうち、医薬品又は治験薬であるものを除く。以という。)に用いるもの(以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位子放射断層撮影装置による画像診断(以下「陽電子断層撮影診療」

九~十三 (略)

で定める病床は、次に掲げる病床とする。第三十条の三十二の二 法第三十条の四第九項に規定する厚生労働省令

~十二 (略)

る法律第二条第十七項に規定する治験を行う病院又は診療所の当該十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す

機能に係る病床

十四 (略)